

官報 号外

昭和四十五年五月十三日

○第六十三回 参議院會議録第十七号

昭和四十五年五月十三日(水曜日)
午後十時六分開議

○議事日程 第十七号

昭和四十五年五月十三日

午後三時開議

- 第一 窒息性ガス、毒性ガス又はこれらに類するガス及び細菌学的手段の戦争における使用の禁止に関する議定書の締結について承認を求めるの件(衆議院送付)
- 第二 民事訴訟手続に関する条約等の実施に伴う民事訴訟手続の特例等に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)
- 第三 航空機の強取等の処罰に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)
- 第四 外国政府等に対する米穀の売渡しに関する暫定措置法案(内閣提出、衆議院送付)
- 第五 昭和四十四年度における農林漁業団体職員共済組合法の規定による年金の額の改定に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
- 第六 漁船再保険及漁業共済保険特別会計の歳入不足を補うための一般会計からの繰入金に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)
- 第七 清酒製造業の安定に関する特別措置法案(内閣提出、衆議院送付)
- 第八 閉鎖機関令等の規定によつてされた信託の処理に関する法律の一部を改正する法律案(衆議院提出)

昭和四十五年五月十三日 参議院會議録第十七号

議長報告

- 第九 特許法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
- 第一〇 情報処理振興事業協会等に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)
- 第一一 筑波研究学園都市建設法案(衆議院提出)
- 第一二 司書教諭の発令及び学校司書制度の法制化に関する請願(九件)
- 第一三 国立大学附属校における父兄の公費負担の軽減等に関する請願(七十七件)
- 第一四 教育予算増額に関する請願
- 第一五 病児教育施設充実に関する請願
- 第一六 山村へき地の医療保健対策強化のため医科大学の新設等に関する請願(百六十五件)
- 第一七 私立学校助成策の拡充強化に関する請願
- 第一八 養護教諭の全校必置並びに養護教諭養成所設置等に関する請願(二十六件)
- 第一九 米国の繊維貿易制限に関する請願
- 第二〇 世界連邦建設に関する請願(十九件)
- 第二一 繊維製品の対米輸出自主規制反対に関する請願
- 第二二 米国の繊維品輸入規制反対に関する請願(八件)
- 第二三 むちうち症の療術治療に関する請願(三件)
- 第二四 ドライブインにおいて酒類の提供を禁ずる法律の制定に関する請願(八十九件)
- 第二五 災害地における集落移転に対する助成

措置に関する請願
第二六 岩手県下を襲った低気圧による災害対策に関する請願

○本日の會議に付した案件

- 一、国立国会図書館の館長の任命に関する件
- 一、日程第一より第一一まで
- 一、衛生検査技師法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
- 一、旅館業法の一部を改正する法律案(衆議院提出)
- 一、労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
- 一、船員保険法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
- 一、全国新幹線鉄道整備法案(衆議院提出)
- 一、昭和四十二年、昭和四十三年及び昭和四十四年度における地方公務員等共済組合法の規定による年金の額の改定等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
- 一、地方公務員災害補償法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
- 一、航空機内で行なわれた犯罪その他ある種の行為に関する条約第十三条の実施に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)
- 一、電気工業業の業務の適正化に関する法律案(衆議院提出)
- 一、農業者年金基金法案(内閣提出、衆議院送付)
- 一、農業協同組合併助成法の一部を改正する法律案(衆議院提出)
- 一、農林物資規格法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
- 一、裁判所法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
- 一、防衛庁設置法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

一、日程第一二より第二六まで
一、滋賀県に県域ラジオ・テレビ放送局設置促進に関する請願外千四百八十三件の請願
一、委員会の審査及び調査を閉会中も継続するの件

○副議長(安井謙君) 諸般の報告は、朗読を省略いたします。

昨十二日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。

大蔵委員 小笠原貞子君
文教委員 渡辺 武君
商工委員 木村 睦男君
運輸委員 井川 伊平君
決算委員 松本 賢一君

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

大蔵委員 渡辺 武君
文教委員 小笠原貞子君
商工委員 井川 伊平君
運輸委員 木村 睦男君
決算委員 森 元治郎君

同日議長において、左の特別委員の辞任を許可した。

災害対策特別委員 松本 英二君
公害対策特別委員 田中寿美子君
交通安全対策特別委員 小柳 勇君

同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。

災害対策特別委員 北村 暢君
公害対策特別委員 占部 秀男君
交通安全対策特別委員 鈴木 強君

同日特別委員会において当選した委員長は左の通りである。

災害対策特別委員会 委員長 北村 暢君(西村関一君の補欠)
公害対策特別委員会

昭和四十五年五月十三日 参議院會議録第十七号

議長の報告

八〇〇

委員長 占部 秀男君(松井誠君の補欠)
交通安全対策特別委員会

委員長 鈴木 強君(瀬谷英行君の補欠)
同日委員会において当選した理事は左の通りである。

文教委員会

理事 田村 賢作君(田村賢作君の補欠)
建設委員会

理事 大和 与一君(松本英一君の補欠)
同日衆議院から予備審査のため左の議案が送付された。よつて議長は即日これを農林水産委員会に付託した。

農林協同組合合併助成法の一部を改正する法律案(農林水産委員長提出)

同日衆議院から左の議案が提出された。よつて議長は即日これを農林水産委員会に付託した。

農林協同組合合併助成法の一部を改正する法律案

同日衆議院から左の内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを内閣委員会に付託した。

国家公務員災害補償法の一部を改正する法律案

同日衆議院から同院において修正議決した左の内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを委員会に付託した。

国際機関等に派遣される一般職の国家公務員の処遇等に関する法律案 内閣委員会に付託

日雇労働者健康保険法の一部を改正する法律案 社会労働委員会に付託

同日議長は、衆議院から予備審査のため送付された左の議案を内閣委員会に付託した。

靖国神社法案(川島正次郎君外十五名提出)

同日議長は、左の委員長提出案を予備審査のため衆議院に送付した。

優生保護法の一部を改正する法律案(社会労働委員長提出)

同日左の本院提出案を衆議院に送付した。

優生保護法の一部を改正する法律案

同日委員長から左の報告書が提出された。

民事訴訟手続に関する条約等の実施に伴う民事訴訟手続の特例等に関する法律案可決報告書
航空機の強取等の処罰に関する法律案可決報告書

窒息性ガス、毒性ガス又はこれらに類するガス及び細菌学的手段の戦争における使用の禁止に関する議定書の締結について承認を求めるの件議決報告書

外国政府等に対する米穀の充渡しに関する暫定措置法案可決報告書

昭和四十四年度における農林漁業団体職員共済組合法の規定による年金の額の改定に関する法律の一部を改正する法律案可決報告書

漁船再保険及漁業共済保険特別会計の歳入不足をうめるための一般会計からの繰入金に関する法律案可決報告書

清酒製造業の安定に関する特別措置法案可決報告書

閉鎖機関令等の規定によつてされた信託の処理に関する法律の一部を改正する法律案可決報告書

特許法等の一部を改正する法律案可決報告書

情報処理振興事業協会等に関する法律案可決報告書

筑波研究学園都市建設法案可決報告書

外務委員会請願審査報告書(第一号)

文教委員会請願審査報告書(第一号)

災害対策特別委員会請願審査報告書(第一号)

交通安全対策特別委員会請願審査報告書(第一号)

同日本院は、衆議院送付の左の内閣提出案を承認することを議決した旨衆議院に通知した。

日本国とルーマニア社会主義共和国との間の通商航海条約の締結について承認を求めるの件

日本国とブルガリア人民共和国との間の通商航海条約の締結について承認を求めるの件

北西大西洋の漁業に関する国際条約及び関係諸議定書の締結について承認を求めるの件

全米熱帯まぐろ類委員会の設置に関するアメリカ合衆国とコスタ・リカ共和国との間の条約への加入について承認を求めるの件

南東大西洋の生物資源の保存に関する条約の締結について承認を求めるの件

航空機内で行なわれた犯罪その他の行為の行爲に関する条約の締結について承認を求めるの件

同日本院は、衆議院送付の左の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。

国民生活センター法案

交通安全対策基本法案

公共用水域の水質の保全に関する法律の一部を改正する法律案

運輸省設置法等の一部を改正する法律案

恩給法等の一部を改正する法律案

昭和四十二年、昭和四十三年及び昭和四十四年度における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律及び公共企業体職員等共済組合法の一部を改正する法律案

道路整備緊急措置法等の一部を改正する法律案

本州四国連絡橋公団法案

日本私学振興財団法案

昭和四十四年度における私立学校教職員共済組合法の規定による年金の額の改定に関する法律の一部を改正する法律案

航空法の一部を改正する法律案

国民年金法の一部を改正する法律案

地方交付税法の一部を改正する法律案

郵便切手類券さばき所及び印紙券さばき所に關する法律の一部を改正する法律案

同日本院は、左の衆議院提出案を可決した旨衆議院に通知した。

心身障害者対策基本法案
同日衆議院から、本院の送付した左の内閣提出案は、同院においてこれを承認することを議決した旨の通知書を受領した。

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とマレーシア政府との間の協定の締結について承認を求めるの件

所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国政府とオランダ王国政府との間の条約の締結について承認を求めるの件

所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国とザンビア共和国との間の条約の締結について承認を求めるの件

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国と大韓民国との間の条約の締結について承認を求めるの件

同日衆議院から、本院の送付した左の内閣提出案は、同院においてこれを可決した旨の通知書を受領した。

肥料価格安定等臨時措置法の一部を改正する法律案

林業種苗法案

輸出中小企業製品統一商標法案

同日国会において承認することを議決した左の件を内閣に送付し、その旨衆議院に通知した。

日本国とルーマニア社会主義共和国との間の通商航海条約の締結について承認を求めるの件

日本国とブルガリア人民共和国との間の通商航海条約の締結について承認を求めるの件

北西大西洋の漁業に関する国際条約及び関係諸議定書の締結について承認を求めるの件

全米熱帯まぐろ類委員会の設置に関するアメリカ合衆国とコスタ・リカ共和国との間の条約への加入について承認を求めるの件

南東大西洋の生物資源の保存に関する条約の締結について承認を求めるの件

同日本院は、左の衆議院提出案を可決した旨衆議院に通知した。

同日本院は、左の衆議院提出案を可決した旨衆議院に通知した。

同日本院は、左の衆議院提出案を可決した旨衆議院に通知した。

同日本院は、左の衆議院提出案を可決した旨衆議院に通知した。

昭和四十五年五月十三日 参議院会議録第十七号

窒息性ガス、毒性ガス又はこれらに類するガス及び細菌学的手段の戦争における使用の禁止に關する議定書の締結につ

八〇二

窒息性ガス、毒性ガス又はこれらに類するガス及び細菌学的手段の戦争における使用の禁止に關する議定書

下名の全権委員は、各自の政府の名において、窒息性ガス、毒性ガス又はこれらに類するガス及びこれらと類似のすべての液体、物質又は考案を戦争に使用することが、文明世界の世論によつて正当にも非難されているので、

前記の使用の禁止が、世界の大多数の国が当事国である諸条約中に宣言されているので、

この禁止が、諸国の良心及び行動をひとしく拘束する国際法の一部として広く受諾されるために、

次のとおり宣言する。

締約国は、前記の使用を禁止する条約の当事国となつていない限りこの禁止を受諾し、かつ、この禁止を細菌学的戦争手段の使用についても適用すること及びこの宣言の文言に従つて相互に拘束されることに同意する。

締約国は、締約国以外の国がこの議定書に加入するよう勧誘するためあらゆる努力を払うものとする。その加入は、フランス共和国政府に通告され、同政府によりすべての署名国及び加入国に通告されるものとし、同政府による通告の日に効力を生ずる。

この議定書は、フランス語及び英語の本文とともに正文とし、できる限りすみやかに批准されなければならない。この議定書には、本日の日付を付する。

この議定書の批准書は、フランス共和国政府に送付するものとし、同政府は、直ちに各署名国及び各加入国に対し当該批准書の寄託を通告する。この議定書の批准書及び加入書は、フランス共和国政府に寄託しておく。

この議定書は、各署名国につきその批准書の寄託の日に効力を生ずるものとし、その署名国は、その時から、すでに批准書を寄託している他の署名国との関係において拘束される。

以上の証拠として、全権委員は、この議定書に署名した。

千九百二十五年六月十七日にジュネーヴで、本書一通を作成した。

ドイツのために

H・フォン・エッカルト

アメリカ合衆国のために

セオドール・E・パートン

ヒュー・S・ギブソン

オーストリアのために

E・プフリューグル

ベルギーのために

フェルナンド・ペルツェル

ブラジルのために

海軍少将 A・C・デ・ソウザ・イ・シルヴァ

陸軍少佐 エシニテヴァオン・レイタオン・デ・カルヴァーリヨ

英帝国のために

本官は、本官の署名がインド及び国際連盟の単独の加盟国である英国自治領であつてこの議定書に別個に署名又は加入をしないものを拘束しないことを宣言する。

オンスロー

カナダのために

ウォルター・A・リデル

アイルランド自由国のために

インドのために

P・Z・コックス

ブルガリアのために

D・ミコフ

チリのために

陸軍中将 ルイス・カブレラ

中国のために

コロンビアのために

デンマークのために

A・オルデンブルグ

エジプトのために

アーメッド・エル・カドリ

スペインのために

エミリオ・デ・パラシオス

エストニアのために

J・ライドナー

エティオピアのために

グエタチウ

ブラタ ヘロワイ・ヘロワイ

A・タスファエ

フィンランドのために

O・エンケル

フランスのために

J・ポール・ボンクル

ギリシャのために

ヴァシリ・デンドラミス

D・ヴァホプーロス

ハンガリーのために

イタリアのために

ピエトロ・キミエンティ

アルベルト・デ・マリニス・ステンダルド

日本国のために

松田道一

ラトヴィアのために

陸軍大佐 ハルトマニス

リビアのために

ドクトル ツァウニウス

ルクセンブルグのために

Ch・G・ヴェルメール

ニカラグアのために

A・ソティール

ノールウェーのために

クリスティアン・L・ランゲ

パナマのために

オランダのために

W・ダウデ・ファン・トローストワイク

W・フエリン

ベルギーのために

ポーランドのために

将軍 カジミール・ソスノコフスキ

G・D・モラフスキ

ポルトガルのために

A・M・バルトロメウ・フェレイラ

アメリカ・ダ・コシュタ・レーメ

ルーマニアのために

政府の承認を条件として

N・P・コムネネ

将軍 T・ドゥミトレスク

エル・サルヴァドルのために

J・グスターヴォ・ゲレーロ

シヤムのために

M・C・ウィブン

スウェーデンのために

エイナル・ヘニングス

スイスのために

批准を条件として

ローナー

エドモン・ミューラー

セルブ・クロアチア・スロヴェニア王国のため

J・ドゥッチ

将軍 カラファトヴィッチ

海軍中佐 マリアセヴィッチ

チェコスロヴァキアのために

ドクトル ヴェヴェルカ・フェルディナン

ド

トルコのために

M・テヴフィク

ウルグアイのために

エンリケ・E・ブエロ

ヴェネズエラのために

C・バラ・ペレス

〔長谷川仁君登壇、拍手〕

○長谷川仁君 ただいま議題となりました毒ガス等の使用禁止に関する議定書につきまして、外務委員会における審議の経過と結果を御報告申し上げます。

この議定書は、窒息性ガス、毒性ガスまたはこれらに類するガス及び類似のすべての液体、物質または考案の戦争における使用を禁止すること、この禁止を細菌学的戦争手段の使用についても適用すること等を規定したものであります。

委員会におきましては、この議定書によつて使用が禁止される化学、細菌兵器の範囲等について質疑が行なわれましたが、詳細は会議録によつて御承知願います。

五月十二日、質疑を終え、採決の結果、本件は全会一致をもつて承認すべきものと決定いたしました。

以上御報告申し上げます。(拍手)

○副議長(安井謙君) 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。

本件を問題に供します。本件を承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長(安井謙君) 総員起立と認めます。よつて、本件は全会一致をもつて承認することに決しました。

○副議長(安井謙君) 日程第二、民事訴訟手続に関する条約等の実施に伴う民事訴訟手続の特例等に関する法律案。

日程第三、航空機の強取等の処罰に関する法律案。

(いずれも内閣提出、衆議院送付)

以上両案を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○副議長(安井謙君) 御異議ないと認めます。

まず、委員長長の報告を求めます。法務委員長小平芳平君。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

民事訴訟手続に関する条約等の実施に伴う民事訴訟手続の特例等に関する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。
昭和四十五年四月二十八日

衆議院議長 船田 中

参議院議長 重宗 雄三殿

民事訴訟手続に関する条約等の実施に伴う民事訴訟手続の特例等に関する法律案
民事訴訟手続の特例等に関する法律案
民事訴訟手続の特例等に関する法律案

目次

第一章 総則(第一条)

第二章 民事訴訟手続に関する条約の実施

第一節 通則(第二条―第五条)

第二節 文書の送達(第六条―第七条)

第三節 司法共助の嘱託(第八条―第九条)

第四節 訴訟費用の担保の免除等(第十条―第二十二條)

第五節 訴訟上の救助(第二十三條)

第三章 民事又は商事に関する裁判上及び裁判外の文書の外国における送達及び告知に関する条約の実施(第二十四條―第二十九條)

附則

第四章 雑則(第三十條―第三十一條)

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、民事訴訟手続に関する条約

及び民事又は商事に関する裁判上及び裁判外の文書の外国における送達及び告知に関する条約の実施に伴い、民事訴訟手続に関する特例等を定めることを目的とする。

第二章 民事訴訟手続に関する条約の実施

第一節 通則

(当局の指定)

第二条 民事訴訟手続に関する条約(以下「民事条約」という。)第一条第一項、第九条第一項及び第二十三条第一項の当局は、外務大臣とする。

(送達及び司法共助の管轄等)

第三条 民事条約に定める文書の送達及び証拠調べその他の裁判上の行為について、同条約の締約国である外国(以下この章において「外国」という。)の当局の嘱託があつたときは、裁判所は、これについて法律上の補助をするものとする。

2 法律上の補助をする裁判所は、所要の事務を取り扱ふべき地を管轄する地方裁判所とする。

(管轄裁判所への移送)

第四条 受託事項が他の裁判所の管轄に属するときは、受託裁判所は、嘱託を管轄裁判所に移送する。

(受託事項の実施)

第五条 受託事項は、民事条約に特別の定めがある場合には同条約によるほか、日本国の法律により行なう。

第二節 文書の送達

(裁判外の文書の送達)

第六条 民事条約第一条第一項の文書で裁判外のものの外国における送達に関する事項は、送達を求める者が普通裁判籍を有する地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

2 前項の送達及び外国の当局の嘱託により本邦においてする裁判外の文書の送達に関しては、民事訴訟法(明治二十三年法律第二十九号)第一編第四章第三節の規定を準用する。

(送達証明)

第七条 送達について法律上の補助をした地方裁判所は、送達の実状、方法及び日付を確証した証明書又は送達ができなかつた事由を記載した証明書を作成し、外務大臣に送付しなければならない。

2 前項の証明書の作成事務は、裁判所書記官が取り扱う。

第三節 司法共助の嘱託

(期日の通知)

第八条 民事条約第十一条第二項の規定による通知をしたときは、当事者に対する期日の呼出しは、要しない。

(受託裁判所のした処分に対する不服申立て)

第九条 外国の当局の嘱託により証拠調べその他の裁判上の行為をするに際し本邦の裁判所がした裁判については、当該裁判所を受託裁判所とみなして不服申立てに関する民事訴訟法の規定を適用する。

第四節 訴訟費用の担保の免除等

(訴訟費用の担保の免除)

第十条 民事条約の締約国に住所、事務所又は営業所を有する締約国の国民である原告は、本邦に住所、事務所及び営業所を有しないときでも、民事訴訟法第七十七条第一項に規定する訴訟費用の担保を供することを要しない。ただし、その者が国籍を有する締約国が民事条約第三十二條第二項の留保をしているときは、この限りでない。

(執行認許の請求の嘱託)

第十一条 民事条約第十八條第一項又は第二項の裁判で本邦の裁判所がしたもののについては、第一審の受託裁判所は、訴訟費用債権者の申立てにより、執行認許の請求をすべき旨を外務大臣に嘱託するものとする。

(訴訟費用の負担を命ずる外国裁判の執行)

第十二条 民事条約第十八條第一項又は第二項の裁判で外国裁判所がしたもののによる強制執行

昭和四十五年五月十三日 参議院會議録第十七号

は、本邦の裁判所が執行認許をしたときに限り、行なうことができる。

2 執行認許の事件は、訴訟費用債務者が普通裁判籍を有する地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。その普通裁判籍がないときは、民事訴訟法第八條の規定により訴訟費用債務者に対する訴えを管轄する地方裁判所の管轄に属する。

(執行認許の請求の送付)

第十三条 民訴条約第十八條第一項又は第二項の規定により執行認許の請求がされた場合には、外務大臣は、これを裁判所に送付しなければならない。

(執行認許についての裁判)

第十四条 裁判所は、前条の規定による送付を受けたときは職権で、民訴条約第十八條第三項の取極があるときは申立てにより、同条約第十九條第二項1、2及び3に掲げる事項について審理し、執行認許又は執行不認許の決定をしなければならない。

(裁判の告知)

第十五条 前条の規定により裁判所が職権で開始した事件の決定は、検察官及び訴訟費用債務者に告知することによつて、効力を生ずる。

(即時抗告)

第十六条 申立人及び訴訟費用債務者は、執行認許又は執行不認許の決定に対して即時抗告をすることが出来る。前条の規定により執行不認許の決定の告知を受けた検察官も、同様とする。

2 前項の即時抗告の期間は、二週間とする。

(執行認許の決定の効力)

第十七条 確定した執行認許の決定は、執行力のある債務名義と同一の効力を有する。

(決定正本の送付)

第十八条 裁判所は、職権で開始した事件の決定が確定したときは、その決定の正本を外務大臣に送付しなければならない。

(裁判費用の国庫負担)

第十九条 職権で開始した執行認許の手続(その

抗告審における手続を含む。)に要する裁判費用は、国庫の負担とする。

(証明、翻訳及び認証の費用額の確定)

第二十条 民訴条約第十九條第四項の規定により費用額を定めるべき旨の請求があつたときは、裁判所は、執行認許の決定においてその額を定める。

(非訟事件手続法の準用)

第二十一条 第十一条の申立て及び執行認許の手続に關しては、民訴条約又はこの法律に特別の定めがある場合を除き、非訟事件手続法明治三十一年法律第十四号第一編の規定を準用する。

(当局の権限証明)

第二十二条 民訴条約第十九條第三項の当局の権限は、最高裁判所が証明する。

第五節 訴訟上の救助

(外国における訴訟上の救助)

第二十三条 民訴条約第二十三條の規定により外国において訴訟上の救助を請求する者は、その者が普通裁判籍を有する地を管轄する地方裁判所にその請求を提出しなければならない。

2 前項の請求に關する事務は、裁判所書記官が取り扱う。

第三章

民事又は商事に關する裁判上及び裁判外の文書の外国に關する送達

及び告知に關する条約の実施

(当局の指定)

第二十四条 民事又は商事に關する裁判上及び裁判外の文書の外国に關する送達及び告知に關する条約(以下「送達条約」という。)第二条第一項の中央当局及び同条約第九條第一項の当局は、外務大臣とする。

(送達の管轄等)

第二十五条 送達条約に定める文書の送達について、同条約の締約国である外国(以下この章において「外国」という。)の当局又は裁判所附屬吏の囑託があつたときは、裁判所は、これについて法律上の補助をするものとする。

2 第三条第二項及び第四條の規定は、前項の場合について準用する。

(送達の実施)

第二十六条 前条第一項の囑託に係る文書の送達は、送達条約に特別の定めがある場合には同条約によるほか、日本国の法律により行なう。

(送達証明)

第二十七条 送達について法律上の補助をした地方裁判所は、送達条約第六條の証明書を作成しなければならない。

2 第七條第二項の規定は、前項の証明書の作成について準用する。

(公示送達)

第二十八条 外国においてすべき送達条約第十五條第一項の文書の送達については、同条第二項(a)、(b)及び(c)に掲げる要件が満たされたときに限り、民事訴訟法第七十八條の規定により公示送達をすることが出来る。

(裁判外の文書の送達)

第二十九条 第六條の規定は、送達条約第十七條の裁判外の文書の送達について準用する。

第四章 雜則

(費用の予納)

第三十条 民訴条約及び送達条約並びにこの法律に定める事項の実施のため費用を要するときは、裁判所は、当事者にその費用を予納させることができる。

(最高裁判所規則)

第三十一条 この法律に定めるもののほか、民訴条約及び送達条約並びにこの法律に定める裁判所の手続に關して必要な事項は、最高裁判所が定める。

附則

(施行期日)

1 この法律は、民訴条約及び送達条約が日本国について効力を生ずる日から施行する。

(経過措置)

2 この法律は、この法律の施行前に生じた事項について適用する。ただし、この法律の施行前に生じた効力を妨げない。

(民事訴訟法の一部改正)

3 民事訴訟法の一部を次のように改正する。
第五百九條後段を次のように改める。
外国ニ在ル当事者ニ付テハ此ノ期間ハ之ヲ二月トス

第五百九條に次の一項を加える。
前項ノ期間ニ付テハ前条ノ規定ヲ適用セズ
第七十八條第一項に後段として次のように加える。
同条ノ規定ニ依リ外國ノ管轄官庁ニ囑託ヲ発シタル後六月ヲ経過スルモ其ノ送達ヲ証スル書面ノ送付ナキ場合亦同ジ
第七十八條第三項に次のただし書を加える。
但シ第一項後段ノ場合ニ於テハ此ノ限ニ在ラズ

(非訟事件手続法の一部改正)
4 非訟事件手続法の一部を次のように改正する。
第二十二條に後段として次のように加える。
外國ニ在ル当事者ニ付テハ此期間ハ之ヲ二月トス
(民事訴訟法及び非訟事件手続法の一部改正に伴う経過措置)
5 この法律の施行の際附則第三項の規定による改正前の民事訴訟法第五百九條又は前項の規定による改正前の非訟事件手続法第二十二條に定める期間が現に進行しているものについては、なお従前の例による。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕
航空機の強取等の処罰に關する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。
よつて国会法第八十三條により送付する。

昭和四十五年四月二十八日

衆議院議長 船田 中

参議院議長 重宗 雄三殿

航空機の強取等の処罰に関する法律案
航空機の強取等の処罰に関する法律

(航空機の強取等)

第一条 暴行若しくは脅迫を用い、又はその他の方法により人を抵抗不能の状態に陥れて、航行中の航空機を強取し、又はほしきままにその運航を支配した者は、無期又は七年以上の懲役に処する。

2 前項の未遂罪は、罰する。

(航空機強取等致死)

第二条 前条の罪を犯し、よつて人を死亡させた者は、死刑又は無期懲役に処する。

(航空機強取等予備)

第三条 第一条第一項の罪を犯す目的で、その予備をした者は、三年以下の懲役に処する。ただし、実行に着手する前に自首した者は、その刑を減軽し、又は免除する。

(航空機の運航妨害)

第四条 偽計又は威力を用いて、航行中の航空機の針路を変更させ、その他その正常な運航を阻害した者は、一年以上十年以下の懲役に処する。

(国外犯)

第五条 前四条の罪は、刑法(明治四十年法律第四十五号)第二条の例に従う。

附 則

1 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

2 第三条ただし書の規定は、この法律の施行後に自首した者がその施行前にした行為について適用する。

「小平芳平君登壇、拍手」

○小平芳平君 たいま議題となりました二法案

昭和四十五年五月十三日 参議院会議録第十七号

につき、法務委員会における審議の経過と結果を御報告いたします。

まず、民事訴訟手続に関する条約等の実施に伴う民事訴訟手続の特例等に関する法律案について申し上げます。

この法律案は、今国会に提出された民事訴訟手続に関する条約の締結について承認を求めるの件及び民事又は商事に関する裁判上及び裁判外の文書の外国における送達及び告知に関する条約の締結について承認を求めるの件、両条約の批准に伴う国内法上の措置として提出されたものであります。その内容は、渉外的な民事事件に関し、民事訴訟法、外国裁判所ノ囑託ニ因ル共助法等に定める手続について、両条約の批准により必要となる措置を定めるとともに、両条約により課せられる義務を履行するため、若干の規定を新設せんとするものであります。

委員会においては、現行制度のもとにおける文書の送達及び司法共助が、両条約及び本法施行の結果、いかに改められるか、外国との間の司法共助の状況等につき質疑がなされましたが、詳細は会議録に譲りたいと存じます。

質疑を終了し、討論なく、採決の結果、全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、航空機の強取等の処罰に関する法律案について申し上げます。

本法法律案の要旨は、航空機の乗客、乗組員等に暴行脅迫等を加えて、航行中の航空機を強取し、あるいはほしきままにその運航を支配した者は、現在の強盗罪よりも重い無期または七年以上の懲役に処し、その未遂をも処罰するとともに、この犯罪を犯した結果、人を死亡させた場合には死刑または無期懲役に処することとするほか、本法案第一条に定むる罪の予備及び国外犯等について、それぞれ処罰しようとするものであります。委員会においては、本法案提出の端緒となった

「ト」号乗取り事件の捜査状況、本法案における各条犯罪の構成要件、本法制定による航空機乗取り防止の効果等につき質疑がなされましたが、詳細は会議録に譲りたいと存じます。

質疑を終了し、討論なく、採決の結果、全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上御報告いたします。(拍手)

○副議長(安井謙君) 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。

両案全部を問題に供します。両案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長(安井謙君) 総員起立と認めます。よつて、両案は全会一致をもって可決せられました。

○副議長(安井謙君) 日程第四、外国政府等に対する米穀の売渡しの暫定措置法案。

日程第五、昭和四十四年度における農林漁業団体職員共済組合法の規定による年金の額の改定に関する法律の一部を改正する法律案。

(いずれも内閣提出、衆議院送付)
以上両案を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○副議長(安井謙君) 御異議ないと認めます。まず、委員長の報告を求めます。農林水産委員長 長岡田清充君。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

外国政府等に対する米穀の売渡しに関する暫定措置法案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決しよつて国会法第八十三条により送付する。

昭和四十五年四月十七日

衆議院議長 船田 中

参議院議長 重宗 雄三殿

外国政府等に対する米穀の売渡しに関する暫定措置法案
外国政府等に対する米穀の売渡しに関する暫定措置法案

1 政府は、当面の米穀の需給事情等にかんがみ、米穀の円滑な輸出に資するため、当分の間、次の各号に掲げる者に対し、その保有する米穀を当該各号に掲げる条件により売り渡すことができる。ただし、第二号に掲げる者については、その者が、売渡しを受けた米穀を、その売渡しに係る同号に掲げる条件(担保に関するものを除く)と同一の条件により第一号に掲げる者に対し売り渡すことが事実と認められる場合に限るものとする。

一 外国の政府その他これに準ずるものとして農林大臣が指定する者 売渡しの対価の支払方法を、担保の提供を免除し、かつ、政令で定める利率を下らない利率による利息を附してする支払期間三十年以内(十年以内の償還期間を含む)の年賦支払の方法で農林大臣が定めるものとすること。

二 前号に掲げる者以外の者 売渡しの対価の支払方法を、確実な担保を提供させ、かつ、政令で定める利率を下らない利率による利息を附してする支払期間三年以内の年賦支払又は半年賦支払の方法で農林大臣が定めるものとすること。

2 前項の規定による米穀の売渡しは、開発途上にある諸国の米穀の通常の輸出を阻害することのないよう配慮して行なうものとする。

3 農林大臣は、第一項各号の規定による支払方法を定めようとするときは、大蔵大臣に協議しなければならない。

八〇五

昭和四十五年五月十三日 参議院會議録第十七号

外国政府等に対する米穀の売渡しに関する暫定措置法案外一件

八〇六

附 則
この法律は、公布の日から施行する。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

昭和四十四年度における農林漁業団体職員共済組合法の規定による年金の額の改定に関する法律の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを修正議決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和四十五年四月十七日

衆議院議長 船田 中
参議院議長 重宗 雄三殿

(小字は衆議院修正)

昭和四十四年度における農林漁業団体職員共済組合法の規定による年金の額の改定に関する法律の一部を改正する法律案

昭和四十四年度における農林漁業団体職員共済組合法の規定による年金の額の改定に関する法律の一部を改正する法律案

昭和四十四年度における農林漁業団体職員共済組合法の規定による年金の額の改定に関する法律の一部を改正する法律案

昭和四十四年度における農林漁業団体職員共済組合法の規定による年金の額の改定に関する法律の一部を改正する法律案

昭和四十四年度における農林漁業団体職員共済組合法の規定による年金の額の改定に関する法律の一部を改正する法律案

昭和四十四年度における農林漁業団体職員共済組合法の規定による年金の額の改定に関する法律の一部を改正する法律案

昭和四十四年度における農林漁業団体職員共済組合法の規定による年金の額の改定に関する法律の一部を改正する法律案

昭和四十四年度における農林漁業団体職員共済組合法の規定による年金の額の改定に関する法律の一部を改正する法律案

昭和四十四年度における農林漁業団体職員共済組合法の規定による年金の額の改定に関する法律の一部を改正する法律案

額の改定の場合について準用する。

第二条の見出し中「新法」を「昭和四十四年度における新法」に改め、同条第一項中「遺族年金の下に（以下「昭和四十四年度以前の新法の規定による年金」と総称する。）を加え、「別表」を「別表第一」に改め、同条第二項中「前条第二項」を「第一条第二項」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（昭和四十五年度における新法の規定による年金の額の改定）

2 昭和四十四年度十月以前の新法の規定による年金であつて、その基礎となつた組合員期間のうち昭和四十四年度十月以前の期間を含むものについては、昭和四十五年十月以後、その額を前条第一項の規定に準じて算定した額に改定する。この場合において、同項中「昭和三十九年九月以前の組合員期間」とあるのは、昭和四十年九月以前の組合員期間と、別表第一とあるのは、別表第二と読み替へるものとする。

2 昭和四十四年度十一月一日以後昭和四十五年九月三十日以前に前条第一項の資格喪失事由に該当した組合員若しくは任意継続組合員又は昭和四十四年十一月一日以後昭和四十五年九月三十日以前に新法第三十九条第一項第二号の障害給付の請求をした任意継続組合員についての当該資格喪失事由又は障害給付の請求に係る新法の規定による退職年金、減額退職年金、障害年金又は遺族年金であつて、これらの年金の基礎となつた組合員期間のうち昭和四十四年度十月以前の期間を含むものについては、昭和四十五年十月以後、その額を、昭和四十四年度九月以前の組合員期間の各月における標準給与の月額に別表第二の上欄に掲げる期間の区分に応じ同表の下欄に掲げる率をそれぞれ乗じて得た額及び同年十月以後の組合員期間の各月における標準給与の月額を基礎として、法第二十一条の規定の適用については同条の例により算定した平均標準給与の年額（その額が、その計算の基礎となつた組合員期間のうち、昭和四十四年度十月以前の期間にあつてはその月数に十一万円を、同年十一月以後の期間にあつてはその月数に十五万円をそれぞれ乗じ、これを合算して得た額を当該計算の基礎となつた組合員期間の月数で除し、その基礎となつた組合員期間の月数で除し、その除して得た額の十二倍に相当する額をこえるときは、その十二倍に相当する額）を平均標準給与の年額と、附則第三項の規定による改正後の三十九年改正法附則第四条第十号の規定の適用については同号の旧法の平均標準給与の仮定年額の算定の例により算定した額を旧法の平均標準給与の仮定年額と、附則第三項の規定による改正後の三十九年改正法附則第四条第十号の規定の適用については同号の新法の平均標準給与の年額の算定の例により算定した額（その額が、その計算の基礎となつた組合員期間のうち、昭和四十四年度十月以前の期間にあつてはその月数に十一万円を、同年十一月以後の期間にあつてはその月数に十五万円をそれぞれ乗じ、これを合算して得た額を当該計算の基礎となつた組合員期間の月数で除し、その除して得た額の十二倍に相当する額）を新法の平均標準給与の年額とみなして、法、附則第三項の規定による改正後の三十九年改正法附則又は農林漁業団体職員共済組合法等の一部を改正する法律附則第三条の規定を適用して算定した額に改定する。

2 昭和四十四年度十一月一日以後昭和四十五年九月三十日以前に前条第一項の資格喪失事由に該当した組合員若しくは任意継続組合員又は昭和四十四年十一月一日以後昭和四十五年九月三十日以前に新法第三十九条第一項第二号の障害給付の請求をした任意継続組合員についての当該資格喪失事由又は障害給付の請求に係る新法の規定による退職年金、減額退職年金、障害年金又は遺族年金であつて、これらの年金の基礎となつた組合員期間のうち昭和四十四年度十月以前の期間を含むものについては、昭和四十五年十月以後、その額を、昭和四十四年度九月以前の組合員期間の各月における標準給与の月額に別表第二の上欄に掲げる期間の区分に応じ同表の下欄に掲げる率をそれぞれ乗じて得た額及び同年十月以後の組合員期間の各月における標準給与の月額を基礎として、法第二十一条の規定の適用については同条の例により算定した平均標準給与の年額（その額が、その計算の基礎となつた組合員期間のうち、昭和四十四年度十月以前の期間にあつてはその月数に十一万円を、同年十一月以後の期間にあつてはその月数に十五万円をそれぞれ乗じ、これを合算して得た額を当該計算の基礎となつた組合員期間の月数で除し、その除して得た額の十二倍に相当する額）を平均標準給与の年額と、附則第三項の規定による改正後の三十九年改正法附則第四条第十号の規定の適用については同号の旧法の平均標準給与の仮定年額の算定の例により算定した額を旧法の平均標準給与の仮定年額と、附則第三項の規定による改正後の三十九年改正法附則第四条第十号の規定の適用については同号の新法の平均標準給与の年額の算定の例により算定した額（その額が、その計算の基礎となつた組合員期間のうち、昭和四十四年度十月以前の期間にあつてはその月数に十一万円を、同年十一月以後の期間にあつてはその月数に十五万円をそれぞれ乗じ、これを合算して得た額を当該計算の基礎となつた組合員期間の月数で除し、その除して得た額の十二倍に相当する額）を新法の平均標準給与の年額とみなして、法、附則第三項の規定による改正後の三十九年改正法附則又は農林漁業団体職員共済組合法等の一部を改正する法律附則第三条の規定を適用して算定した額に改定する。

となつた組合員期間のうち、昭和四十四年十月以前の期間にあつてはその月数に十一万円を、同年十一月以後の期間にあつてはその月数に十五万円をそれぞれ乗じ、これを合算して得た額を当該計算の基礎となつた組合員期間の月数で除し、その除して得た額の十二倍に相当する額をこえるときは、その十二倍に相当する額）を平均標準給与の年額と、附則第三項の規定による改正後の三十九年改正法附則第四条第十号の規定の適用については同号の旧法の平均標準給与の仮定年額の算定の例により算定した額を旧法の平均標準給与の仮定年額と、附則第三項の規定による改正後の三十九年改正法附則第四条第十号の規定の適用については同号の新法の平均標準給与の年額の算定の例により算定した額（その額が、その計算の基礎となつた組合員期間のうち、昭和四十四年度十月以前の期間にあつてはその月数に十一万円を、同年十一月以後の期間にあつてはその月数に十五万円をそれぞれ乗じ、これを合算して得た額を当該計算の基礎となつた組合員期間の月数で除し、その除して得た額の十二倍に相当する額）を新法の平均標準給与の年額とみなして、法、附則第三項の規定による改正後の三十九年改正法附則又は農林漁業団体職員共済組合法等の一部を改正する法律附則第三条の規定を適用して算定した額に改定する。

3 第一条第二項の規定は、前二項の規定による年金額の改定の場合について準用する。

3 第一条第二項の規定は、前二項の規定による年金額の改定の場合について準用する。

3 第一条第二項の規定は、前二項の規定による年金額の改定の場合について準用する。

3 第一条第二項の規定は、前二項の規定による年金額の改定の場合について準用する。

3 第一条第二項の規定は、前二項の規定による年金額の改定の場合について準用する。

一項の資格喪失事由に該当した組合員若しくは任意継続組合員又は同日以前に旧法第三十九条第一項若しくは新法第三十九条第一項第二号の障害給付の請求をした任意継続組合員についての当該資格の喪失、資格喪失事由又は障害給付の請求に係る次の各号に掲げる年金（以下「昭和四十五年九月以前の年金」と総称する。）のうち、その年金たる給付を受ける権利を有する者が昭和四十五年十月一日において七十歳以上であるもの（第二号に掲げる年金にあつては、その年金たる給付を受ける権利を有する者が組合員又は組合員であつた者の妻、子又は孫であるときは、同日において七十歳未満であるものを含む。）については、その額（第一条の二又は第二条の二の規定の適用を受ける年金にあつては、これらの規定による改定後の年金額）が当該各号に掲げる額に満たないときは、同年十月分以後、その額を当該各号に掲げる額に改定する。この場合においては、前条ただし書の規定を準用する。

一 退職年金又は障害年金 十二万円
二 遺族年金 六万円

2 昭和四十五年九月以前の年金で前項の規定の適用を受けるものの以外のもので、その額（第一条の二又は第二条の二の規定の適用を受ける年金にあつては、これらの規定による改定後の年金額）が同項各号に掲げる額に満たないものについては、その年金たる給付を受ける権利を有する者が七十歳に達したときは、その達した日の属する月の翌月分以後、その額を同項各号に掲げる額に改定する。この場合においては、第三条ただし書の規定を準用する。

3 遺族年金に関する前二項の規定の適用については、当該遺族年金の給付を受ける権利を有する者が二人以上あるときは、そのうちの年長者が七十歳に達した日に、他の者も七十歳に達したものとみなす。

3 遺族年金に関する前二項の規定の適用については、当該遺族年金の給付を受ける権利を有する者が二人以上あるときは、そのうちの年長者が七十歳に達した日に、他の者も七十歳に達したものとみなす。

3 遺族年金に関する前二項の規定の適用については、当該遺族年金の給付を受ける権利を有する者が二人以上あるときは、そのうちの年長者が七十歳に達した日に、他の者も七十歳に達したものとみなす。

昭和四十五年五月十三日 参議院會議録第十七号

漁船再保険及漁業共済保険特別会計の歳入不足をうめるための一般会計からの繰入金に関する法律案外二件

八〇八

じた場合には、漁船再保険及漁業共済保険特別会計法(昭和十二年法律第二十四号)第三条ノ五第一項の規定にかかわらず、当該繰入金に相当する金額に達するまでの金額を一般会計に繰り入れなければならない。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

清酒製造業の安定に関する特別措置法案
右の内閣提出案は本院においてこれを修正議決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和四十五年五月七日

衆議院議長 船田 中
参議院議長 重宗 雄三蔵

(小字及び一は衆議院修正)

清酒製造業の安定に関する特別措置法案
清酒製造業の安定に関する特別措置法

(目的)

第一条 この法律は、清酒製造業の経済的諸条件の著しい変化に対処して、清酒製造資金の融通の円滑化及び清酒製造業の整備合理化を図るため、中央会の事業の範囲を拡大するとともにこれに伴う措置を講ずることにより、清酒製造業の経営基盤の安定及び酒税の確保に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「清酒製造業者」とは、酒税法(昭和二十八年法律第六号)第七條第一項の規定により清酒の製造免許を受けて清酒の製造を業とする者をいう。

2 この法律において「中央会」とは、酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律(昭和二十八年法律第七号。以下「酒類業組合法」という。)第八十條第一項の規定により組織された酒造組合中央会で清酒に係るものをいう。

(中央会の事業の範囲の特例)

第三条 中央会は、酒類業組合法第八十二条第二項において準用する同条第一項の事業のほか、第一条の目的を達成するため、次の事業を行なう。

- 一 会員たる酒造組合、会員たる酒造組合連合会、当該酒造組合連合会の構成員たる酒造組合その他政令で定める者(第六條において「酒造組合等」という。)が、清酒の製造に係る資金で政令で定めるものを銀行その他の金融機関から借り入れることによりこれらの金融機関に対して負担する債務の保証
- 二 昭和四十八年十一月三十日までに清酒製造業を廃止する者で政令で定めるものに対する給付金の給付及びこれに係る納付金の清酒製造業者からの徴収
- 三 前二号に掲げる事業に附帯する事業(業務方法書)
- 第四条 中央会は、前条各号に掲げる事業(以下「保証事業等」という。)の開始の時までに、当該事業に係る業務方法書を作成し、大蔵大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(業務の委託)
第五条 中央会は、業務方法書で定めるところにより、第三条第一号に掲げる事業(これに附帯する事業を含むものとし、債務の保証の決定を除く)に係る業務の一部を銀行その他の金融機関に委託することができる。

2 銀行その他の金融機関は、他の法律の規定にかかわらず、前項の規定による委託を受け、当該業務を行なうことができる。

(信用保証基金)
第六条 中央会は、第三条第一号に掲げる事業(これに附帯する事業を含む。)を行なうため、信用保証基金を設け、酒造組合等から拠出された金額と国から交付された金額との合計額に相当する金額をもつてこれに充てるものとする。

(納付金の賦課)

第七条 中央会は、第三条第二号に掲げる事業を行なう各事業年度において、政令で定めるところにより、大蔵大臣の認可を受けて、清酒製造業者に同額の納付金を賦課することができる。

2 前項の納付金は、各清酒製造業者が均等に負担すべき納付金及び清酒の製成数量に応じて負担すべき納付金とし、その額は、政令で定める金額をこえることができない。

3 中央会は、第一項の認可を申請しようとするときは、あらかじめ、広く清酒製造業者の意見を聞くように努めなければならない。

4 中央会は、第一項の規定により大蔵大臣の認可を受けたときは、遅滞なく、その認可に係る納付金の額を公告しなければならない。

5 第一項の規定により賦課された納付金の算定について不服がある者は、大蔵大臣に対し、行政不服審査法(昭和三十七年法律第六十号)による審査請求をすることができる。

(納付金の納付の督促等)

第八条 中央会は、前条第一項の規定により納付金を賦課された清酒製造業者がその納期限までに納付金を納付しないときは、督促状によりその納付を督促しなければならない。

2 中央会は、前項の規定により督促したときは、その督促に係る納付金の額に納期限の翌日からその納付の日までの日数に応じ年十四・五パーセントの割合を乗じて計算した金額の延滞金を徴収することができる。

(大蔵大臣の納付命令等)

第九条 前条第一項の規定による督促を受けた清酒製造業者がその督促に係る納付金及び延滞金をその督促状を發した日から起算して一月を経過した日までに納付しない場合において、第三条第二号に掲げる事業の遂行に支障を生じ、又は生ずるおそれがあると認められるときは、大蔵大臣は、中央会の申請により、当該清酒製造業者に対し、期限を指定して、当該納付金及び

延滞金を納付すべきことを命ずることができる。

2 前項の規定による大蔵大臣の命令を受けた清酒製造業者がその指定の期限までに納付金及び延滞金を納付しないときは、当該清酒製造業者は、酒類業組合法第八十二条の規定の適用については、酒類業組合法第八十四条第二項の規定による命令に違反して、酒税に係る滞納処分を受けた者とみなす。

酒類業組合法第八十四条第二項の規定による命令に違反して、酒税に係る滞納処分を受けた者とみなす。

(区分経理)

第十条 中央会は、保証事業等に係る経理については、その他の経理と区分し、特別の会計を設けて整理しなければならない。

(事業計画等の認可)

第十一条 中央会は、毎事業年度、保証事業等に係る事業計画、収支予算及び資金計画を作成し、当該事業年度の開始前に、大蔵大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(事業報告書の提出)

第十二条 中央会は、毎事業年度、保証事業等に係る事業報告書、財産目録及び収支計算書を作成し、当該事業年度終了の日から三月以内に大蔵大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

(監督)

第十三条 大蔵大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、中央会に対し、保証事業等に関して監督上必要な命令をすることができる。

2 酒類業組合法第八十八条の規定は、中央会の役員がこの法律又はこれに基づく命令の規定に違反した場合について準用する。

(報告の徴収等)

第十四条 酒類業組合法第九十一条の規定は、保証事業等に関し、大蔵大臣が中央会に対して報告を求め、又は当該職員に質問させ、若しくは検査をさせる場合について準用する。

(事業の廃止)

第十五条 保証事業等の廃止に伴う第十条の特別の会計に係る残余財産の帰属その他の措置については、別に法律で定める。

(権限の委任)

第十六条 大蔵大臣は、政令で定めるところにより、この法律に基づく権限の一部を国税庁長官に委任することができる。

(大蔵省令への委任)

第十七条 この法律に定めるもののほか、保証事業等に係る財務及び会計に関する事項その他この法律の実施について必要な事項は、大蔵省令で定める。

(罰則)

第十八条 第十四条において準用する酒類業組合法第九十一条第一項の規定による報告をせず、若しくは偽りの報告をし、又は同項の規定による当該職員の間接に對して偽りの陳述をし、若しくはその職務の執行を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、十万円以下の罰金に処する。

2 中央会の代表者、代理人、使用人その他の従業者が、保証事業等に関して前項の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、中央会に對して同項の罰金刑を科する。

第十九条 次の各号の一に該当する場合には、その違反行為をした中央会の役員は、一万円以下の過料に処する。

一 この法律の規定により大蔵大臣の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかつたとき。

二 第七條第四項の規定による公告を怠り、又は不正の公告をしたとき。

三 第十三條第一項の規定による大蔵大臣の命令に違反したとき。

附 則

1 この法律は、公布の日から施行する。
2 中央会のこの法律の施行の日を含む事業年度の保証事業等に係る事業計画、収支予算及び資金計画については、第十一条中「当該事業年度の開始前に」とあるのは、「保証事業等の開始の時までに」と読み替へるものとする。

昭和四十五年五月十三日 参議院會議録第十七号

金計画については、第十一条中「当該事業年度の開始前に」とあるのは、「保証事業等の開始の時までに」と読み替へるものとする。

3 印紙税法(昭和四十二年法律第二十三号)の一部を次のように改正する。

別表第三中日本育英会法(昭和十九年法律第三十号)第十六條第一項第一号(學費の貸与)の業務に関する文書の項の前に次のように加える。

清酒製造業の安定に関する特別措置法(昭和四十五年法律第二号)第三條第一号(中央会の事業の範囲の特例)の第二項(規定する中央会)

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

閉鎖機関令等の規定によつてされた信託の処理に関する法律の一部を改正する法律案
右の本院提出案をここに送付する。

衆議院議長 船田 中
参議院議長 重宗 雄三殿

閉鎖機関令等の規定によつてされた信託の処理に関する法律の一部を改正する法律案
閉鎖機関令等の規定によつてされた信託の処理に関する法律(昭和四十年法律第八十五号)の一部を次のように改正する。

本則第一項中「五年間」を「六年間」に改める。

附 則
この法律は、公布の日から施行する。

〔栗原祐幸君登壇、拍手〕

○栗原祐幸君 たいだいま議題となりました三法律案について申し上げます。

漁船再保険及漁業共済保険特別会計の歳入不足をうめるための一般会計からの繰入金に関する法律案外二件 特許法等

入不足をうめるための一般会計からの繰入金に関する法律案は、昭和四十三年度において全国的にノリの被害が異常に発生したことにより、同特別会計の漁業共済保険勘定に生ずる支払い財源の不足を埋めるための資金を、昭和四十五年度において一般会計から繰り入れようとするものであります。

次に、清酒製造業の安定に関する特別措置法案は、自主流通米制度の実施に伴う清酒製造業界の経済環境の激変に對処し、その経営基盤の安定と酒税の確保に資するため、日本酒造組合中央会の事業範囲を拡大して、清酒製造資金の融通の円滑化及び清酒製造業の整備合理化に関する措置を講じようとするものであります。

なお、本案は、衆議院において、納付金の納付に關し所要の修正が行なわれております。

次に、閉鎖機関令等の規定によつてされた信託の処理に関する法律の一部を改正する法律案は、衆議院大蔵委員長提出にかゝるもので、同法に基づく信託の存続期間をさらに一年間延長しようとするものであります。

委員会における三案の質疑の詳細は會議録に譲ります。

質疑を終わり、討論なく、三案を順次採決の結果、清酒製造業の安定に関する特別措置法案は多数、他の二案はそれぞれ全会一致をもって、いずれも原案どおり可決すべきものと決定をいたしました。

以上報告を終わります。(拍手)

○副議長(安井謙君) 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。

まず、漁船再保険及漁業共済保険特別会計の歳入不足をうめるための一般会計からの繰入金に関する法律案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長(安井謙君) 総員起立と認めます。よつて、本案は全会一致をもって可決せられました。

○副議長(安井謙君) 次に、清酒製造業の安定に関する特別措置法案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長(安井謙君) 過半数と認めます。よつて、本案は可決せられました。

○副議長(安井謙君) 次に、閉鎖機関令等の規定によつてされた信託の処理に関する法律の一部を改正する法律案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長(安井謙君) 総員起立と認めます。よつて、本案は全会一致をもって可決せられました。

○副議長(安井謙君) 日程第九、特許法等の一部を改正する法律案。

日程第十、情報処理振興事業協会等に関する法律案。

(いずれも内閣提出、衆議院送付)

以上両案を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○副議長(安井謙君) 御異議ないと認めます。まず、委員長の報告を求めます。商工委員会理事大谷藤之助君。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

特許法等の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを修正議決した。

昭和四十五年五月十三日 参議院會議録第十七号

八〇九

出願についての出願審査の請求をまつて行なう。

(出願審査の請求)

第四十八条の三 特許出願があつたときは、何人も、その日から七年以内に、特許庁長官にその特許出願について出願審査の請求をすることが出来る。

2 第四十四条第一項の規定による特許出願の分割に係る新たな特許出願、第四十五条第一項若しくは第三項若しくは第四十六条第一項若しくは第二項の規定による出願の変更に係る特許出願又は第五十三条第四項(第五十九九条第一項(第六百七十四条第一項)において準用する場合を含む。及び第六十一条の三第一項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)に規定する新たな特許出願であつて第五十三条第四項の規定の適用を受けていた旨を記載した書面を提出したものであるときは、前項の期間の経過後であつても、その特許出願の分割、出願の変更又は書面の提出の日から三十日以内に限り、出願審査の請求をすることが出来る。

3 出願審査の請求は、取り下げることが出来ない。

4 第一項又は第二項の規定により出願審査の請求をすることが出来る期間内に、出願審査の請求がなかつたときは、その特許出願は、取り下げたものとみなす。

第四十八条の四 出願審査の請求をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した請求書を特許庁長官に提出しなければならない。

一 請求人の氏名又は名称及び住所又は居所並びに法人にあつては代表者の氏名

二 提出の年月日

三 出願審査の請求に係る特許出願の表示

第四十八条の五 特許庁長官は、出願公開前に出願審査の請求があつたときは出願公開の際又はその後遅滞なく、出願公開後に、出願審査

の請求があつたときはその後遅滞なく、その旨を特許公報に掲載しなければならない。

2 特許庁長官は、特許出願人でない者から出願審査の請求があつたときは、その旨を特許出願人に通知しなければならない。

(優先審査)

第四十八条の六 特許庁長官は、出願公開後出願公告前に特許出願人でない者が業として特許出願に係る発明を実施していると認める場合において必要があるときは、審査官にその特許出願を他の特許出願に優先して審査させることが出来る。

第四十九条第一号中「第二十九条」の下に「第二十九条の二」を加える。

第五十一条第三項第一号中「並びに法人にあつては代表者の氏名」を削る。

第五十二条第二項を削り、同条第三項中「第一百一条」を「第一百条」に、「第一項の権利に基き損害の賠償の請求をする場合」を「前項の権利」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項を削り、同条第五項を同条第三項とし、同条に次の一項を加える。

4 第一項の権利を有する者がその権利を行使した場合において、当該特許出願が放棄され取り下げられ若しくは無効にされたとき、又は当該特許出願について拒絶をすべき旨の査定若しくは審決が確定したときは、その者は、その権利の行使により相手方に与えた損害を賠償する責めに任ずる。当該特許出願の願書に添付した明細書又は図面についてした補正又は補正の却下により特許権の設定の登録の際における特許請求の範囲に記載された発明の範囲に含まれないこととなつた発明についてその権利を行使したときも、同様とする。

第五十二条の次に次の一条を加える。

第五十二条の二 前条第一項の権利の侵害に關する訴えの提起又は仮差押若しくは仮処分

の申請があつた場合において、必要があると認めるときは、裁判所は、申立てにより又は職権で、特許出願について査定又は審決が確定するまでの訴訟手続を中止することが出来る。

2 前項の申立てに關する決定に対しては、不服を申し立てることが出来ない。

3 裁判所は、中止の理由が消滅したときその他事情の変更があつたときは、第一項の決定を取り消すことが出来る。

第五十三条第四項に次のただし書を加える。
ただし、その特許出願が第二十九条の二に規定する他の特許出願又は実用新案法第三条の二に規定する特許出願に該当する場合におけるこれらの規定の適用については、この限りでない。

第六十四条第一項中「同条」の下に「又は第五十七条」を加える。

第三章の次に次の一章を加える。

第三章の二 出願公開

(出願公開)

第六十五条の二 特許庁長官は、特許出願の日から一年六月を経過したときは、出願公告をしたものを除き、その特許出願について出願公開をしなければならない。

2 出願公開は、次に掲げる事項を特許公報に掲載することにより行なう。

一 特許出願人の氏名又は名称及び住所又は居所

二 特許出願の番号及び年月日

三 発明者の氏名及び住所又は居所

四 願書に添付した明細書に記載した事項及び図面の内容(特許公報に掲載することが公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあるの特許庁長官が認めるものを除く。)

五 出願公開の番号及び年月日

六 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

(出願公開の効果等)

第六十五条の三 特許出願人は、出願公開があつた後に特許出願に係る発明の内容を記載した書面を提示して警告をしたときは、その警告後出願公告前に業としてその発明を実施した者に対し、その発明が特許発明である場合にその実施に対し通常受けるべき金銭の額に相当する額の補償金の支払を請求することが出来る。当該警告をしないうちにおいて、出願公開がされた特許出願に係る発明であることを知つて出願公告前に業としてその発明を実施した者に対しては、同様とする。

2 前項の規定による請求権は、当該特許出願の出願公告があつた後でなければ、行使することが出来ない。

3 第一項の規定による請求権の行使は、第五十二条第一項(第五十九九条第三項(第六百七十四条第一項)において準用する場合を含む。及び第六十一条の三第三項において準用する場合を含む。)の権利及び特許権の行使を妨げない。

4 第五十二条第三項及び第四項、第五十二条の二、第一百一条、第六十四条並びに第五十五条並びに民法(明治二十九年法律第八十九号)第七百九十九条及び第七百二十四条(不法行為)の規定は、第一項の規定による請求権を行使する場合に準用する。この場合において、当該請求権を有する者が当該特許出願の出願公告前に当該特許出願に係る発明の実施の事実及びその実施をした者を知つたときは、民法第七百二十四条中「被害者又は其法定代理人」が損害及び加害者ヲ知リタル時とあるのは、「当該特許出願ノ出願公告ノ日」と読み替へるものとする。

第六十七条第二項及び第七十九条中「(第七百七十四条第一項において準用する場合を含む。)」の下に「及び第六十一条の三第一項」を加える。

昭和四十五年五月十三日 参議院會議録第十七号

特許法等の一部を改正する法律案外一件

八一二

第百七条第一項の表の第一年から第三年までの項中「毎年五百円」を「毎年七百円」に、「につき五百円」を「につき八百円」に改め、同表の第四年から第六年までの項中「七百円」を「千円」に、「八百円」を「千二百円」に改め、同表の第七年から第九年までの項中「毎年千五百円」を「毎年二千二百円」に、「につき千五百円」を「につき二千三百円」に改め、同表の第十年から第十二年までの項中「三千円」を「四千五百円」に改め、同表の第十三年から第十五年までの項中「六千円」を「九千円」に改める。

第百二十二条第一項中「第五十三條第一項」の下に「(第百六十一條の三第一項において準用する場合を含む。)」を加え、「同条第四項」を「第五十三條第四項(第百六十一條の三第一項において準用する場合を含む。)」に改める。

第百二十三條第一項第一号中「第二十九條」の下に「第二十九條の二」を加える。

第百二十八條中「出願公告」の下に「出願公開」を加える。

第百三十七條第一項中「審判事件」の下に「(第百六十一條の二の規定により審査官がその請求を審査する審判事件にあつては、第百六十一條の四第三項の規定による報告があつたものに限る。)」を加える。

第百五十九條第三項中「第五十二條」を「から第五十二條の二まで」に、「及び第六十條から第六十二條まで」を「第六十條から第六十二條まで及び第六十四條」に改める。

第百六十一條の次に次の三條を加える。

第百六十一條の二 特許庁長官は、第百二十一條第一項の審判の請求があつた場合において、その日から三十日以内にその請求に係る特許出願の願書に添附した明細書又は図面について補正があつたときは、審査官にその請求を審査させなければならない。次条第三項において準用する第五十五條第一項の申立てがあつたときも、同様とする。

第百六十一條の三 第四十七條第二項、第四十八條、第五十三條、第五十四條及び第六十五條の規定は、前条の規定による審査に準用する。

2 第五十條及び第六十四條の規定は、前条の規定による審査において審判の請求に係る査定理由と異なる拒絶の理由を発見した場合に準用する。

3 第五十一條から第五十二條の二まで、第五十五條から第六十條まで及び第六十二條から第六十四條までの規定は、前条の規定による審査において審判の請求を理由があるとする場合に準用する。

第百六十一條の四 審査官は、前条第三項において準用する第六十條又は第六十二條の規定により特許をすべき旨の査定をするときは、審判の請求に係る拒絶をすべき旨の査定を取り消さなければならない。

2 審査官は、前項に規定する場合を除き、前条第一項において準用する第五十四條第一項の規定による却下の決定又は前条第三項において準用する第五十八條第一項の決定をしてはならない。

3 審査官は、第一項に規定する場合を除き、当該審判の請求について査定をすることなくその審査の結果を特許庁長官に報告しなければならない。

第百七十九條ただし書中「又は第百二十九條第一項の審判」を「若しくは第百二十九條第一項の審判又はこれらの審判の確定審決に対する第百七十一條第一項の再審」に、「審判の請求人」を「審判又は再審の請求人」に改める。

第百八十四條の二中「第百九十五條の二」を「第百九十五條の三」に改める。

第百八十五條中「第五十二條第五項」を「第五十二條第三項(第六十五條の三第四項、第百五十九條第三項(第百七十四條第一項において準用する場合を含む。))及び第百六十一條の三第

三項において準用する場合を含む。)」に改める。

第百八十六條第一号中「であつて、出願公告がされていないもの」を「(出願公告又は出願公開がされていないものを除く。)」に改め、同条第二号中「であつて、当該事件に係る特許出願について出願公告がされていないもの」を「(当該事件に係る特許出願について出願公告又は出願公開がされていないものを除く。)」に改める。

第百九十三條第二項第一号及び第二号中「出願公告」の下に「又は出願公開」を加え、同項第三号中「(第百七十四條第一項において準用する場合を含む。)」の下に「及び第百六十一條の三第一項」を加え、同項第四号の次に次の一号を加える。

四の二 出願公開後における願書に添附した明細書又は図面の補正(第十七條の二第一号又は第二号の規定によりしたものに限る。)

第百九十四條の見出しを「(書類の提出等)」に改め、同条に次の一項を加える。

2 特許庁長官又は審査官は、関係行政機関又は学校その他の団体に対して審査に必要な調査を依頼することができる。

第百九十五條第四項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「前二項」に、「別表の中欄に掲げる者」を「これらの規定により手数料を納付すべき者」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 特許出願人でない者が出願審査の請求をした後において、当該特許出願の願書に添附した明細書についてした補正又は補正の却下により特許請求の範囲に記載した発明の数が増加したときは、その増加した発明について前項の規定により納付すべき出願審査の請求の

手数料は、同項の規定にかかわらず、特許出願人が納付しなければならない。

第百九十五條の二を第百九十五條の三とし、同条の前に次の一條を加える。

(出願審査の請求の手数料の減免)
第百九十五條の二 特許庁長官は、自己の特許出願について出願審査の請求をする者がその特許出願に係る発明の発明者又はその相続人である場合において、貧困により前条第一項の規定により納付すべき出願審査の請求の

手数料を納付する資力がなく認めるときは、政令で定めるところにより、その手数料を軽減し、又は免除することができる。

第百九十六條第二項中「第五十二條第一項」の下に「(第百五十九條第三項(第百七十四條第一項において準用する場合を含む。))及び第百六十一條の三第三項において準用する場合を含む。)」を加える。

第百九十九條「第五十九條」の下に「(第百六十一條の三第三項において準用する場合を含む。)」を加える。

別表第一号中「三百円」を「四百五十円」に改め、同表第二号及び第三号中「八百円」を「千二百円」に改め、同表第四号中「千円」を一発明につき千円を加えた額を「二千円」に改め、同号の次に次のように加える。

四の 出願審査の請求 一件につき七千円を二発明につき千円を加えた額

別表第五号中「八百円」を「千二百円」に改め、同表第六号中「三千円」を「四千五百円」に改め、同表第七号中「四千円」を「六千円」に改め、同表第八号及び第九号中「二千円」を「三千円」に改め、同表第十号中「四千円」を「六千円」に改め、同表第十一号中「二百円」を「三百円」に改め、同表第十二号中「八十円」を「百二十円」に、「三百円」を「四千五百円」に、「五百円」を「七百五十円」に、「六十円」を「九十円」に改め、同表第十三号中「八十円」を「百二十円」に、「四十円」を「六十円」に改め、

同表第十四号中「八十円」を「百二十円」に改める。

(実用新案法の一部改正)

第二条 実用新案法(昭和三十四年法律第二百二十三号)の一部を次のように改正する。

目次中「第三章 審査(第十條―第十三條)」を「第三章の二 出願公開(第十三條の二・第十三條の三)」に改める。

第三条の次に次の一条を加える。

第三条の二 実用新案登録出願に係る考案が当該実用新案登録出願の日前の他の実用新案登録出願又は特許出願であつて当該実用新案登録出願後に出版公告又は出願公開がされたものの願書に最初に添付した明細書又は図面に記載された考案又は発明(その考案又は発明をした者が当該実用新案登録出願に係る考案の考案者として同一の者である場合におけるその考案又は発明を除く)と同一であるときは、その考案については、前条第一項の規定にかかわらず、実用新案登録を受けることができる。ただし、当該実用新案登録出願の時にその出願人と当該他の実用新案登録出願又は特許出願の出願人とが同一の者であるときは、この限りでない。

第四条中「前条」を「第三条第一項」に改める。

第八条第一項ただし書中「経過した後」の下に「又はその特許出願の日から四年を経過した後(その特許出願について拒絶をすべき旨の最初の査定の際の本送達があつた日から三十日以内の期間を除く)」を加え、同条第二項ただし書中「経過した後」の下に「又はその意匠登録出願の日から四年を経過した後(その意匠登録出願について拒絶をすべき旨の最初の査定の際の本送達があつた日から三十日以内の期間を除く)」を加え、同条第三項に次のただし書を加

える。

ただし、その実用新案登録出願が第三条の二に規定する他の実用新案登録出願又は特許法第二十九条の二に規定する実用新案登録出願に該当する場合におけるこれらの規定の適用並びに次条第一項において準用する特許法第三十条第四項並びに第四十三条第一項及び第二項の規定の適用については、この限りでない。

第八条第五項及び第六項中「期間は」を「三十日の期間は」に改める。

第十条の次に次の二条を加える。

(実用新案登録出願の審査)

第十条の二 実用新案登録出願の審査は、その実用新案登録出願についての出願審査の請求をまつて行なう。

(出願審査の請求)

第十条の三 実用新案登録出願があつたときは、何人も、その日から四年以内に、特許庁長官にその実用新案登録出願について出願審査の請求をすることができ、

2 特許法第四十八条の三第二項から第四項まで(出願審査の請求)の規定は、前項の出願審査の請求に準用する。

第十一条第一号中「第三条」の下に、「第三条の二」を加える。

第十二条第二項を削り、同条第三項中「第二十八條」を「第二十七條」に、「第一項の権利に基き損害の賠償の請求をする場合」を「前項の権利」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項を削り、同条第五項を同条第三項とし、同条に次の一項を加える。

4 第一項の権利を有する者がその権利を行使した場合において、当該実用新案登録出願が放棄され取り下げられ若しくは無効にされたとき、又は当該実用新案登録出願について拒絶をすべき旨の査定若しくは審決が確定したときは、その者は、その権利の行使により相

手方に与えた損害を賠償する責めに任ずる。

当該実用新案登録出願の願書に添付した明細書又は図面についてした補正又は補正の却下により実用新案権の設定の登録の際における実用新案登録請求の範囲に記載された考案の範囲に含まれないこととなつた考案についてその権利を行使したときも、同様とする。

第十三条中「第五十条」を「第四十八条の四から第四十八条の六まで(出願審査の請求及び優先審査、第五十条)に、「第五十三条」を「第五十二条の二」に、「補正の却下」を「訴訟手続の中止、補正の却下」に改める。

第三章の次に次の一章を加える。

第三章の二 出願公開

(出願公開)

第十三条の二 特許庁長官は、実用新案登録出願の日(第九条第一項において準用する特許法第四十三条第一項の規定による優先権の主張を伴う実用新案登録出願にあつては、最初の出願若しくはパリ条約(千九百一十二年四月四日にブラッセルで、千九百一十一年六月二日にワシントンで、千九百一十五年一月六日にヘーグで、千九百三十四年六月二日にロンドンで、及び千九百五十八年十月三十一日にリスボンで改正された工業所有権の保護に関する千八百八十八年三月二十日のパリ条約をいう)第四条C(4)の規定により最初の出願とみなされた出願又は同条A(2)の規定により最初の出願と認められた出願の日)から一年六月を経過したときは、出願公告をしたものを除き、その実用新案登録出願について出願公開をしなければならない。

2 出願公開は、次に掲げる事項を実用新案公報に掲載することにより行なう。

一 実用新案登録出願人の氏名又は名称及び住所又は居所

二 実用新案登録出願の番号及び年月日

三 考案者の氏名及び住所又は居所

四 願書に添付した明細書に記載した考案の名称、図面の簡単な説明及び実用新案登録請求の範囲並びに図面の内容(実用新案公報に掲載することが公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあると特許庁長官が認めるものを除く。)

五 出願公開の番号及び年月日

六 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

3 特許庁長官は、出願公開がされた実用新案登録出願の願書に添付した明細書及び図面の内容(公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあると特許庁長官が認めるものを除く)を記載した書面を特許庁において公衆の縦覧に供しななければならない。ただし、当該実用新案登録出願が出願公告されたとき又は特許庁に係属しなくなつたときは、この限りでない。

(出願公開の効果等)

第十三条の三 実用新案登録出願人は、出願公開があつた後に実用新案登録出願に係る考案の内容を記載した書面を提示して警告をしたときは、その警告後出願公告前に業としてその考案を実施した者に対し、その考案が登録実用新案である場合にその実施に対し通常受けるべき金銭の額に相当する額の補償金の支払を請求することができる。当該警告をしな

い場合においても、出願公開がされた実用新案登録出願に係る考案であることを知つて出願公告前に業としてその考案を実施した者に対しては、同様とする。

2 前項の規定による請求権は、当該実用新案登録出願の出願公告があつた後でなければ、行使することができない。

3 第一項の規定による請求権の行使は、第十二条第一項の権利又は第四十一条において準用する特許法第五十九条第三項若しくは第六十一条の三第三項において、若しくは第四十五條において準用する特許法第七十四

昭和四十五年五月十三日 参議院會議録第十七号

特許法等の一部を改正する法律案外一件

条第一項において準用する同法第五十九条第三項において、それぞれ準用する同法第五十二条第一項の権利及び実用新案権の行使を妨げない。

4 第十二条第三項及び第四項並びに第二十八条、特許法第五十二条の二及び第五十五条（訴訟手続の中止及び書類の提出）並びに民法明治二十九年法律第八十九号（第七百九十九条及び第七百二十四条（不法行為）の規定は、第一項の規定による請求権を行使する場合に準用する。この場合において、当該請求権を有する者が当該実用新案登録出願の出願公告前に当該実用新案登録出願に係る考案の実施の事実及びその実施をした者を知つたときは、民法第七百二十四条中「被害者又ハ其法定代理人ハ損害及ビ加害者ヲ知リタル時」とあるのは、「当該実用新案登録出願ノ出願公告ノ日」と読み替へるものとする。

第十五条第二項中「若しくは第四十一条を「第四十一条」に改め、「特許法第五十九条第一項」の下に「若しくは第六十一条の第三項」を加える。

第三十一条第一項第一号中「六百元」を「九百元」に改め、同項第二号中「千二百円」を「千八百円」に改め、同項第三号中「二千四百円」を「三千六百元」に改める。

第三十六条第一項中「準用する特許法第五十三条第一項」を「又は第四十一条において準用する特許法第六十一条の第三項において、それぞれ準用する同法第五十三条第一項」に、準用する特許法第五十三条第四項を、又は第四十一条において準用する特許法第六十一条の第三項において、それぞれ準用する同法第五十三条第四項」に改める。

第三十七条第一項第一号中「第三条」の下に「第三条の二」を加える。

第五十四条に次の一項を加える。
5 特許法第九十五条の二（出願審査の請求

の手数料の減免）の規定は、実用新案登録出願についての出願審査の請求の手数料に準用する。

第五十五条第六項中「第九十五条の二」を「第九十五条の三」に改める。

第五十六条第二項中「権利」の下に「又は第四十一条において準用する特許法第五十九条第三項若しくは第六十一条の第三項において、若しくは第四十五条において準用する特許法第七十四条第一項において準用する同法第五十九条第三項において、それぞれ準用する同法第五十二条第一項の権利」を加える。

第六十二条中「第五十九条において」の下に「第四十一条において準用する特許法第六十一条の第三項において準用する同法第五十九条において」を加える。

別表第一の次に次のように加える。

一の 出願審査の請求 をする者	一件につき四千 五百円
--------------------	----------------

別表第二号及び第三号中「四百円」を「六百元」に改め、同表第四号中「三千円」を「四千五百円」に改め、同表第五号中「四千円」を「六千円」に改め、同表第六号中「二千円」を「三千円」に改め、同表第七号中「三百円」を「四百五十円」に改め、同表第八号及び第九号中「四千円」を「六千円」に改め、同表第十号中「四百円」を「六百元」に改め、同表第十一号中「二百円」を「三百円」に改め、同表第十二号中「八十円」を「百二十円」に改め、同表第十三号中「六十円」を「九十円」に改め、同表第十四号中「四十円」を「六十円」に改め、同表第十五号中「二十円」を「三十円」に改める。

（意匠法の一部改正）
第三条 意匠法（昭和三十四年法律第二百二十五号）の一部を次のように改正する。

目次中「第六十一条」を「第六十条の三」に改める。

第十条の次に次の見出し及び一条を加える。
（意匠登録出願の分割）

第十条の二 意匠登録出願人は、二以上の意匠を包含する意匠登録出願の一部を一又は二以上の新たな意匠登録出願とすることができ、

2 前項の規定による意匠登録出願の分割は、意匠登録出願について査定又は審決が確定した後は、することができない。

3 第一項の規定による意匠登録出願の分割があつたときは、新たな意匠登録出願は、もとの意匠登録出願の時にしたものとみなす。ただし、第四十条第三項並びに第十五条第一項において準用する特許法（昭和三十四年法律第二百一十一号）第四十三条第一項及び第二項の規定の適用については、この限りでない。

第十一条の見出し並びに同条第二項及び第三項を削り、同条第四項中「第一項の規定による意匠登録出願の」を「前項の規定による意匠登録出願の」に改め、同項を同条第二項とし、同条に次の一項を加える。

3 前条第二項及び第三項の規定は、第一項の規定による意匠登録出願の分割の場合に準用する。

第十二条第一項後段及び第二項後段を削り、同条第四項を次のように改める。

4 第十条の二第三項及び前条第二項の規定は、第一項又は第二項の規定による意匠登録出願の変更の場合に準用する。

第十三条第三項及び第四項を削り、同条第五項を同条第三項とし、同条第六項を同条第四項とし、同条に次の一項を加える。

5 第十条の二第三項及び第十一条第二項の規定は、第一項又は第二項の規定による出願の変更の場合に準用する。

第十五条第一項中「第四十三条（優先権主張の手続）及び第四十四条（特許出願の分割）」を「及び第四十三条（優先権主張の手続）」に改める。

第二十条第三項第一号中「並びに法人にあつては代表者の氏名」を削る。

第四十二条第一項第一号中「六百元」を「九百元」に改め、同項第二号中「千二百円」を「千八百円」に改め、同項第三号中「二千四百円」を「三千六百元」に改め、同条第二項中「六百元」を「九百元」に改める。

第五十二条中「から第六十三条まで」を「第六十二條、第六十三條」に改める。

第七章第六十一条の前に次の一条を加える。

（手続の補正）

第六十条の三 意匠登録出願、請求その他意匠登録に関する手続をした者は、事件が審査、審判又は再審に係属している場合に限り、その補正をすることができ、

第六十八條第二項中「第二十四条まで及び」を「第六條まで、第十七條第二項及び第三項、第十八條から第二十四條まで並びに」に改め、同条第六項中「第九十五条の二」を「第九十五条の三」に改める。

別表第二号中「四百円」を「六百元」に改め、同表第三号中「二百円」を「三百円」に改め、同表第四号中「四百円」を「六百元」に改め、同表第五号中「三千円」を「四千五百円」に改め、同表第六号中「四千円」を「六千円」に改め、同表第七号中「二千円」を「三千円」に改め、同表第八号中「三百円」を「四百五十円」に改め、同表第九号及び第十号中「四千円」を「六千円」に改め、同表第十一号中「四百円」を「六百元」に改め、同表第十二号中「二百円」を「三百円」に改め、同表第十三号中「八十円」を「百

八一五

昭和四十五年五月十三日 参議院會議録第十七号 特許法等の一部を改正する法律案外一件

八六一

(特許出願の変更等)

第八条 この法律の施行前にした特許出願の変更については、出願の変更に係る特許出願が新特許法第二十九条の二に規定する他の特許出願又は新実用新案法第三条の二に規定する特許出願に該当する場合においてこれらの規定を適用するときを除き、新特許法第四十五条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

12 この法律の施行前にした実用新案登録出願又は意匠登録出願についての特許出願への変更については、出願の変更に係る特許出願が新特許法第二十九条の二に規定する他の特許出願又は新実用新案法第三条の二に規定する特許出願に該当する場合においてこれらの規定を適用するときを除き、新特許法第四十六条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(特許出願についての出願審査の請求)

第九条 この法律の施行前に旧特許法第五十条の規定による通知又は出願公告をすべき旨の決定の謄本の送達があつた特許出願については、この法律の施行の日、その特許出願人が出願審査の請求をしたものとみなす。

12 この法律の施行の時に特許出願の日から五年以上を経過している特許出願(前項に規定するものを除く。)についての新特許法第四十八条の三第一項の規定の適用については、同項中「その日から七年以内」とあるのは、「特許法等の一部を改正する法律(昭和四十五年法律第 号)の施行の日から二年以内」とする。

13 この法律の施行前にした特許出願についてその特許出願人が出願審査の請求をする場合には、新特許法第九十五条第一項の規定にかかわらず、出願審査の請求の手数料を納付することを要しない。

14 この法律の施行前にした特許出願に係る出願審査の請求に關し新特許法第九十五条第二項の規定により特許出願人が納付すべき手数料は、同項の規定にかかわらず、納付することを要しない。

第十条 特許出願人は、この法律の施行前にした特許出願(出願審査の請求があつたものを除く。)について出願審査の請求をしない旨を特許庁長官に申し出ることができる。

12 前項の規定による申出をする者は、次に掲げる事項を記載した書面を特許庁長官に提出しなければならない。

一 特許出願人の氏名又は名称及び住所又は居所
二 特許出願の番号及び年月日
三 発明の名称
特許庁長官は、第一項の規定による申出があつたときは、その申出があつたことを証明する書面をその特許出願人に交付するものとする。

14 特許庁長官は、前項の規定により書面の交付を受けた者であつて、新特許法第九十五条第一項若しくは第二項の規定により手数料を納付すべきもの又は附則第十八条の規定により従前の例により手数料を納付すべきものから請求があつたときは、その納付すべき手数料について、その交付を受けた書面一通につき千円を軽減するものとする。

15 第一項の規定による申出があつたときは、その申出に係る特許出願は、取り下げたものとみなす。

16 第一項の申出についての新特許法第九条及び第十四条の規定の適用については、これらの規定中「特許出願の変更」とあるのは、「特許法等の一部を改正する法律(昭和四十五年法律第 号)附則第十条第一項の規定による申出、特許出願の変更」とする。

(特許出願の出願公告の効果等)

第十二条 旧特許法第五十二条第一項(同法第五十九条第三項(同法第七十四条第一項において準用する場合を含む。))において準用する場合を含む。の権利であつて、この法律の施行の際に存するものについては、新特許法第五十二条及び第五十二条の二(同法第五十九条第三項(同法第七十四条第一項において準用する場合を含む。))において準用する場合を含む。の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(特許出願の出願公開)

第十二条 この法律の施行前にした特許出願についての新特許法第六十五条の二第一項の規定の適用については、同項中「特許出願の日から一年六月を経過したときは」とあるのは、「特許出願の日から一年六月を経過した後相当の期間内に」とする。

(特許料)

第十三条 この法律の施行前にすでに納付し、又は納付すべきであつた特許料については、改正後の特許法以下「新特許法」という。新特許法第七十七条第一項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(特許の無効の理由)

第十四条 この法律の施行前にした特許出願に係る特許の無効の理由については、新特許法第二十九条の二及び第二百三十三条第一項第一号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(特許出願の拒絶査定に対する審判の特則)

第十五条 この法律の施行前に旧特許法第三十四条第三項の規定による尋問、同法第五十六条第一項の規定による通知又は同法第五十九条第二項若しくは第三項において準用する同法第五十条若しくは第五十一条第一項の規定による通知若しくは決定があつた同法第二百三十一条第一項の審判事件については、新特許法第六十一条の二の規定は、適用しない。

第十六条 この法律の施行の際に係属している旧特許法第二百三十一条第一項の審判事件(前条に規定するものを除く。)に係る特許出願の願書に添附した明細書又は図面についてその審判の請求の日からこの法律の施行の日の前日までの間にした補正(その審判の請求の日から三十日以内にしたものを除く。)は、新特許法第六十一条の二の規定の適用については、その審判の請求の日から三十日以内にしたものとみなす。

第十七条 この法律の施行の際に係属している旧特許法第二百三十一条第一項の審判事件(附則第十五条に規定するものを除く。)であつて、その審判の請求の日から三十日以内に願書に添附した明細

書又は図面の補正がされたもの（前条の規定により審判の請求の日から三十日以内にしたものとみなされた補正に係る審判事件を含む。）について旧特許法第三百七条第一項の規定によつてした審判官の指定は、この法律の施行の日（当該補正がこの法律の施行後にされたときは、その補正があつた時）にその効力を失ふ。

（特許出願の手数料）

第十八条 新特許法第九十五条第一項の規定は、この法律の施行後に納付すべき手数料について適用する。ただし、この法律の施行前にした特許出願についての同法別表第四号の「手数料」については、この限りでない。

（実用新案法の改正に伴う経過措置）

第十九条 附則第二条から第七条まで、第八条第二項、第九条第一項から第三項まで及び第十條から第十七条までの規定は、第二條の規定による実用新案法の改正に伴う経過措置に關して準用する。この場合において、附則第九條第二項中「五年」とあるのは、「二年」と読み替へるものとする。

（意匠法の改正に伴う経過措置）

第二十條 附則第二條、第三條、第八條及び第十三條の規定は、第三條の規定による意匠法の改正に伴う経過措置に關して準用する。

（商標法の改正に伴う経過措置）

第二十一條 附則第二條、第三條及び第八條第一項の規定は、第四條の規定による商標法の改正に伴う経過措置に關して準用する。

（政令への委任）

第十九條 前各条に定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

情報処理振興事業協会等に関する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを修正議決した。

よつて国会法第八十三條により送付する。

昭和四十五年四月二十四日

衆議院議長 船田 中

参議院議長 重宗 雄三殿

（小字及び一は衆議院修正）

情報処理振興事業協会等に関する法律案

情報処理振興事業協会等に関する法律

目次

第一章 総則（第一条・第二条）	第二章 電子計算機利用高度化計画等（第三条・第六條）
第三章 情報処理振興事業協会	
第一節 総則（第七條・第十五條）	第二節 設立（第十六條・第二十條）
第三節 管理（第二十一條・第二十七條）	第四節 業務（第二十八條・第三十條）
第五節 財務及び会計（第三十一條・第三十六條）	
第六節 監督（第三十七條・第三十八條）	第七節 補則（第三十九條・第四十一條）
第四章 罰則（第四十二條・第四十四條）	附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、電子計算機の利用及びプログラムの開発を促進し、プログラムの流通を円滑にし、並びに情報処理サービス業等の育成のための措置を講ずること等によつて、情報化社会の要請にこたへ、もつて国民生活の向上及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「情報処理」とは、電子計算機（計数型のものに限り、以下同じ。）を使用して、情報につき計算、検索その他これらに類する処理を行ふことをいう。

3 この法律において「プログラム」とは、電子計算機に対する指令であつて、一の結果を得ることができるよう組み合わされたものをいう。

3 この法律において「情報処理サービス業」とは、他人の需要に応じする情報処理の事業をいふ。

4 「ソフトウェア業」とは、他人の需要に応じするプログラムの作成の事業をいう。

5 第二章 電子計算機利用高度化計画等

（電子計算機利用高度化計画）

第三条 電子計算機利用高度化計画（以下「計画」という。）は、次に掲げる電子計算機及びプログラムの利用について、

○電子計算機利用高度化計画（以下「計画」という。）は、次に掲げる電子計算機及びプログラムの利用について、

○通商産業大臣（電子計算機に電気通信回線を接続してする情報処理のために開発するプログラムに係る部分については、通商産業大臣及び郵政大臣。以下この条において同じ。）が定めるものとする。

一 情報処理の振興を図るため利用を特に促進する必要がある電子計算機

二 情報処理の振興を図るため開発を特に促進する必要がある、かつ、広く利用される種類のプログラム（主として一の事業の分野における情報処理に用いられることとなるものを除く。）

2 計画には、電子計算機の設置及びプログラムの開発の目標となるべき事項について定めるものとする。

3 計画を定めるにあつては、あらかじめ、関係行政機関の長に協議することとし、政令で定めるところにより、電子情報処理振興審議会及び郵政審議会の意見をきくものとする。

4 関係行政機関の長は、前項の協議を受けたときは、関係審議会等の意見をきくものとする。

5 第一項の規定により計画を定めたときは、通商産業大臣は、その要旨を公表しなければならない。

6 前二項の規定は、計画の変更について準用する。

（資金の確保）

第四条 政府は、前条第一項第一号に掲げる電子計算機の設置及び同項第二号に掲げるプログラムの開発の促進に必要な資金の確保又はその融通のあつせんに努めるものとする。

2 前項の措置を講ずるにあつては、中小企業者に対する特別の配慮がなされなければならない。

（プログラム調査簿）

第五条 通商産業大臣は、円滑な流通を図る必要があると認められるプログラム（主として一の事業の分野における情報処理に用いられるものを除く。）について、その概要を記載したプログラム調査簿を作成し、これを利用しようとする者の閲覧に供しなければならない。

（情報処理技術者試験）

第六条 通商産業大臣は、情報処理に関する業務を行なう者の技術の向上に資するため、情報処理に關して必要な知識及び技能について情報処理技術者試験を行なう。

2 情報処理技術者試験を受けようとする者は、政令で定めるところにより、受験手数料を納付しなければならない。

第三章 情報処理振興事業協会
第一節 総則

昭和四十五年五月十三日 参議院會議録第十七号 特許法等の一部を改正する法律案外一件

(目的)

第七条 情報処理振興事業協会は、情報処理の振興を図るため、プログラムの開発及び利用の促進並びに情報処理サービス業等を営む者に対する助成に関する業務を行なうことを目的とする。

(法人格)

第八条 情報処理振興事業協会（以下「協会」という。）は、法人とする。

(数)

第九条 協会は、一を限り、設立されるものとする。

(資本金)

第十条 協会の資本金は、その設立に際し、政府及び政府以外の者が出資する額の合計額とする。

2 協会は、必要があるときは、通商産業大臣の認可を受けて、その資本金を増加することができる。

3 政府は、予算の範囲内において、協会に出資することができる。

(持分の払戻し等の禁止)

第十一条 協会は、出資者に対し、その持分を払い戻すことができない。

2 協会は、出資者の持分を取得し、又は質権の目的としてこれを受けることができない。

(持分の譲渡等)

第十二条 政府以外の出資者は、その持分を譲渡することができる。

2 政府以外の出資者の持分の移転は、取得者の氏名又は名称及びその住所を出資者原簿に記載した後でなければ、協会その他の第三者に対抗することができない。

(名称)

第十三条 協会は、その名称中に情報処理振興事業協会という文字を用いなければならない。

2 協会でない者は、その名称中に情報処理振興事業協会という文字を用いてはならない。

(登記)

第十四条 協会は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。

2 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

(民法の準用)

第十五条 民法（明治二十九年法律第八十九号）第四十四条（法人の不法行為能力）及び第五十条（法人の住所）の規定は、協会について準用する。

(発起人)

第十六条 協会を設立するには、情報処理に関する専門的な知識を有する者十五人以上が発起人となることを必要とする。

2 発起人は、定款及び事業計画書を作成し、政府以外の者に対し協会に対する出資を募集しなければならない。

3 前項の事業計画書に記載すべき事項は、通商産業省令で定める。

(設立の認可)
第十七条 発起人は、前条第二項の募集が終わつたときは、定款及び事業計画書を通商産業大臣に提出して、設立の認可を申請しなければならない。

第十八条 通商産業大臣は、前条の規定による認可の申請があつた場合において、申請の内容が次の各号の一に該当せず、かつ、その事業の運営が健全に行なわれ、情報処理の振興に寄与することが確実であると認められるときは、設立の認可をしなければならない。

一 設立の手續又は定款若しくは事業計画書の内容が法令に違反するとき。
二 定款又は事業計画書に虚偽の記載があり、又は記載すべき事項の記載が欠けているとき。

(事務の引継ぎ)
第十九条 設立の認可があつたときは、発起人は、遅滞なく、その事務を協会の理事長となるべき者に引き継がなければならない。

2 協会の理事長となるべき者は、前項の規定による事務の引継ぎを受けたときは、遅滞なく、政府及び出資者の募集に応じた政府以外の者に対し、出資金の払込みを求めなければならない。

(設立の登記)
第二十条 協会の理事長となるべき者は、前条第二項の規定による出資金の払込みがあつたときは、遅滞なく、政令で定めるところにより、設立の登記をしなければならない。

(第三節 管理)

第二十一条 協会の定款には、次の事項を記載しなければならない。

一 目的
二 名称
三 事務所所在地
四 資本金、出資及び資産に関する事項
五 役員を選任方法その他の役員に関する事項
六 業務及びその執行に関する事項
七 財務及び会計に関する事項
八 定款の変更に関する事項
九 公告の方法
十 設立当初の役員

2 協会の定款の変更は、通商産業大臣の認可を受けなければならない。

(役員)

第二十二条 協会は、役員として、理事長一人、理事三人以内及び監事二人以内を置く。

2 役員を選任は、通商産業大臣の認可を受けなければならない。

(役員の仕事及び権限)
第二十三条 理事長は、協会を代表し、その業務を総理する。

2 理事は、定款で定めるところにより、理事長を補佐して協会の業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行なう。

3 監事は、協会の業務を監査する。

(役員兼職禁止)
第二十四条 役員は、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。ただし、通商産業大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

(代表権の制限)
第二十五条 協会と理事長との利益が相反する事項については、理事長は、代表権を有しない。この場合には、監事が協会を代表する。

(職員の任命)
第二十六条 協会の職員は、理事長が任命する。

(役員及び職員の公務員たる性質)
第二十七条 協会の役員及び職員は、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

(第四節 業務)

第二十八条 協会は、第七条の目的を達成するため、次の業務を行なう。

一 開発を特に促進する必要がある、かつ、その開発の成果が事業活動に広く用いられると認められるプログラム（以下「特定プログラム」という。）であつて、企業等が自ら開発することが困難なものについて、委託して開発すること。

二 特定プログラムであつて、企業等が開発したもののについて、対価を支払い、その利用に関する権利を取得すること。

三 前二号に掲げる業務に係るプログラムについて、対価を得て、普及すること。

四 情報処理サービス業者等（情報処理サービス業者等）の業務を促進すること。

第二十九条 協会は、その業務の振興を図るため、プログラムの開発及び利用の促進並びに情報処理サービス業等を営む者に対する助成に関する業務を行なうことを目的とする。

第三十条 協会は、その業務の振興を図るため、プログラムの開発及び利用の促進並びに情報処理サービス業等を営む者に対する助成に関する業務を行なうことを目的とする。

第三十一条 協会は、その業務の振興を図るため、プログラムの開発及び利用の促進並びに情報処理サービス業等を営む者に対する助成に関する業務を行なうことを目的とする。

第三十二条 協会は、その業務の振興を図るため、プログラムの開発及び利用の促進並びに情報処理サービス業等を営む者に対する助成に関する業務を行なうことを目的とする。

第三十三条 協会は、その業務の振興を図るため、プログラムの開発及び利用の促進並びに情報処理サービス業等を営む者に対する助成に関する業務を行なうことを目的とする。

第三十四条 協会は、その業務の振興を図るため、プログラムの開発及び利用の促進並びに情報処理サービス業等を営む者に対する助成に関する業務を行なうことを目的とする。

ス業又はソフトウェア業を営む会社又は個人をいう。以下同じ。が金融機関から電子計算機の導入、プログラムの開発その他業務又は技術の改善又は向上に必要な資金を借り入れる場合における当該借入れに係る債務を保証すること。

五 情報処理サービス業者等以外の者が金融機関からその事業活動の効率化に寄与するプログラムの開発に必要な資金を借り入れる場合における当該借入れに係る債務を保証すること。

六 情報処理に関する調査を行ない、及びその成果を普及すること。

七 前各号の業務に附帯する業務

八 前各号に掲げるもののほか、第七条の目的を達成するために必要な業務

二 協会は、前項第八号に掲げる業務を行なおうとするときは、通商産業大臣の認可を受けなければならない。

(業務方法書)

第二十九条 協会は、業務開始の際、業務方法書を作成し、通商産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

二 前項の業務方法書に記載すべき事項は、通商産業省令で定める。

(信用基金)

第三十条 協会は、第二十八条第一項第四号及び第五号に規定する資金の借入れに係る債務の保証並びにこれに附帯する業務に関する信用基金を設け、第十条第一項の規定により出資され、又は同条第二項の認可を受けた場合において出資された金額と協会が負担する保証債務の弁済にあつてを条件として政府以外の者から出えんされた金額の合計額に相当する金額をもつてこれにあつてをものとす。

二 前項の信用基金は、通商産業省令で定めるところにより、毎事業年度の損益計算上利益又は損失を生じたときは、その利益又は損失の額に

より増加し又は減少するものとする。

第五節 財務及び会計

(事業年度)

第三十一条 協会の事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わる。

(予算等の認可)

第三十二条 協会は、毎事業年度、予算、事業計画及び資金計画を作成し、当該事業年度の開始前に、通商産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(財務諸表)

第三十三条 協会は、毎事業年度、財産目録、貸借対照表及び損益計算書(以下「財務諸表」という。)を作成し、当該事業年度の終了後三月以内に通商産業大臣に提出して、その承認を受けなければならない。

二 協会は、前項の規定により財務諸表を通商産業大臣に提出するときは、これに予算の区分に従い作成した当該事業年度の決算報告書並びに財務諸表及び決算報告書に関する監事の意見書を添付しなければならない。

(書類の送付)

第三十四条 協会は、第三十二条又は前条第一項に規定する認可又は承認を受けたときは、当該認可又は承認に係る予算、事業計画及び資金計画に関する書類又は財務諸表を政府以外の出資者に送付しなければならない。

(借入金)

第三十五条 協会は、通商産業大臣の認可を受け、短期借入金を行うことができる。

二 前項の規定による短期借入金は、当該事業年度内に償還しなければならない。ただし、資金の不足のため償還することができないときは、その償還することができない金額に限り、通商産業大臣の認可を受けて、これを借り換えることができる。

入金は、一年以内に償還しなければならない。

(通商産業省令への委任)

第三十六条 この法律に規定するもののほか、協会の財務及び会計に關し必要な事項は、通商産業省令で定める。

第六節 監督

(報告及び検査)

第三十七条 通商産業大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、協会に対し報告をさせ、又はその職員に協会の事務所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

二 前項の規定により職員が立入検査をする場合においては、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

三 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(監督命令等)

第三十八条 通商産業大臣は、前条第一項の規定により報告をさせ、又は検査を行なつた場合において、協会の業務又は会計が法令若しくはこれに基づく通商産業大臣の処分又は定款若しくは業務方法書に違反すると認めるときは、協会に對して、この法律の目的を達成するため必要な限度において、役員解任、定款又は業務方法書の変更その他必要な措置をとるべき旨を命ずることができる。

二 通商産業大臣は、協会が前項の規定による命令に従わなかつたときは、その役員を解任することができる。

第七節 補則

(出資者原簿)

第三十九条 協会は、出資者原簿を備えて置かなければならない。

二 出資者原簿には、各出資者について次の事項を記載しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所

二 出資の引受け及び払込みの年月日

三 出資額

三 政府以外の出資者は、出資者原簿の閲覧を求めることができる。

(解散)

第四十条 協会の解散については、別に法律で定める。

二 前項の場合において、協会の残余財産は、各出資者に対し、その出資額の限度において、その出資額に応じて分配するものとする。

(大蔵大臣等との協議)

第四十一条 通商産業大臣は、次の場合には、大蔵大臣に協議しなければならない。

一 第十条第二項、第二十八条第二項、第二十九条第一項、第三十二条又は第三十五条第一項若しくは第二項ただし書の規定による認可をしようとするとき。

二 第三十三条第一項の規定による承認をしようとするとき。

三 第三十六条の規定による通商産業省令を定めようとするとき。

二 通商産業大臣は、次の場合には、関係行政機関の長に協議しなければならない。

一 第二十九条第一項の規定による認可をしようとするとき。

二 第三十二条の規定による認可(事業計画に係る部分に限る。)をしようとするとき。

第四章 罰則

第四十二条 第三十七条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした協会の役員又は職員は、三万円以下の罰金に処する。

第四十三条 次の各号の一に該当する場合には、その違反行為をした協会の役員は、三万円以下の過料に処する。

一 この法律の規定により通商産業大臣の認可又は承認を受けなければならない場合において

昭和四十五年五月十三日 参議院會議録第十七号

特許法等の一部を改正する法律案外一件 筑波研究学園都市建設法案

八二〇

て、その認可又は承認を受けなかつたとき。
二 第十四条第一項の規定による政令に違反して登記することを怠つたとき。
三 第二十八条第一項に規定する業務以外の業務を行つたとき。

第四十四条 第十三条第二項の規定に違反した者は、一万円以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(経過規定)

第二条 この法律の施行の際現にその名称中に情報処理振興事業協会という文字を用いている者については、第十三条第二項の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。

第三条 協会の最初の事業年度は、第三十一条の規定にかかわらず、その成立の日に始まり、翌年三月三十一日に終わるものとする。

第四条 協会の最初の事業年度の予算、事業計画及び資金計画については、第三十二条中「当該事業年度の開始前に」とあるのは、「協会の成立後遅滞なく」とする。

(通商産業省設置法の一部改正)

第五条 通商産業省設置法(昭和二十七年法律第二百七十五号)の一部を次のように改正する。
第二十五条第一項の表中電子工業審議会の項を次のように改める。

電子情報処理振興審議会	電子工業及び情報処理の振興に関する重要事項を調査審議すること。
-------------	---------------------------------

(電子工業振興臨時措置法の一部改正)

第六条 電子工業振興臨時措置法(昭和三十三年法律第七十一号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項、第四条第一項、第五条第一項

及び第十三条中「電子工業審議会」を「電子情報処理振興審議会」に改める。
第十四条から第二十一条までを次のように改める。

第十四条から第二十一条まで 削除

(所得税法の一部改正)

第七条 所得税法(昭和四十年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の表中消防団員等公務災害補償等共済基金の項の次に次のように加える。

情報処理振興事業協会等に関する法律(昭和四十五年法律第 号)

(法人税法の一部改正)

第八条 法人税法(昭和四十年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。

別表第二第一号の表中消防団員等公務災害補償等共済基金の項の次に次のように加える。

情報処理振興事業協会等に関する法律(昭和四十五年法律第 号)

(印紙税法の一部改正)

第九条 印紙税法(昭和四十二年法律第二十三号)の一部を次のように改正する。

別表第三中日本育英会法(昭和十九年法律第三十号)第十六条第一項第一号(学資の貸与)の業務に関する文書の項の次に次のように加える。

情報処理振興事業協会等に関する法律(昭和四十五年法律第 号)	情報処理振興事業協会(業務の範囲)の業務に関する文書
--------------------------------	----------------------------

(地方税法の一部改正)

第十条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。
第七十二条の五第一項第六号中「繊維工業構

造改善事業協会」の下に「情報処理振興事業協会」を加える。

〔大谷藤之助君登壇、拍手〕

○大谷藤之助君 ただいま議題となりました二法案について御報告いたします。

まず、特許法等の一部を改正する法律案は、最近における特許、実用新案などの出願の激増等に対処するため、新しく出願の早期公開制と審査請求制を導入し、出願の処理の促進をはかることを主たる内容とするものであり、衆議院で、本法案行前の出願については、従前の例によるとの趣旨の修正が行なわれております。

委員会における質疑の内容は会議録に譲ります。

質疑を終わし、討論に入りましたところ、社会党の竹田理事、公明党の矢追委員及び共産党の須藤委員よりそれぞれ反対の意見が述べられました。

次いで、採決の結果、本法律案は多数をもって衆議院送付案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、全会一致の附帯決議を行ないました。

次に、情報処理振興事業協会等に関する法律案は、わが国における情報処理を振興するため、情報処理振興事業協会を設立して、ソフトウェアの開発及び利用を促進し、あわせて情報処理サービス業等の育成をはかることを主たる内容とするものであり、衆議院で、「国民生活の向上」をも本法の目的に加える等の修正が行なわれております。委員会における質疑の内容は会議録に譲ります。

質疑を終わし、討論なく、採決の結果、本法律案は全会一致をもって衆議院送付案どおり可決すべきものと決定いたしました。
なお、全会一致の附帯決議を行ないました。
以上御報告申し上げます。(拍手)

○副議長(安井謙君) 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。

まず、特許法等の一部を改正する法律案全部を問題に供します。本家に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長(安井謙君) 過半数と認めます。よって、本家は可決せられました。

〔賛成者起立〕

○副議長(安井謙君) 次に、情報処理振興事業協会等に関する法律案全部を問題に供します。本家に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長(安井謙君) 議員起立と認めます。よって、本家は全会一致をもって可決せられました。

○副議長(安井謙君) 日程第十一、筑波研究学園都市建設法案(衆議院提出)を議題といたします。まず、委員長の報告を求めます。建設委員長田中一君。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

筑波研究学園都市建設法案
右の本院提出案をここに送付する。
昭和四十五年五月七日

衆議院議長 船田 中
参議院議長 重宗 雄三殿

筑波研究学園都市建設法
目次

第一章 総則(第一条・第二条)
第二章 研究学園地区建設計画(第三条―第六
条)
第三章 周辺開発地区整備計画(第七条・第八
条)

第四章 研究学園地区建設計画及び周辺開発地区整備計画に基づく事業の実施(第九

条第十三条)

附則

第一章 総則

(この法律の目的)

第一条 この法律は、筑波研究学園都市の建設に関する総合的な計画を策定し、その実施を推進することにより、試験研究及び教育を行なうのにふさわしい研究学園都市を建設するとともに、これを均衡のとれた田園都市として整備し、あわせて首都圏の既成市街地における人口の過度集中の緩和に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律で「筑波研究学園都市」とは、茨城県筑波郡筑波町、同県同郡大穂町、同県同郡豊里町、同県同郡谷田部町、同県新治郡桜村及び同県稲敷郡基崎村の区域を地域とし、当該地域内に、首都圏の既成市街地にある試験研究機関及び大学並びに前条の目的に照らし設置することが適当であると認められる機関の施設を移転し、又は新設し、かつ、研究学園都市にふさわしい公共施設、公益的施設及び一団地の住宅施設を一体的に整備するとともに、当該地域を均衡のとれた田園都市として整備することを目的として建設する都市をいう。

2 この法律で「首都圏の既成市街地」とは、首都圏整備法(昭和三十一年法律第八十三号)第二条第三項に規定する区域をいう。

3 この法律で「研究学園地区」とは、筑波研究学園都市の地域のうち、移転し、又は新設する機関の施設を建設し、並びにこれらと一体として公共施設、公益的施設及び一団地の住宅施設を整備すべき区域であつて政令で定めるものをいい、「周辺開発地区」とは、筑波研究学園都市の地域のうち研究学園地区以外の区域をいう。

4 この法律で「研究学園地区建設計画」とは、研究学園地区内に移転し、又は新設する機関の施設

設の建設並びにこれらと一体として整備することが必要なる研究学園地区における公共施設、公益的施設及び一団地の住宅施設の整備に関する計画をいう。

5 この法律で「周辺開発地区整備計画」とは、周辺開発地区における公共施設、公益的施設及び農業の近代化のための施設の整備に関する計画をいう。

6 この法律で「公共施設」とは、道路、河川、水道、下水道、公園その他政令で定める公共の用に供する施設をいう。

7 この法律で「公益的施設」とは、学校、保育所、病院、診療所その他政令で定める施設で筑波研究学園都市の居住者の共同の福祉又は利便のために必要なものをいう。

8 この法律で「一団地の住宅施設」とは、一ヘクタール以上の一団地における五十戸以上の集団住宅及びこれらに附帯する通路その他の施設をいう。

第二章 研究学園地区建設計画(研究学園地区建設計画の内容)

第三条 研究学園地区建設計画には、次の各号に掲げる事項を定めるものとする。

一 人口の規模及び土地の利用に関する事項

二 移転し、又は新設する試験研究機関及び大学並びに第一条の目的に照らし設置することが適当であると認められる機関の施設の建設に関する事項

三 前号の機関の施設と一体として整備することが必要なる公共施設、公益的施設及び一団地の住宅施設の整備に関する事項

2 研究学園地区建設計画は、公害の防止について適切な考慮が払われたものでなければならぬ。

(研究学園地区建設計画の決定)

第四条 研究学園地区建設計画は、首都圏整備委員会(以下「委員会」という。)が、関係地方公共団体の意見をきくとともに関係行政機関の長に

協議して、決定するものとする。

2 委員会は、研究学園地区建設計画を決定するに必要であると認めるときは、関係行政機関の長、関係地方公共団体及び日本住宅公団その他の関係事業者に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他の必要な協力を求めることができる。

3 委員会は、研究学園地区建設計画を決定したときは、これを関係行政機関の長及び関係地方公共団体に送付するとともに、首都圏整備委員会規則(以下「委員会規則」という。)の定めるところにより公表しなければならない。

4 前項の規定により公表された事項に関し利害関係を有する者は、公表の日から三十日以内に、委員会規則の定めるところにより委員会に意見を申し出ることができる。

5 前項の規定による申出があつたときは、委員会は、その申出を考慮して必要な措置を講じなければならない。

(研究学園地区建設計画の変更)

第五条 委員会は、その決定した研究学園地区建設計画が情勢の推移により適当でなくなつたとき、その他これを変更することが適当であると認めるときは、関係地方公共団体の意見をきくとともに関係行政機関の長に協議して、これを変更することができる。

2 前条第二項から第五項までの規定は、研究学園地区建設計画の変更について準用する。

(首都圏整備計画との調整)

第六条 委員会は、研究学園地区建設計画については、首都圏整備計画との調整について適切な考慮を払わなければならない。

第三章 周辺開発地区整備計画

(周辺開発地区整備計画の内容)

第七条 周辺開発地区整備計画には、次の各号に掲げる事項を定めるものとする。

一 人口の規模及び土地の利用に関する事項

二 公共施設及び公益的施設の整備に関する事

三 農業の近代化のための施設の整備に関する事項

2 周辺開発地区整備計画は、首都圏整備計画に適合するとともに、研究学園地区建設計画と調和したものでなければならない。

3 周辺開発地区整備計画は、公害の防止について適切な考慮が払われたものでなければならない。

(周辺開発地区整備計画の承認)

第八条 茨城県知事は、関係町村の長の意見をきいて周辺開発地区整備計画を作成し、委員会規則の定めるところにより、委員会の承認を受けなければならない。周辺開発地区整備計画を変更しようとするときも、同様とする。

2 委員会は、前項の承認をしようとするときは、関係行政機関の長に協議しなければならない。

3 委員会は、第一項の承認をしたときは、その承認に係る周辺開発地区整備計画を関係行政機関の長に送付しなければならない。

第四章 研究学園地区建設計画及び周辺開発地区整備計画に基づく事業の実施

(事業の実施)

第九条 研究学園地区建設計画及び周辺開発地区整備計画に基づく事業(以下「筑波研究学園都市建設事業」という。)は、当該事業に関する法律(これに基づく命令を含む。)の規定に従い、国、地方公共団体又は日本住宅公団その他の関係事業者が実施するものとする。

(協力)

第十条 関係行政機関の長、関係地方公共団体及び日本住宅公団その他の関係事業者は、研究学園地区建設計画及び周辺開発地区整備計画の実施に関し、できる限り協力しなければならない。

八二一

の一項を加える。

3 都道府県知事は、臨床検査技師又は衛生検査技師について前二項の処分が行なわれる必要があると認めるときは、その旨を厚生大臣に具申しなければならぬ。

第九條第一項及び第三項中「都道府県知事」を「厚生大臣」に改める。

第十條中「衛生検査技師名簿」を「臨床検査技師名簿及び衛生検査技師名簿」に、「まつ消」を「消滅」に、「衛生検査技師免許証」を「臨床検査技師免許証及び衛生検査技師免許証」に改める。

第十一條中「衛生検査技師として」を「第二條第一項に規定する検査に」に改め、「技能」の下に「(同項に規定する検査のための血液を採取する行為で政令で定めるもの(以下「採血」という。))」に必要知識及び技能を含む。以下同じ。を加える。

第十三條第一項中「衛生検査技師試験委員」を「臨床検査技師試験委員」に改め、同條第二項を削り、同條第三項中「前二項に定めるもののほか、」を削り、同項を同條第二項とする。

第十五條第一号中「(昭和二十二年法律第二十六号)」を削り、「衛生検査技師養成所」を「臨床検査技師養成所」に、「二年以上衛生検査技師として」を「三年以上第二條第一項に規定する検査に」に改め、同條第二号中「衛生検査」を「第二條第一項に規定する検査」に、「衛生検査技師」を「臨床検査技師」に、「前号」を「第一号」に改め、同号を同條第三号とし、同條第一号の次に次の一号を加える。

二 第三條第二項に規定する者で、政令の定めるところにより前号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認められるもの

第十七條中「衛生検査技師養成所」を「臨床検査技師養成所」に改める。

第十九條中「衛生検査技師」を「臨床検査技師又は衛生検査技師」に改める。

第二十條中「衛生検査技師で」を「衛生検査技師又は臨床検査技師(第八條第二項の規定により臨床検査技師の名称の使用の停止を命ぜられていない者を除く。))」に改め、同條を同條第二項とし、同項の前に次の一号を加える。

臨床検査技師でない者は、臨床検査技師という名称を使用してはならない。

第四章中第二十條の次に次の二條を加える。

(保健婦助産婦看護婦法との関係)

第二十條の二 臨床検査技師は、保健婦助産婦看護婦法(昭和二十三年法律第二百三十三号)第三十一條第一項及び第三十二條の規定にかかわらず、診療の補助として採血(医師の具体的な指示を受けて行なうものに限る。))及び第二條第一項の政令で定める生理学的検査を行なうことを業とすることが出来る。

2 前項の規定は、第八條第二項の規定により臨床検査技師の名称の使用の停止を命ぜられていない者については、適用しない。

(衛生検査所の登録等)

第二十條の三 衛生検査所(人体から排出され、又は採取された検体について第二條第二項に規定する検査を業として行なう場所をいう。以下同じ。))を開設した者は、その衛生検査所の構造設備、管理組織その他の事項が省令で定める基準に適合するときは、その衛生検査所について、都道府県知事の登録を受けることができる。

2 前項の登録に關して必要な事項は、政令で定める。

3 第一項の登録を受けた衛生検査所でないければ、登録衛生検査所という名称又はこれに紛らわしい名称を用いてはならない。

第二十一條第一項第一号中「規定による」の下に「臨床検査技師又は」を加え、同項第四号中「前條」を「第二十條」に改め、同條の次に次の一條を加える。

第二十二條 第二十條の三第三項の規定に違反した者は、一万円以下の過料に処する。

附則

(施行期日)

第一條 この法律は、昭和四十六年一月一日から施行する。

(旧法の規定による免許を受けた者)

第二條 この法律の施行の際現に改正前の衛生検査技師法(以下「旧法」という。))第三條の規定による衛生検査技師の免許を受けている者は、改正後の臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律(以下「新法」という。))第三條第二項の規定による衛生検査技師の免許を受けた者とみなす。

(旧法の規定による衛生検査技師名簿)

第三條 旧法第六條の規定による衛生検査技師名簿は、新法第六條の規定による衛生検査技師名簿の一部とみなす。

(旧法の規定による衛生検査技師名簿への登録)

第四條 旧法第七條第一項の規定によつてなされた衛生検査技師名簿への登録は、新法第七條第一項の規定によつてなされた衛生検査技師名簿への登録とみなす。

(旧法の規定による衛生検査技師免許証)

第五條 旧法第七條第二項の規定によつて交付された衛生検査技師免許証は、新法第七條第二項の規定によつて交付された衛生検査技師免許証とみなす。

(衛生検査技師の免許の特例)

第六條 厚生大臣は、新法第三條第二項の規定にかかわらず、旧法の規定による衛生検査技師試験(次項の規定により従前の例により行なわれる衛生検査技師試験を含む。附則第八條第二号において同じ。))に合格した者に対し、衛生検査技師の免許を与えるものとする。

2 衛生検査技師試験は、昭和五十一年十二月三十一日までは、なお従前の例により行なう。

3 学校教育法第五十六條第一項の規定により大学に入学することができる者(以下「大学入学資格者」という。))で、この法律の施行の際現に旧法第十五條第一号の規定により指定されている学校又は衛生検査技師養成所(この法律の施行前に、同号の規定により指定され、その効力を失つたものを含む。以下同じ。))において二年以上衛生検査技師として必要な知識及び技能を修得したもの並びに旧法附則第二項各号に規定する者は、前項の衛生検査技師試験を受けることができる。

(受験資格の特例)

第七條 大学入学資格者で、この法律の施行の際現に旧法第十五條第一号の規定により指定されている学校において三年以上新法第二條第一項に規定する検査に必要な知識及び技能の修習をおこなっているもの又は当該学校においてこの法律の施行の際現に同項に規定する検査に必要な知識及び技能を修習中であり、三年以上以上わたるその修習をこの法律の施行後におこなったものは、新法第十五條の規定にかかわらず、臨床検査技師国家試験を受けることができる。

第八條 次の各号の一に該当する者は、昭和五十二年十二月三十一日までは、新法第十五條の規定にかかわらず、臨床検査技師国家試験を受けることができる。

一 大学入学資格者であつて、この法律の施行の際現に旧法第十五條第一号の規定により指定されている学校又は衛生検査技師養成所において二年以上衛生検査技師として必要な知識及び技能を修習した者で、新法第十五條第一号の規定により指定された学校又は臨床検査技師養成所において一年以上新法第二條第一項に規定する検査に必要な知識及び技能の修習をおこなったもの

二 旧法の規定による衛生検査技師試験に合格し、旧法第三條又は附則第六條第一項の規定による衛生検査技師の免許を受けた者で、厚

昭和四十五年五月十三日 参議院會議録第十七号

衛生検査技師法の一部を改正する法律案外三件

八二四

生大臣が指定した講習会の課程を修了したものの

第九条 この法律の施行の際現に旧法第三条の規定による衛生検査技師の免許を受けている者

(旧法の規定による衛生検査技師試験に合格し、同条の規定による衛生検査技師の免許を受けている者を除く。)で、厚生大臣の指定する講習会の課程を修了したものは、昭和四十八年十二月三十一日までは、新法第十五条の規定にかかわらず、臨床検査技師国家試験を受けることができる。

第十条 旧中等学校令(昭和十八年勅令第三十六号)による中等学校を卒業した者又は省令の定めるところによりこれと同等以上の学力がある

と認められる者は、附則第六条第三項、第七条及び第八条第一号の規定の適用については、大

学入学者資格者となす。

(旧法による処分及び手続)

第十一条 この附則に特別の規定があるものを除くほか、旧法によつてした処分、手続その他の行為は、新法中にこれに相当する規定があるときは、同法によつてしたものとみなす。

(罰則に関する経過規定)

第十二条 この法律の施行前にした行為及び附則第六条第二項の規定により従前の例により行なわれる衛生検査技師試験に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(厚生省設置法の一部改正)

第十三条 厚生省設置法(昭和二十四年法律第百五十一号)の一部を次のように改正する。

第五十三条第三十七号の三を次のように改める。

三十七の三 臨床検査技師の養成所を指定し、臨床検査技師の試験を行ない、並びに臨床検査技師及び衛生検査技師の免許及び登録を行ない、並びに免許を取り消し、及び名称の使用の停止を命ずること。

第五十三条第三十九号の二中「衛生検査技師」を

削る。

第十条第三号中「診療エックス線技師」の下に「臨床検査技師」を加える。

(登録免許法の一部改正)

第十四条 登録免許法(昭和四十二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

別表第一第二十三号(イ)中「又は診療放射線技師」を「診療放射線技師、臨床検査技師又は衛生検査技師」に改める。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

旅館業法の一部を改正する法律案
右の本院提出案をここに送付する。

昭和四十五年五月十一日

参議院議長 重宗 雄三殿 衆議院議長 船田 中

旅館業法の一部を改正する法律

旅館業法(昭和二十三年法律第百三十八号)の一部を次のように改正する。

第三条第二項後段を削り、同条第五項中「公衆衛生上」の下に「又は善良の風俗の保持上」を加え、同項を同条第六項とし、同条第四項中「第二項」を「第二項又は第三項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「学校の敷地」を「前項各号に掲げる施設の敷地」に、「当該学校の清純な教育環境」を「前項各号に掲げる施設の清純な施設環境」に改め、「どうかにかつて」の下に「学校については」を、「所管庁の意見を」の下に「児童福祉施設については、児童福祉法第四十六条に規定する行政庁の意見を、同項第三号の規定により都道府県条例で定める施設については、当該条例で定める者の意見を」を加え、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 第一項の許可の申請に係る施設の設置場所が、次の各号に掲げる施設の敷地(これらの用

に供するものと決定した土地を含む。以下同じ。)の周囲におおむね百メートルの区域内にある場合において、その設置によつて当該施設の清純な施設環境が著しく害されるおそれがある

と認めるときも、前項と同様とする。

一 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する学校(大学を除くものとし、以下単に「学校」という。)

二 児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第七条に規定する児童福祉施設(以下単に「児童福祉施設」という。)

三 社会教育法(昭和二十四年法律第二百七号)第二条に規定する社会教育に関する施設その他の施設で、前二号に掲げる施設に類するものとして都道府県の条例で定めるもの

第八条の二中「第三条第三項」を「第三条第四項」に、「当該学校の敷地」を「同条第三号各号に掲げる施設の敷地」に、「当該学校における清純な教育環境」を「当該施設の清純な施設環境」に改める。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

(経過規定)

2 この法律の施行前にした第三条第一項の許可については、この法律の施行の日から二箇月以内の期間に限り、改正後の同条第六項の規定による善良の風俗の保持上必要な条件を附することができ。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和四十五年五月七日

参議院議長 重宗 雄三殿 衆議院議長 船田 中

労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律案

労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律

第一条 労働者災害補償保険法(昭和二十二年法律第五十号)の一部を次のように改正する。

第十二条の六に次の一項を加える。

業務上の負傷又は疾病がなつたことにより長期傷病補償給付を受ける権利が消滅し、かつ、当該負傷又は疾病がなつたとき身体に障害が生じた場合において、当該長期傷病補償給付を受ける権利が消滅した月の翌月以後の分として長期傷病補償給付たる年金が支払われたときは、その支払われた年金は、当該障害補償年金の内払とみなす。

第十六条の二第二項各号列記以外の部分中「者を含む。」の下に「以下同じ。」を加える。

第十六条の三に次の一項を加える。

遺族補償年金を受ける権利を有する遺族が妻であり、かつ、当該妻と生計を同じくしている遺族補償年金を受けることができる遺族がない場合において、当該妻が次の各号の一に該当するに至つたときは、その該当するに至つた月の翌月から、遺族補償年金の額を改定する。

一 五十歳又は五十五歳に達したとき(別表第一の労働省令で定める廃疾の状態にあるときを除く。)

二 別表第一の労働省令で定める廃疾の状態になり、又はその事情がなくなつたとき(五十五歳以上であるときを除く。)

第二十二條の二を第二十二條の三とし、第二

十二次の次に次の一条を加える。

第二十二條の二 保険給付を受ける権利を有する者は、労働省令で定めるところにより、政府に対して、保険給付に必要なる労働省令で定める事項を届け出、又は保険給付に必要なる労働省令で定める書類その他の物件を提出しなければならない。

第四十七條の三 正当な理由がなく、下の「第二十二條の二の規定による届出をせず、

若しくは書類その他の物件の提出をしないとき、又は「を」を加える。

別表第一 障害補償年金の項中「二四〇日分を「二八〇日分」に、「二二三日分を「二四八日分」に、「一八八日分」を「二二九日分」に、「二六四日分」を「一九二日分」に、「一四二日分」を「一六五日分」に、「二二〇日分」を「二四〇日分」に、「二〇〇日分」を「二七七日分」に改め、同表遺族補償年金の項を次のように改める。

遺族補償年金

次の各号に掲げる遺族補償年金を受ける権利を有する遺族及びその者と生計を同じくしている遺族補償年金を受けることができる遺族の人数の区分に応じ、当該各号に掲げる額

- 一 一人 給付基礎日額に三百六十五を乗じて得た額（以下「給付基礎年額」という。）の百分の三十に相当する額。ただし、五十五歳以上の妻又は労働省令で定める廃疾の状態にある妻にあつては給付基礎年額の百分の四十に相当する額とし、五十歳以上五十五歳未満の妻（当該労働省令で定める廃疾の状態にある妻を除く。）にあつては給付基礎年額の百分の三十五に相当する額とする。
- 二 二人 給付基礎年額の百分の四十五に相当する額
- 三 三人 給付基礎年額の百分の五十に相当する額
- 四 四人 給付基礎年額の百分の五十五に相当する額
- 五 五人以上 給付基礎年額の百分の六十に相当する額

別表第二 遺族補償一時金の項中「四〇〇日分」を「一、〇〇〇日分」に改める。

第二條 労働者災害補償保険法の一部を改正する法律（昭和四十四年法律第三十号）の一部を次のように改正する。

附則第四十條を次のように改める。

附則第四十二條第一項中「五年以内」を「十年以内」に改める。

附則第四十三條第一項中「遺族一人」とあるのは「遺族（労働者災害補償保険法の一部を改正する法律（昭和四十四年法律第三十号）附則第四十三條第一項に規定する遺族であつて六十歳未満であるものを除く。）一人」を「遺族補償年金

を受けることができる遺族」とあるのは「遺族補償年金を受けることができる遺族（労働者災害補償保険法の一部を改正する法律（昭和四十四年法律第三十号）附則第四十三條第一項に規定する遺族であつて六十歳未満であるものを除く。）」に改める。

第三條 労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和四十四年法律第八十四号）の一部を次のように改正する。

第二條に次の一項を加える。

4 この法律において「保険年度」とは、四月一日から翌年三月三十一日までをいう。

第十二條第三項中「百人以上の労働者を使用する事業その他労働省令で定める規模の事業」

を「連続する三保険年度中の各保険年度において次の各号のいずれかに該当する事業に」、「十二月三十一日」を「当該連続する三保険年度の次の保険年度に属する十二月三十一日」に、「次の保険年度（四月一日から翌年三月三十一日までをいう。以下同じ。）」を「同日を含む保険年度の次の保険年度」に改め、同項に次の各号を加える。

- 一 百人以上の労働者を使用する事業
- 二 三十人以上百人未満の労働者を使用する事業であつて、当該労働者の数に当該事業と同種の事業に係る労働保険率を乗じて得た数が労働省令で定める数以上であるもの
- 三 前二号に掲げる事業のほか、労働省令で定める規模の事業

附 則

（施行期日）
第一條 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第三條の規定は、昭和四十八年十二月三十一日から施行する。

（経過措置）
第二條 第一條の規定による改正後の労働者災害補償保険法（以下「新法」という。）別表第一の規定は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）以後の期間に係る障害補償年金及び遺族補償年金について適用し、同日前の期間に係る障害補償年金及び遺族補償年金については、なお従前の例による。

2 新法別表第二の規定は、施行日以後に支給すべき事由の生じた遺族補償一時金について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた遺族補償一時金については、なお従前の例による。

第三條 施行日以後の期間に係る障害補償年金及び遺族補償年金に関する労働者災害補償保険法の一部を改正する法律附則第十五條第二項、第四十一條第一項及び第四十二條第五項の規定の適用については、これらの規定中「新法」とあるのは、「労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律（昭和四十五年法律第 号）第一條の規定による改正後の労働者災害補償保険法」とする。

（失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部改正）
第四條 失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和四十四年法律第八十五号）の一部を次のように改正する。

第三十三條中労働者災害補償保険法の一部を改正する法律附則第十三條の改正規定の次に次のように加える。

附則第四十二條第五項中「第二十七條、第三十條の二」を削り、「第五章の規定の下に」並びに労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和四十四年法律第八十四号）第十二條第三項及び第二十條第一項の規定」を加える。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

船員保険法の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決し、よつて国会法第八十三條により送付する。

昭和四十五年五月七日

衆議院議長 船田 中

参議院議長 重宗 雄三殿

船員保険法の一部を改正する法律案
船員保険法の一部を改正する法律
第一條 船員保険法（昭和四十四年法律第七十三号）の一部を次のように改正する。

昭和四十五年五月十三日 参議院會議録第十七号

衛生検査技師法の一部を改正する法律案外三件

第五十条ノ第二項第二号イ中「二月半分」を「二・七五月份」に改め、同項第三号イ中「五月份」を「五・五月份」に、「二月半分」を「二・七五月份」に改める。

第五十九条第五項第一号中「千分ノ二百十八」を「千分ノ二百二十四」に改め、同項第二号中「千分ノ二百七」を「千分ノ二百十三」に改める。

第六十条第一項第一号中「二百十八分ノ七十四・五」を「二百二十四分ノ七十四・五」に、「二百十八分ノ百四十三・五」を「二百二十四分ノ百四十九・五」に改め、同項第二号中「二百七分ノ六十九」を「二百十三分ノ六十九」に、「二百七分ノ百三十八」を「二百十三分ノ百四十四」に改める。

別表第一の中欄中「八・〇月」を「九・三」に、「七・〇」を「八・三」に、「六・五」を「七・二」に、「六・〇」を「六・四」に改める。

第二条 船員保険法の一部を次のように改正する。

第五十九條第五項第一号中「千分ノ二百二十四」を「千分ノ百五十八」災害保険料率ヲ加ヘタル率」に改め、同項第二号中「千分ノ二百十三」を「千分ノ百四十七」災害保険料率ヲ加ヘタル率」に改め、同条の次に次の一条を加へる。

第五十九條ノ二 前條第五項ノ災害保險料率ハ
船員法ニ規定スル災害補償ニ相當スル保險給
付ニ要スル費用ノ予想額ヲ基礎トシ、次項ノ
規定ノ適用ヲ受クル船舶所有者ノ使用スル被
保險者ニ係ル災害ノ發生率其ノ他ノ事情ヲ考
慮シ厚生大臣之ヲ定ム

三月一日前三年間ノ各一年間ニ於テ月平均百人以上ノ被保險者ヲ使用シタル船舶所有者ニ付テハ其ノ三月一日ノ属スル年ノ十月一日前三年間ノ保險料ノ額ノ中船員法ニ規定スル災害補償ニ相当スル給付ニシテ政令ヲ以テ定ムルモノ(以下指定災害給付ト称ス)ニ要スル費用ニ充テラルベキモノトシテ命令ヲ以テ定ム

ル保険料ノ額ニ対スル当該期間ニ係ル命令ヲ以テ定ムル指定災害給付ノ額ノ割合ガ百分ノ百ヲ超エルトキ又ハ百分ノ九十ヲ超エザルトキハ社会保険庁長官ハ翌年ノ四月一日ヨリ翌翌年ノ三月三十一日迄ノ間前項ノ規定ニ依ル災害保険料率ノ中指定災害給付ニ対応スル部分ノ率ヲ其ノ率ノ百分ノ七十乃至百分ノ百三十ノ範囲内ニ於テ其ノ割合ニ応ジ命令ヲ以テ定ムル率ニ変更スルコトヲ得

第六十条第一項を次のように改める。

被保險者ハ保險料額ノ中左ノ區別ニ依ル額ヲ負擔シ被保險者ヲ使用スル船舶所有者ハ保險料額ノ中被保險者ノ負擔スル額ヲ除キタル額ヲ負擔ス

一 第十七条ノ規定ニ依ル被保険者ニシテ第三十三條ノ三第二項各号ニ該當セザルニ因リ失業保險金ノ支給ヲ受クルコトヲ得ルモノニ付テハ標準報酬月額額ニ千分ノ七十四・五ヲ乗ジテ得タル額

二 第十七条ノ規定ニ依ル被保険者ニシテ第三十三條ノ第三項各号ノ一ニ該当スルニ因リ失業保険金ノ支給ヲ受クルコトナキモノニ付テハ標準報酬月額二千分ノ六十九ヲ乗ジテ得タル額

附
則

第一条 この法律は、昭和四十五年十一月一日か

ら施行する。ただし、第二条並びに附則第四条及び附則第五条の規定は、昭和四十六年一月一日から施行する。

(従前の障害年金及び遺族年金の額に関する経過措置)

第二条 昭和四十五年十一月一日において現に職務上の事由による障害年金を受ける権利を有する者の当該障害年金については、船員保険法第四十一条第一項第一号の額は、第一条の規定による改正後の同法別表第一を適用して計算した額とする。この場合において、厚生年金保険法

及び船員保険法の一部を改正する法律（昭和四十四年法律第七十八号。以下「四十四年改正法」という。）附則第二十四条に規定する障害年金については、同号の額は、平均標準報酬月額を一万二千円として計算した額とし、その額が当該廃疾の程度に應じ次の表に定める金額に満たないときは、同表に定める金額とする。

磨疾の程度	金 額
一 級	一八九、六〇〇円
二 級	一七七、六〇〇円
三 級	一四八、八〇〇円
四 級	一三九、二〇〇円
五 級	一二八、四〇〇円
六 級	一〇六、八〇〇円
七 級	九七、二〇〇円

2 昭和四十五年十一月一日において現に船員保険法第五十条第二号の規定による遺族年金を受ける権利を有する者の当該遺族年金については、同法第五十条ノ二第一項第二号の額は、第一条の規定による改正後の同号を適用して計算した額とする。この場合において、四十四年改正法附則第二十七条第一項に規定する遺族年金については、同号の額は、平均標準報酬月額を一万二千円として計算した額とする。

3 昭和四十五年十一月一日において現に船員保険法第五十条第三号の規定による遺族年金を受ける権利を有する者の当該遺族年金については、同法第五十条ノ二第一項第三号の額は、第一条の規定による改正後の同号を適用して計算した額とする。この場合において、四十四年改正法附則第二十七条第二項に規定する遺族年金については、同号の額は、平均標準報酬月額を一万二千元として計算した額とし、船員保険法第五十条ノ二第三項中「九万六千円」とあるの

は、「九万七千二百円（第一項第三号括弧書ニ該當スル者ニ支給スル遺族年金ニ在リテハ九万六千円）」とする。

(保險料率に関する経過措置)

第三条 昭和四十五年十一月一日から同年十二月三十一日までの間においては、第一条の規定による改正後の船員保険法第五十九条第五項第一号中「千分ノ二百二十四」とあるのは「千分ノ二百二十二」と、同項第二号中「千分ノ二百十三」とあるのは「千分ノ二百十一」と、同法第六十条第二項第一号中「二百二十四分ノ七十四・五」とあるのは「二百二十二分ノ七十三・五」と、「二百二十四分ノ百四十九・五」とあるのは「二百二十二分ノ百四十八・五」と、同項第二号中「二百十三分ノ六十九」とあるのは「二百十一分ノ六十八」と、「二百十三分ノ百四十四」とあるのは「二百十一分ノ百四十三」とする。

2 昭和四十六年一月一日から同年十月三十一日までの間においては、第二条の規定による改正後の船員保険法第五十九条第五項第一号中「千分ノ百五十八」とあるのは「千分ノ百五十六」と、同項第二号中「千分ノ百四十七」とあるのは「千分ノ百四十五」と、同法第六十条第一項第一号中「千分ノ七十四・五」とあるのは「千分ノ七十三・五」と、同項第二号中「千分ノ六十九」とあるのは「千分ノ六十八」とする。

3 昭和四十九年十一月一日以後における保険料率は、第二条の規定による改正後の船員保険法第五十九条第五項第一号及び第二号に掲げる率に、それぞれ千分の十を加えた率とする。

4 前項の規定により増加する保険料額のうちその増加する部分の額は、被保険者及び被保険者を使用する船舶所有者が、それぞれその二分の一を負担する。

5 第三項の規定は、同項の規定による保険料率に、船員保険法第五十九条第四項の規定により行なわれるべき再計算の結果に照らして変更が加えられることを妨げるものではない。

第四条 昭和四十六年一月一日から同年三月三十

一日までの間における災害保険料率の決定又はその災害保険料率のうち指定災害給付に対応する部分の率の変更については、第二条の規定による改正後の船員保険法第五十九条ノ二第一項中「次項ノ規定ノ適用ヲ受クル船舶所有者」とあるのは「船員保険法の一部を改正する法律(昭和四十五年法律第 号)附則第四条第一項ノ規定ニ依リ就替ヘラレタル次項ノ規定ノ適用ヲ受クル船舶所有者」と、同条第二項中「三月一日前」とあるのは「昭和四十四年三月一日前」と、「其ノ三月一日ノ属スル年ノ十月一日前」とあるのは「同年十月一日前」と、「翌年ノ四月一日ヨリ翌翌年ノ三月三十一日迄」とあるのは「昭和四十六年一月一日ヨリ同年三月三十一日迄」とそれぞれ読み替えて、これらの規定を適用する。

2 昭和四十六年四月一日から昭和四十七年三月三十一日までの間における災害保険料率の決定又はその災害保険料率のうち指定災害給付に対応する部分の率の変更については、第二条の規定による改正後の船員保険法第五十九条ノ二第一項中「次項ノ規定ノ適用ヲ受クル船舶所有者」とあるのは「船員保険法の一部を改正する法律(昭和四十五年法律第 号)附則第四条第二項ノ規定ニ依リ就替ヘラレタル次項ノ規定ノ適用ヲ受クル船舶所有者」と、同条第二項中「三月一日前」とあるのは「昭和四十五年三月一日前」と、「其ノ三月一日ノ属スル年ノ十月一日前」とあるのは「同年十月一日前」と、「翌年ノ四月一日ヨリ翌翌年ノ三月三十一日迄」とあるのは「昭和四十六年四月一日ヨリ昭和四十七年三月三十一日迄」とそれぞれ読み替えて、これらの規定を適用する。

(職務上の事由による障害年金及び遺族年金の額の改定に関する暫定措置)
第五条 職務上の事由による障害年金又は遺族年金を受ける権利を有する者の当該保険給付につ

昭和四十五年五月十三日 参議院会議録第十七号

いては、当分の間、労働者災害補償保険法の一部を改正する法律(昭和四十年法律第百三十号)附則第四十一条の規定による障害補償年金又は遺族補償年金の額の改定の措置その他の事情を勘案して、政令で定めるところにより、その額を改定することができる。

〔佐野芳雄君登壇、拍手〕

○佐野芳雄君 ただいま議題となりました衛生検査技師法の一部を改正する法律案外三件につきまして、委員会における審議の経過と結果を報告いたします。

衛生検査技師法の一部を改正する法律案は、従来の衛生検査技師のほかに、新たに生理学的検査をも担当し得る臨床検査技師の制度を設けることとするほか、衛生検査所の登録に必要となる規定を設けること等を内容とするものであります。

次に、旅館業法の一部を改正する法律案は、いわゆるモーター等の社会的批判の対象になっている不健康な旅館を規制することを内容とするものであります。

次に、労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律案は、障害補償年金と遺族補償年金とについて、ILO条約一二二号が定める国際水準に合わせるための引き上げを行なうとともに、遺族補償の一時金を給付日額の千分の一に引き上げるほか、保険料のメリット制を三十人以上の事業所にまで拡大することを主たる内容とするものであります。

次に、船員保険法の一部を改正する法律案は、船員保険における職務上の事由による障害補償年金と遺族補償年金を、労災保険の年金と均衡するよう引き上げるほか、保険料について、災害発生率に応じ料率を変更する個別メリット制を取り入

れることを内容とするものであります。

委員会における審議の詳細は会議録により御承知願います。

採決の結果、衛生検査技師法の一部を改正する法律案及び旅館業法の一部を改正する法律案は、いずれも全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定し、労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律案及び船員保険法の一部を改正する法律案は、いずれも多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律案に対しては、社会党大橋和孝委員提出にかかる各派共同の附帯決議案を、全会一致をもって委員会の決議とすることに決しました。

以上御報告いたします。(拍手)

○副議長(安井謙君) 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。

まず、衛生検査技師法の一部を改正する法律案、及び、旅館業法の一部を改正する法律案全部を問題に供します。両案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長(安井謙君) 総員起立と認めます。よって、両案は全会一致をもって可決せられました。

○副議長(安井謙君) 次に、労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律案、及び、船員保険法の一部を改正する法律案全部を問題に供します。両案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長(安井謙君) 過半数と認めます。よって、両案は可決せられました。

○副議長(安井謙君) この際、日程に追加して、全国新幹線鉄道整備法案(衆議院提出)を議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○副議長(安井謙君) 御異議ないと認めます。まず、委員長の報告を求めます。運輸委員長温水三郎君。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

全国新幹線鉄道整備法案

右の本院提出案をここに送付する。

昭和四十五年四月二十八日

衆議院議長 船田 中
参議院議長 重宗 雄三殿

全国新幹線鉄道整備法

(目的)

第一条 この法律は、高速輸送体系の形成が国土の総合的かつ普遍的開発に果たす役割の重要性にかんがみ、新幹線鉄道による全国的な鉄道網の整備を図り、もつて国民経済の発展と国民生活領域の拡大に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「新幹線鉄道」とは、その主たる区間を列車が二百キロメートル毎時以上の高速で走行できる幹線鉄道をいう。

(新幹線鉄道の路線)

第三条 新幹線鉄道の路線は、全国的な幹線鉄道網を形成するに足るものであるとともに、全国の中核都市を有機的かつ効率的に連結するものであつて、第一条の目的を達成しうるものとする。

(新幹線鉄道の建設及び営業)

第四条 新幹線鉄道の建設は、日本国有鉄道又は日本鉄道建設公団が行なうものとし、その営業は、日本国有鉄道が行なうものとする。

(基本計画)

第五条 運輸大臣は、鉄道輸送の需要の動向、国土開発の重点的な方向その他新幹線鉄道の効果

議事日程追加の件 全国新幹線鉄道整備法案

昭和四十五年五月十三日 参議院會議録第十七号

全国新幹線鉄道整備法案

八二八

的な整備を図るため必要な事項を考慮し、政令で定めるところにより、建設を開始すべき新幹線鉄道の路線(以下「建設線」という。)を定める基本計画(以下「基本計画」という。)を決定しなければならない。

2 運輸大臣は、前項の規定により基本計画を決定しようとするときは、あらかじめ、鉄道建設審議会に諮問しなければならない。これを變更しようとするときは、同様とする。

3 運輸大臣は、第一項の規定により基本計画を決定したときは、遅滞なく、これを公示しなければならない。これを變更したときは、同様とする。

(建設線の調査の指示)

第六条 運輸大臣は、前条の規定により基本計画を決定したときは、日本国有鉄道又は日本鉄道建設公団に対し、建設線の建設に關し必要な調査を行なうべきことを指示しなければならない。基本計画を變更したときは、同様とする。

(整備計画)

第七条 運輸大臣は、政令で定めるところにより、基本計画で定められた建設線の建設に關する整備計画(以下「整備計画」という。)を決定しなければならない。

2 第五條第二項の規定は、整備計画を決定し、又は變更しようとする場合について準用する。

(建設線の建設の指示)

第八条 運輸大臣は、前条の規定により整備計画を決定したときは、日本国有鉄道又は日本鉄道建設公団に対し、整備計画に基づいて当該建設線の建設を行なうべきことを指示しなければならない。整備計画を變更したときは、同様とする。

(工事実施計画)

第九条 日本国有鉄道又は日本鉄道建設公団は、前条の規定による指示により建設線の建設を行なおうとするときは、整備計画に基づいて、路線名、工事の区間、工事方法その他運輸省令で

定める事項を記載した建設線の工事実施計画を作成し、運輸大臣の認可を受けなければならない。これを變更しようとするときは、同様とする。

2 前項の工事実施計画には、線路の位置を表示する図面その他運輸省令で定める書類を添附しなければならない。

3 日本鉄道建設公団は、第一項の規定により工事実施計画を作成し、又は變更しようとするときは、あらかじめ、日本国有鉄道に協議しなければならない。

4 日本鉄道建設公団は、第一項の規定による運輸大臣の認可を受けたときは、工事実施計画に關する書類を日本国有鉄道に提出しなければならない。

(行為制限区域の指定及びその解除)

第十条 運輸大臣は、前条第一項の規定による認可に係る新幹線鉄道の建設に要する土地で政令で定めるものについて、当該新幹線鉄道の建設を円滑に遂行させるため第十一条第一項に規定する行為の制限が必要であると認めるときは、区域を定め、当該区域を行為制限区域として指定することができる。

2 運輸大臣は、前項の規定により行為制限区域を指定しようとするときは、あらかじめ、当該新幹線鉄道の建設を行なう日本国有鉄道又は日本鉄道建設公団(以下「建設主体」という。)の意見をきかなければならない。

3 運輸大臣は、第一項の行為制限区域の指定に關し必要があると認めるときは、建設主体に対し、必要な資料の提出を求めることができる。

4 運輸大臣は、第一項の規定により行為制限区域を指定するときは、運輸省令で定めるところにより、当該行為制限区域を公示し、かつ、これを表示する図面を一般の縦覧に供しなければならない。

5 運輸大臣は、第一項の規定により指定した行為制限区域に係る新幹線鉄道の建設の工事が完

了したときは、すみやかに、当該行為制限区域の指定を解除し、運輸省令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。工事の完了前において当該行為制限区域を存続させる必要がなくなつたと認めるときも、同様とする。

6 第二項の規定は、前項の規定により行為制限区域の指定を解除しようとする場合について準用する。

(行為の制限)

第十一条 前条第一項の規定により指定された行為制限区域内においては、何人も、土地の形質を變更し、又は工作物を新設し、改築し、若しくは増築してはならない。ただし、非常災害のため必要な応急措置として行なう行為及び政令で定めるその他の行為については、この限りでない。

2 前項の規定による行為の制限により損失を受ける者がある場合においては、建設主体は、その者に対して通常受けるべき損失を補償しなければならない。

3 前項の規定による損失の補償については、建設主体と損失を受けた者とが協議しなければならない。

4 前項の規定による協議が成立しないときは、建設主体又は損失を受けた者は、政令で定めるところにより、収用委員会に土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)第九十四条の規定による裁決を申請することができる。

(他人の土地の立入り又は一時使用)

第十二条 日本国有鉄道若しくは日本鉄道建設公団又はその委任を受けた者は、新幹線鉄道の建設に關する調査、測量又は工事のためやむを得ない必要があるときは、その必要の限度において、他人の占有する土地に立ち入り、又は特別の用途のない他人の土地を材料置場若しくは作業場として一時使用することができる。

2 前項の規定により他人の占有する土地に立ち入ろうとする者は、あらかじめ、当該土地の占

有者にその旨を通知しなければならない。ただし、あらかじめ通知することが困難である場合においては、この限りでない。

3 第一項の規定により建築物が所在し、又はかき、さく等で囲まれた他人の占有する土地に立ち入ろうとする場合には、その立ち入ろうとする者は、立入りの際、あらかじめ、その旨を当該土地の占有者に告げなければならない。

4 日出前及び日没後においては、土地の占有者の承諾があつた場合を除き、前項に規定する土地に立ち入つてはならない。

5 第一項の規定により他人の占有する土地に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

6 第一項の規定により特別の用途のない他人の土地を材料置場又は作業場として一時使用しようとする者は、あらかじめ、当該土地の占有者及び所有者に通知して、その意見をきかなければならない。

7 土地の占有者又は所有者は、正当な理由がない限り、第一項の規定による立入り又は一時使用を拒み、又は妨げてはならない。

8 前条第二項から第四項までの規定は、第一項の規定による立入り又は一時使用により損失を受けた者の損失補償について準用する。

9 第五項に規定する証明書の様式その他必要な事項は、運輸省令で定める。

(財政上の措置等)

第十三条 国は、新幹線鉄道が国土の総合的かつ普遍的開発、国民経済の発展及び国民生活の向上に果たす役割の重要性並びに新幹線鉄道の整備の緊急性等にかんがみ、新幹線鉄道に關し、その建設のために必要な資金についての助成その他必要な措置を講ずるよう配慮しなければならない。

2 地方公共団体は、新幹線鉄道が当該地方の開

発展及び住民の生活の向上に果たす役割の重要性にかんがみ、新幹線鉄道に關し、その建設のため必要な資金についての援助、その建設に要する土地の取得のあつせんその他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(日本国有鉄道法の適用除外)

第十四条 日本国有鉄道が行なう新幹線鉄道の建設については、日本国有鉄道法(昭和二十三年法律第二百五十六号)第五十三条の規定は、適用しない。

(運輸省令への委任)

第十五条 この法律に定めるもののほか、この法律を実施するため必要な事項は、運輸省令で定める。

(罰則)

第十六条 次の各号の一に該当する者は、十万円以下の罰金に処する。

一 第十一条第一項の規定に違反した者
二 第十二条第七項の規定に違反した者
第十七条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に關し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同条の罰金刑を科する。

第十八条 日本国有鉄道又は日本鉄道建設公団が第九條第一項の規定に違反して認可を受けなかつた場合には、その違反行為をした日本国有鉄道又は日本鉄道建設公団の役員は、十万円以下の罰金に処する。

附 則
(施行期日)
1 この法律は、公布の日から起算して一箇月を経過した日から施行する。ただし、附則第八項の規定による改正後の新幹線鉄道における列車運行の安全を妨げる行為の処罰に關する特例法の規定は、この法律の施行の際現に日本国有鉄道が営業を行なつてゐる東京都と大阪府とを連絡する新幹線鉄道以外の新幹線鉄道について

は、それぞれ、営業を開始する政令で定める区間ごとに、政令で定める日から適用する。

(経過規定)

2 この法律の施行の際現に日本国有鉄道が営業を行なつてゐる東京都と大阪府とを連絡する新幹線鉄道及びこの法律の施行の際現に日本国有鉄道が建設を行なつてゐる大阪市と福岡市とを連絡する新幹線鉄道は、この法律による新幹線鉄道とする。

3 この法律の施行の際現に日本国有鉄道が建設を行なつてゐる大阪市と福岡市とを連絡する新幹線鉄道の建設については、第五条から第九条まで及び第十四条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

4 この法律の施行の際現に日本国有鉄道が建設を行なつてゐる大阪市と福岡市とを連絡する新幹線鉄道については、第十条第一項中「前条第一項の規定による認可」とあるのは「日本国有鉄道法第五十三条の規定による認可」と、同条第二項中「当該新幹線鉄道の建設を行なう日本国有鉄道又は日本鉄道建設公団」とあるのは「当該新幹線鉄道の建設を行なう日本国有鉄道」と読み替へて、同条の規定を適用する。

5 鉄道敷設法(大正十一年法律第三十七号)の一部を次のように改正する。

第一条中「予定鉄道線路ハ」の下に「全国新幹線鉄道整備法(昭和四十五年法律第百五十七号)の二」を加へる。

6 運輸省設置法(昭和二十四年法律第百五十七号)の一部を次のように改正する。

第四條第一項第二十九号の次に次の一号を加へる。

二十九の二 新幹線鉄道の基本計画及び整備計画を決定し、並びに新幹線鉄道の工事実施計画を認可すること。

第二十七條第一項第一号を同項第一号の二とし、同項に次の一号を加へる。

一 新幹線鉄道の基本計画及び整備計画の作成その他新幹線鉄道の整備に關すること。

(日本鉄道建設公団法の一部改正)

日本鉄道建設公団法(昭和三十九年法律第三号)の一部を次のように改正する。

第十九條第一項第一号中「以外のもの」の下に「並びに全国新幹線鉄道整備法(昭和四十五年法律第 号)による新幹線鉄道であつて、同法の施行の際現に日本国有鉄道が営業を行なつてゐるもの以外のもの」を加へ、同号の次に次の一号を加へる。

一の二 全国新幹線鉄道整備法の規定により新幹線鉄道の建設に關する調査を行なうこと。

第十九條第二項ただし書中「前項第一号の業務」の下に「又は日本国有鉄道が行なう鉄道新線の建設」を加へる。

第二十條第一項中「前条第一項第一号に掲げる業務」の下に「(新幹線鉄道に係るものを除く)」を加へる。

第二十一條第一項中「第十九條第一項第一号の業務」の下に「(新幹線鉄道に係るものを除く)」を加へる。

(東海道新幹線鉄道における列車運行の安全を妨げる行為の処罰に關する特例法の一部改正)

東海道新幹線鉄道における列車運行の安全を妨げる行為の処罰に關する特例法(昭和三十九年法律第百十一号)の一部を次のように改正する。

題名中「東海道新幹線鉄道」を「新幹線鉄道」に改める。

第一条中「東海道新幹線鉄道(東京都と大阪府とを連絡する日本国有鉄道の幹線鉄道であつて、その軌間が一・四三メートルであるものをいう。)」を「新幹線鉄道(全国新幹線鉄道整備法による)」と改める。

法(昭和四十五年法律第 号)による新幹線鉄道をいう。」に改める。

第二条から第四条までの規定中「東海道新幹線鉄道」を「新幹線鉄道」に改める。

(罰則に關する経過措置)

9 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

本案施行に要する経費
本案施行に要する経費としては、昭和四十五年調査費として約五億一千万円の見込みである。

〔温水三郎君登壇、拍手〕
○温水三郎君 本法律案は、新幹線鉄道による全国的な鉄道網を整備し、国民経済の発展と国民生活領域の拡大をはかりとするものでありまして、衆議院議員提案にかかるとは、財源問題等について質疑が行なわれましたが、その詳細については会議録により御承知願います。

質疑を終了し、日本社会党を代表して藤田委員より、要望を述べて賛成の討論があり、次いで、採決の結果、全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法案に対し附帯決議を行ないました。以上報告をいたします。(拍手)

○副議長(安井謙君) 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。

本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕
○副議長(安井謙君) 過半数と認めます。よつて、本案は可決せられました。

○副議長(安井謙君) この際、日程に追加して、昭和四十二年、昭和四十三年及び昭和四十四年度における地方公務員等共済組合法の規定に

昭和四十五年五月十三日 参議院會議録第十七号

全国新幹線鉄道整備法案 議事日程追加の件 昭和四十二年、昭和四十三年及び昭和四十四年度における地方公務員等共済組合法の規定による年金の額の改定等に關する法律等の一部を改正する法律案外二件

昭和四十五年五月十三日 参議院会議録第十七号

よる年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律案。

地方公務員災害補償法の一部を改正する法律案。

航空機内で行なわれた犯罪その他ある種の行為に関する条約第十三条の規定の実施に関する法律案。

(いずれも内閣提出、衆議院送付)

以上三案を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○副議長(安井謙吉) 御異議ないと認めます。

まず、委員長の報告を求めます。地方行政委員
長山内一郎君。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

昭和四十二年、昭和四十三年及び昭和四十四年度における地方公務員等共済組合法の規定による年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを修正議決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和四十五年五月八日

衆議院議長 船田 中
参議院議長 重宗 雄三殿

(小字及び一は衆議院修正)

昭和四十二年、昭和四十三年及び昭和四十四年度における地方公務員等共済組合法の規定による年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律案

昭和四十二年、昭和四十三年及び昭和四十四年度における地方公務員等共済組合法の規定による年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律案

(昭和四十二年、昭和四十三年及び昭和四十四年度における地方公務員等共済組合法の規定による年金の額の改定等に関する法律の一部改正)

第一条 昭和四十二年、昭和四十三年及び昭和四十四年度における地方公務員等共済組合法の規定による年金の額の改定等に関する法律(昭和四十二年法律第五号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

昭和四十二年、昭和四十三年及び昭和四十四年度における地方公務員等共済組合法の規定による年金の額の改定等
に關する法律等の一部を改正する法律案外二件

八三〇

昭和四十二年以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律

第一条の見出しを「(昭和四十二年及び昭和四十三年における地方公務員共済組合の年金の額の改定)」に改め、同条第一項中「次項及び次条第一項」を「次項、次条第一項及び第二項」に改め、同条第六項中「次項及び次条第五項において」を「以下」に改め、同条第九項を削る。

第一条の二に見出しとして「(昭和四十四年度における地方公務員共済組合の年金の額の改定)」を附し、同条第六項を削る。

第二条を次のように改める。

(昭和四十五年における地方公務員共済組合の年金の額の改定)

第二条 地方公務員共済組合の組合員であつた者に係る新法の規定による退職年金、減額退職年金、廃疾年金又は遺族年金で昭和四十五年九月三十日において現に支給されているものについては、同年十月分以後、その額を、第一条第一項の規定に準じて算定した額に改定する。この場合において、同項第一号中「一・三二」とあるのは「一・八八九六四」と、同項第二号中「その仮定給料年額」とあるのは「その仮定給料年額で第一条の二第一項の規定により読み替えられたものの額で別表第一の四の上欄に掲げるものに対応する同表の下欄に掲げる仮定給料年額」と、同項第三号中「その仮定給料」とあるのは「その仮定給料で第一条の二第一項の規定により読み替えられたもので別表第二の四の上欄に掲げるものに対応する同表の下欄に掲げる仮定給料」と読み替へるものとする。

2 次の各号に掲げる年金のうち七十歳以上の者又は第二号に掲げる年金を受ける七十歳未満の妻、子若しくは孫に係るものについては、前項の規定により改定された額が当該各号に掲げる額に満たないときは、昭和四十五年十月分以後、その額を当該各号に掲げる額に改定する。この場合においては、第一条第三項後段及び前条第二項ただし書の規定を準用する。

一 退職年金又は廃疾年金 十二万円

二 遺族年金 六万円

3 第一項の規定の適用を受ける者が七十歳に達したとき(前項第二号に掲げる年金を受ける妻、子又は孫が七十歳に達したときを除く)は、その達した日の属する月の翌月分以後、同項の規定に準じてその額を改定する。

4 第一条第五項の規定は、前三項の規定の適用を受ける年金の額の改定について準用する。

5 前各項の規定は、地方公共団体の長等の退職年金等で昭和四十五年九月三十日において現に支

給されているものについて準用する。この場合においては、第一条第六項後段の規定を準用する。

第三条の見出しとして「(費用の負担)」を附し、同条中「第一条及び第一条の二」を「前三条」に改める。

第三条の二の見出しを「(昭和四十四年度における地方団体関係団体職員共済組合の年金の額の改定)」に改め、同条第二項中「及び第六項並びに第二条」を削り、「第一条の二第四項」を「同条第四項」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(昭和四十五年度における地方団体関係団体職員共済組合の年金の額の改定)

第三条の三 地方団体関係団体職員共済組合の組合員であつた者に係る新法第十二章の規定による退職年金、減額退職年金、廃疾年金又は遺族年金で、昭和四十五年九月三十日において現に支給されているものについては、同年十月分以後、その額を、前条第一項の規定に準じて算定した額に改定する。この場合において、同項第一号中「一・七三七六」とあるのは「一・八八九六四」と、同項第二号中「その仮定給料」とあるのは「その仮定給料で別表第二の四の上欄に掲げるものに対応する同表の下欄に掲げる仮定給料」と読み替えるものとする。

2 第二条第二項から第四項までの規定は前項の規定により年金額を改定する場合について、前条第三項の規定は前項の規定による年金額の改定により増加する費用の負担について準用する。本則に次の一条を加える。

(政令への委任)

第七条 前各条に定めるもののほか、第一条から第三条の三までの規定による年金の額の改定及び前三条に規定する年金の支給等に関して必要な事項は、政令で定める。

附則第五條中第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の場合において、施行法第七條第一項第一号の期間を有する更新組合員等であつてその者の事情によらないうで引続き勤務することを困難とする理由により退職したもので政令で定めるもののこの法律の公布の日から五年以内に給付事由が生じた給付に対する改正後の施行法第二條第一項第一号及び第三十一号の規定の適用については、同項第二十九号中「政令で定める退職年金条項に係るものにあつては、恩給法に規定する退職当時の俸給年額の算定に準じ政令で定めるところにより算定した額とする。次号及び第三十一号において同じ。」とあるのは、「当該組合員の退職の一年前の給料の二号給上位(昭和四十二年七月三十一日から昭和四十五年七月三十日まで)に給付事由が生じた給付にあつては、三号給上位」の給料を基礎として算定した額をこえるときは、当該額とする。第三十一号において同じ」とする。

附則第十條中「昭和四十二年度、昭和四十三年度及び昭和四十四年度における旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の規定による年金の額の改定に関する法律」を「昭和四十二年以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律」に、「第五条の二」を「第五条の三」に改める。

別表第一の三の次に次の一表を加える。

別表第一の四

別表第一の三の仮定給料年額	仮定給料年額
一四九、四〇〇円	一六二、五〇〇円
一五三、五〇〇	一六六、九〇〇
一五七、一〇〇	一七〇、八〇〇
一六二、二〇〇	一七六、四〇〇
一六五、二〇〇	一七九、七〇〇
一七一、〇〇〇	一八六、〇〇〇
一七九、三〇〇	一九五、〇〇〇
一八八、〇〇〇	二〇四、五〇〇
一九六、五〇〇	二一三、七〇〇
二〇五、三〇〇	二二三、三〇〇
二一三、九〇〇	二三二、六〇〇
二二二、六〇〇	二四二、一〇〇
二二八、二〇〇	二四八、二〇〇
二三三、七〇〇	二五四、一〇〇
二四〇、一〇〇	二六一、一〇〇
二四九、二〇〇	二七一、〇〇〇
二五六、九〇〇	二七九、四〇〇
二六四、三〇〇	二八七、四〇〇
二七三、一〇〇	二九七、〇〇〇
二八二、一〇〇	三〇六、八〇〇
二九一、八〇〇	三一七、三〇〇
三〇一、六〇〇	三二八、〇〇〇
三一三、九〇〇	三四一、四〇〇
三二一、五〇〇	三四九、六〇〇
三三一、六〇〇	三六〇、六〇〇
三四一、三〇〇	三七一、二〇〇

昭和四十五年五月十三日 参議院會議録第十七号

昭和四十二年度、昭和四十三年度及び昭和四十四年度における地方公務員等共済組合法の規定による年金の額の改定等
に關する法律等の一部を改正する法律案外二件

八三二

三六〇、八〇〇
三六五、九〇〇
三八〇、七〇〇
四〇〇、五〇〇
四二二、四〇〇
四三三、五〇〇
四四四、一〇〇
四五九、五〇〇
四六八、三〇〇
四九四、三〇〇
五〇七、二〇〇
五二〇、六〇〇
五四六、六〇〇
五七二、八〇〇
五七九、六〇〇
六〇一、二〇〇
六三一、九〇〇
六六二、三〇〇
六八一、一〇〇
六九九、五〇〇
七三六、六〇〇
七七三、八〇〇
七八一、二〇〇
八一〇、七〇〇
八四七、九〇〇
八八五、二〇〇
九二二、一〇〇
九四五、四〇〇

三九二、四〇〇
三九七、九〇〇
四一四、〇〇〇
四三五、五〇〇
四五九、四〇〇
四七一、四〇〇
四八三、〇〇〇
四九九、七〇〇
五〇九、三〇〇
五三七、六〇〇
五五一、六〇〇
五六六、二〇〇
五九四、四〇〇
六二二、九〇〇
六三〇、三〇〇
六五三、八〇〇
六八七、二〇〇
七二〇、三〇〇
七四〇、七〇〇
七六〇、七〇〇
八〇一、一〇〇
八四一、五〇〇
八四九、六〇〇
八八一、六〇〇
九二二、一〇〇
九六二、七〇〇
一、〇〇二、八〇〇
一、〇二八、一〇〇

備考

年金の額の計算の基礎となつてゐる別表第一の三の仮定給料年額が一四九、四〇〇円に満たないときは、その仮定給料年額に一・七三七六分の一・八八九六四を乗じて得た額(その額に、五〇円未満の端数があるときはこれを切り捨て、五〇円以上一〇〇円未満の端数があるときはこれを一〇〇円に切り上げるものとする。)をこの表の仮定給料年額とする。

別表第二の三の次に次の一表を加える。

九七〇、三〇〇	一、〇五五、二〇〇
一、〇一八、二〇〇	一、一〇七、三〇〇
一、〇六六、六〇〇	一、一五九、九〇〇
一、〇九〇、九〇〇	一、一八六、四〇〇
一、一一四、五〇〇	一、二二二、〇〇〇
一、一六二、五〇〇	一、二六四、二〇〇
一、一八四、五〇〇	一、二八八、一〇〇
一、二二〇、五〇〇	一、三二六、四〇〇
一、二五八、六〇〇	一、三六八、七〇〇
一、三二〇、九〇〇	一、四二五、六〇〇
一、三三七、八〇〇	一、四五四、九〇〇
一、三六三、三〇〇	一、四八二、六〇〇
一、三九〇、一〇〇	一、五一七、七〇〇
一、四一五、九〇〇	一、五三九、八〇〇
一、四六八、一〇〇	一、五九六、六〇〇
一、五二〇、四〇〇	一、六五三、四〇〇
一、五四六、二〇〇	一、六八一、五〇〇
一、五七二、八〇〇	一、七二〇、四〇〇

別表第二の四

別表第二の三の仮定給料

仮 定 給 料

二一、四五〇円	二一、四五〇円
二一、七九〇	二一、七九〇
二一、〇九〇	二一、〇九〇
二一、五二〇	二一、五二〇
二一、七七〇	二一、七七〇
二一、二五〇	二一、二五〇
二一、九四〇	二一、九四〇
二一、六七〇	二一、六七〇
二一、三八〇	二一、三八〇
二一、一一〇	二一、一一〇
二一、八三〇	二一、八三〇
二一、五五〇	二一、五五〇
二一、〇二〇	二一、〇二〇
一九、四八〇	一九、四八〇
二〇、〇一〇	二〇、〇一〇
二〇、七七〇	二〇、七七〇
二一、四一〇	二一、四一〇
二一、〇三〇	二一、〇三〇
二一、七六〇	二一、七六〇
二一、五一〇	二一、五一〇
二一、三二〇	二一、三二〇
二一、一三〇	二一、一三〇
二一、一六〇	二一、一六〇
二一、七九〇	二一、七九〇
二一、六三〇	二一、六三〇
二一、四四〇	二一、四四〇

二一、五五〇円	二一、五五〇円
二一、九一〇	二一、九一〇
二一、二二〇	二一、二二〇
二一、七〇〇	二一、七〇〇
二一、九八〇	二一、九八〇
二一、五〇〇	二一、五〇〇
二一、二五〇	二一、二五〇
二一、〇四〇	二一、〇四〇
二一、八一〇	二一、八一〇
二一、六一〇	二一、六一〇
二一、三八〇	二一、三八〇
二一、一八〇	二一、一八〇
二一、一八〇	二一、一八〇
二一、七六〇	二一、七六〇
二一、五八〇	二一、五八〇
二一、二八〇	二一、二八〇
二一、九五〇	二一、九五〇
二一、七五〇	二一、七五〇
二一、五七〇	二一、五七〇
二一、四四〇	二一、四四〇
二一、三三〇	二一、三三〇
二一、四五〇	二一、四五〇
二一、一三〇	二一、一三〇
二一、〇五〇	二一、〇五〇
二一、九三〇	二一、九三〇

三〇、〇七〇	三〇、〇七〇
三〇、四九〇	三〇、四九〇
三一、七三〇	三一、七三〇
三三、三八〇	三三、三八〇
三五、二〇〇	三五、二〇〇
三六、一三〇	三六、一三〇
三七、〇一〇	三七、〇一〇
三八、二九〇	三八、二九〇
三九、〇三〇	三九、〇三〇
四一、一九〇	四一、一九〇
四二、二七〇	四二、二七〇
四三、三八〇	四三、三八〇
四五、五五〇	四五、五五〇
四七、七三〇	四七、七三〇
四八、三〇〇	四八、三〇〇
五〇、一〇〇	五〇、一〇〇
五二、六六〇	五二、六六〇
五五、一九〇	五五、一九〇
五六、七六〇	五六、七六〇
五八、二九〇	五八、二九〇
六一、三八〇	六一、三八〇
六四、四八〇	六四、四八〇
六五、一〇〇	六五、一〇〇
六七、五六〇	六七、五六〇
七〇、六六〇	七〇、六六〇
七三、七七〇	七三、七七〇
七六、八四〇	七六、八四〇
七八、七八〇	七八、七八〇

三二、七〇〇	三二、七〇〇
三三、一六〇	三三、一六〇
三四、五〇〇	三四、五〇〇
三六、二九〇	三六、二九〇
三八、二八〇	三八、二八〇
三九、二八〇	三九、二八〇
四〇、二五〇	四〇、二五〇
四一、六四〇	四一、六四〇
四二、四四〇	四二、四四〇
四四、八〇〇	四四、八〇〇
四五、九七〇	四五、九七〇
四七、一八〇	四七、一八〇
四九、五三〇	四九、五三〇
五一、九一〇	五一、九一〇
五二、五三〇	五二、五三〇
五四、四八〇	五四、四八〇
五七、二七〇	五七、二七〇
六〇、〇三〇	六〇、〇三〇
六一、七三〇	六一、七三〇
六三、三九〇	六三、三九〇
六六、七六〇	六六、七六〇
七〇、一三〇	七〇、一三〇
七三、四七〇	七三、四七〇
七六、八四〇	七六、八四〇
八〇、二三〇	八〇、二三〇
八三、五七〇	八三、五七〇
八五、六八〇	八五、六八〇

昭和四十五年五月十三日 参議院會議録第十七号

昭和四十二年、昭和四十三年、昭和四十四年、昭和四十五年における地方公務員等共済組合法の規定による年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律案外二件

昭和四十五年五月十三日 参議院會議録第十七号

昭和四十二年、昭和四十三年及び昭和四十四年度における地方公務員等共済組合法の規定による年金の額の改定等
に關する法律等の一部を改正する法律案外二件

八三四

八〇、八六〇	八七、九三〇
八四、八五〇	九二、二八〇
八八、八八〇	九六、六六〇
九〇、九一〇	九八、八七〇
九二、八八〇	一〇一、〇〇〇
九六、八八〇	一〇五、三五〇
九八、七一〇	一〇七、三四〇
一〇〇、八八〇	一〇九、七〇〇
一〇四、八八〇	一一四、〇六〇
一〇九、二四〇	一一八、八〇〇
一一一、四八〇	一二一、二四〇
一一三、六一〇	一二三、五五〇
一一五、八四〇	一二五、九八〇
一二七、九九〇	一二八、三二〇
一二二、三四〇	一三三、〇五〇
一二六、七〇〇	一三七、七八〇
一二八、八五〇	一四〇、一三〇
一三一、〇七〇	一四二、五三〇

備考

年金の額の計算の基礎となつてゐる別表第二の三の仮定給料の額が二二、四五〇円に満たないときは、その仮定給料の額に一・七三七六分の一・八八九六四を乗じて得た金額（〇円に満たない端数があるときは、これを四捨五入して得た金額）をこの表の仮定給料とする。

（地方公務員等共済組合法の一部改正）

第二条 地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第五十三号）の一部を次のように改正する。

目次中「地方公務員等共済組合法の年金制度」を「地方公務員等共済組合法の年金制度等」に、「第三節 団体共済組合の給付（第九十入条―第二百二条の三）」を「第三節の二 団体共済組合の給付（第九十入条―第二百二条の三）」に改める。

第一条第一項中「年金制度」を「年金制度等」に改める。

第二条第一項第五号及び第四百四十二条第二項の表第二項第五号の項中「第二十五条第一項」を「第二十五条第三項」に改める。

第四百六十二条第二項中「次条」を「第六十三条」に改める。

第十二章の章名を次のように改める。

第十二章 地方公務員等共済組合法の年金制度等

第十二章第三節の次に次の一節を加える。

第三節の二 団体共済組合の福祉事業

（団体共済組合の福祉事業）

第二百二条の四 団体共済組合は、団体共済組合員の福祉の増進に資するため、次に掲げる事業を行ふことができる。

一 団体共済組合員の保健、保養若しくは宿泊又は教養のための施設の経営

二 団体共済組合員の利用に供する財産の取得、管理又は貸付け

三 団体共済組合員の貯金の受入れ又はその運用

四 団体共済組合員の臨時の支出に対する貸付け

五 団体共済組合員の需要する生活必需品の供給

六 その他団体共済組合員の福祉の増進に資する事業で定款で定めるもの

2 前項に規定する事業に要する費用に充てることができる金額は、当該事業年度における団体共済組合員の給料の総額の百分の一に相当する金額の範囲内とする。

第二百三条第三項に次の一号を加える。

三 福祉事業に要する費用 団体共済組合員百分の五十、団体等百分の五十

第二百三条第四項第二号中「事務」の下に「福祉事業に係る事務を除く」を加える。

（地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法の一部改正）

第二条 地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法（昭和三十七年法律第五十三号）の一部を次のように改正する。

目次中「第五十四条の二」を「第五十四条の三」に改める。

第三条の三第一項第五号中「昭和四十四年法律第九十一号」を「昭和四十五年法律第 号」

に改め、同条第四項に後段として次のように加える。

恩給の支給につき恩給に關する法令が改正された場合も、同様とする。

第三条の四を次のように改める。

第三条の四 国の旧法の規定による年金の額の改定に關する法令の制定又は改正により国家公務員共済組合が支給する国の旧法の規定による年金の額が改定された場合において、第三条第一項の

規定により市町村職員共済組合が支給する旧市町村共済法の規定による共済法の退職年金等を国の旧法の規定による年金とみなしたならばその額を改定すべきこととなるときは、当該年金の額を改定するものとし、その改定及び支給については、政令で特別の定めをするものを除き、当該国の旧法の規定による年金の額の改定に関する法令の規定の例による。

第七條第一項第一号中「第四十一條第一項若しくは」を削る。

第十條に次の一号を加える。

七 法律第五十五号附則第四十一條の三第一項に規定する旧国際電気通信株式会社の社員としての在職期間のある者に準ずる者で当該会社に勤務した後職員となつたものの当該会社に勤務していた期間

第十七條に次の一項を加える。

六 恩給に関する法令の改正により第一項又は第三項に規定する恩給法の規定による停止に係る要件が改められたことに伴いこれに相当する退職年金条例の規定が改正された場合における第一項又は第三項の規定の適用については、政令で特別の定めをするものを除き、当該恩給に関する法令の改正規定の例による。

第四十一條中「十一万四千四百十二円」を「十三万五千四百八十六円」に改める。

第二章第五節中第五十四條の二の次に次の一條を加える。

(恩給に関する法令の改正に係る期間を有する者の特例)

第五十四條の三 恩給に関する法令の改正により新たに恩給が支給され、又は恩給の年額が改定されることとなつたことに伴い、これに相当する退職年金条例の規定が改正された場合において、更新組合員であつた者又はその遺族につき当該恩給に関する法令の改正に係る規定で政令で定めるもの又はこれに相当する退職年金条例の規定及びこの法律の規定を適用するものとならば、退職年金若しくは遺族年金を新たに支給すべきこととなるとき、又は退職年金、減額退職年金、廃疾年金若しくは遺族年金の額が増加することとなるときは、当該恩給に関する法令の改正に係る規定による恩給の支給又は年額の改定が開始される月分以後、当該恩給に関する法令の改正に係る規定又はこれに相当する退職年金条例の規定及びこの法律の規定により、その者若しくはその遺族に退職年金若しくは遺族年金を新たに支給し、又はその者若しくはその遺族の退職年金、減額退職年金、廃疾年金若しくは遺族年金の額を、これらの規定を適用して算定した額に改定する。

2 前項の規定により新たに退職年金又は遺族年金の支給を受けることとなる者が同一の給付事由につき退職給付年金又は一時金である長期給付の支給を受けた者又はその遺族である場合におけるこれらの年金の額の調整その他同項の規定の適用に關して必要な事項は、政令で定める。

3 前二項の規定は、第一項の規定の適用を受ける者に準ずるものとして政令で定める者の同項に規定する年金について準用する。

第五十七條第二項中「同條第七項の規定により同條」を「同條第八項又は同法附則第二十四條の三第三項の規定により同法附則第二十四條」に、「同條第八項」を「同條第九項」に改め、同條第三項第二号中「該當する勤務在職年」の下に「(恩給法等の一部を改正する法律(昭和四十五年法律第...号)附則第十一條第一項の規定の適用を受ける恩給の基礎となるべき在職年を含む。)」を、「これらの規定」の下に「又はその例」を加え、同條中第四項を削り、第五項を第四項とし、第六項を第五項とする。

第七十三條第二項中「及び」の下に「第六項並びに」を加える。

第九十五條第二項を次のように改め、同條中第三項及び第四項を削り、第五項を第三項とする。

2 第十七條第二項から第四項まで及び第六項並びに第十九條第一項の規定は、更新組合員に係る警察職員の退職年金の支給の停止について準用する。

第一百十六條第二項中「及び」の下に「第六項並びに」を加える。

第一百三十一條第二項第六号中「引き続き」の下に「(昭和十九年四月三十日において旧南洋庁に勤務していた者で、旧南洋庁の電気通信業務が国際電気通信株式会社に引き継がれたことに伴い引き続き当該会社に勤務した後国の職員等となつたものの当該会社に勤務していた期間を含む。)」を加える。

別表第二中「四二〇、二二〇円」を「四八七、二二〇円」に、「二八二、二二〇円」を「三三五、二二〇円」に、「一九三、二二〇円」を「二二四、二二〇円」に改める。

附 則

(施行期日)

第一條 この法律は、昭和四十五年十月一日から施行する。

(退職年金条例の給付年額等の算定の特例に関する経過措置)

第二條 第一條の規定による改正後の昭和四十二年度以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律(次項において「改正後の四十二年改定法」という。附則第五條第二項の規定は、昭和四十二年七月三十一日から適用する。

昭和四十五年五月十三日 参議院會議録第十七号

昭和四十二年度、昭和四十三年度及び昭和四十四年度における地方公務員等共済組合法の規定による年金の額の改定等
 に関する法律等の一部を改正する法律案外二件

八三六

2 昭和四十二年七月三十一日から昭和四十五年九月三十日までの間に退職した更新組合員(地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法(以下施行法という)第二条第一項第十号に規定する更新組合員をいい、同法第五十五条第一項各号に掲げる者をさす)で改正後の四十二年改定法附則第五条第二項の規定の適用を受けることとなるもの又はその遺族にその期間内に退職年金、減額退職年金、退職一時金若しくは廃疾年金又は遺族年金として支給された金額があるときは、当該金額は、同項の規定を適用した場合における退職年金、減額退職年金、退職一時金若しくは廃疾年金又は遺族年金の内払とみなす。

(施行法の改正に伴う経過措置)

第三條 第二条の規定による改正後の地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法第四十一条(同法第五十五条第一項において準用する場合を含む)及び別表第二の規定は、昭和四十五年九月三十日以前に給付事由が生じた遺族年金及び廃疾年金についても、同年十月分以後適用する。

(長期在職老齢者の退職年金等の額の最低保障)

第三條 組合員又は団体共済組合員が昭和四十五年十月一日以後に退職し、又は死亡した場合において、これらの者又はその遺族に係る次の各号に掲げる年金のうち七十歳以上の者又は第二号に掲げる年金を受ける七十歳未満の妻、子若しくは孫に係るものの額が当該各号に掲げる額に満たないときは、当分の間、これらの年金の額は、当該各号に掲げる額とする。ただし、これらの年金のうち退職年金又は遺族年金については、これらの年金の額の計算の基礎となつた組合員期間又は団体共済組合員期間のうち実在職した期間が当該退職年金を受ける最短年金年限に満たない場合は、この限りでない。

一 退職年金又は廃疾年金 十二万円

二 遺族年金 六万円

2 前項の場合において、同項第二号に掲げる年金を受ける者が二人以上あるときは、そのうちの年長者の年齢に応じ、同項の規定を適用するものとする。

3 第一項各号に掲げる年金で昭和四十五年十月一日以後に給付事由が生じたものを受ける者が七十歳に達した場合(同項第二号に掲げる年金を受ける妻、子又は孫が七十歳に達した場合を除く)において、これらの年金の額が当該各号に掲げる額に満たないときは、その達した日の属する月の翌月分以後、これらの年金の額を当該各号に掲げる額に改定する。この場合においては、同項ただし書及び前項の規定を準用する。

(国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法の一部改正)

第四條 国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法(昭和三十三年法律第二百二十九号)の一部を

次のように改正する。

第五十一条の二第四項に次の一号を加える。

六 法律第五十五号附則第四十一条の三第一項に規定する旧国際電気通信株式会社の社員としての在職期間のある者に準ずる者で当該会社に勤務した後地方の職員等となつたものの当該会社に勤務していた期間

(義務教育費国庫負担法の一部改正)

第五條 義務教育費国庫負担法(昭和二十七年法律第三百三三号)の一部を次のように改正する。

附則第二項中「第三百三十六条第一項」を「第三条の五及び第三百三十六条第一項並びに昭和四十二年度以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律(昭和四十二年法律第五号)第三条及び附則第十条」に改める。

(公立養護学校整備特別措置法の一部改正)

第六條 公立養護学校整備特別措置法(昭和三十一年法律第五百二十二号)の一部を次のように改正する。

附則第六項中「第三百三十六条第一項」を「第三条の五及び第三百三十六条第一項並びに昭和四十二年度以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律(昭和四十二年法律第五号)第三条及び附則第十条」に改める。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

地方公務員災害補償法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和四十五年五月八日

衆議院議長 船田 中

参議院議長 重宗 雄三殿

地方公務員災害補償法の一部を改正する法律案

地方公務員災害補償法の一部を改正する法律

地方公務員災害補償法(昭和四十二年法律第二百一十一号)の一部を次のように改正する。

第三十二条第一項中「者を含む」以外の者を「者を含む。次条において同じ。」以外の者に改める。

第三十三条第一項を次のように改める。

遺族補償年金の額は、平均給与額に三百六十五を乗じて得た額に、次の各号に掲げる遺族補償年金を受ける権利を有する遺族及びその者と生計を同じくしている遺族補償年金を受けることができる遺族の人数の区分に応じ、当該各号に掲げる率を乗じて得た額とする。

一 一人 百分の三十(五十五歳以上の妻

又は自治省令で定める廃疾の状態にある妻である場合には百分の四十、これらの妻以外の妻で

五十歳以上五十五歳未満のもの
である場合には百分の三十五)

- 二 二人 百分の四十五
- 三 三人 百分の五十
- 四 四人 百分の五十五
- 五 五人以上 百分の六十

第三十三条に次の一項を加える。

4 遺族補償年金を受ける権利を有する妻にその者と生計を同じくしている他の遺族で遺族補償年金を受けることができるものがない場合において、その妻が次の各号の一に該当するに至つたときは、その該当するに至つた月の翌月から遺族補償年金の額を改定する。

一 五十歳又は五十五歳に達したとき(第一項第一号の自治省令で定める廢疾の状態にあるときを除く)。

二 第一項第一号の自治省令で定める廢疾の状態になり、又はその事情がなくなつたとき(五十五歳以上であるときを除く)。

附則第六條第一項中「五年以内」を「十年以内」に改める。

別表の日数の欄中「二四〇」を「二八〇」に、「二一三」を「二四八」に、「一八八」を「二一九」に、「一六四」を「一九一」に、「一四二」を「一六五」に、「一二〇」を「一四〇」に、「一〇〇」を「一二七」に改める。

附 則

1 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

2 改正後の地方公務員災害補償法第三十三條第一項及び別表の規定は、この法律の施行の日の属する月以後の期間に係る障害補償年金及び遺族補償年金について適用し、同月前の期間に係るこれらの年金については、なお従前の例による。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

航空機内で行なわれた犯罪その他ある種の行為に関する条約第十三条の規定の実施に関する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。よつて国会法第八十三條により送付する。

昭和四十五年五月八日

衆議院議長 船田 中

参議院議長 重宗 雄三殿

航空機内で行なわれた犯罪その他ある種の行為に関する条約第十三条の規定の実施に関する法律案

航空機内で行なわれた犯罪その他ある種の行為に関する条約第十三条の規定の実施に関する法律

(機長の引き渡す者の受取り)

第一条 航空機内で行なわれた犯罪その他ある種の行為に関する条約(以下「条約」という)第十三条第一項の規定による機長の引き渡す者の受取りは、警察官又は入国警備官(次条において「警察官等」という)が行なう。

2 入国警備官は、前項の者を受け取つたときは、これを警察官に引き渡すものとする。

(制止)

第二条 警察官等は、前条第一項の規定により受け取つた者(以下「重罪容疑者」という)が当該航空機に再び乗り込むことを防止するため必要があると思われるときは、その行為を制止することができる。

(拘束)

第三条 警察官は、重罪容疑者について逃亡犯罪人引渡法(昭和二十八年法律第六十八号)の規定による引渡しに係る犯罪に該当する行為をしたことを疑うに足りる相当な理由があるときは、これを拘束することができる。

2 前項の規定による拘束は、これを開始した時から七十二時間をこえてすることができず、また、その期間内であつても、その拘束されている者につき逃亡犯罪人引渡法の規定に基づく犯罪人の引渡しの請求がされないことが明らかになつたときは、これを継続することができない。

(予備調査)
第四条 警察官は、条約第十三条第四項に規定する予備調査をするため、次に掲げる措置をとることができる。

- 一 重罪容疑者について、取調べを行ない、又は必要があるとき、その所持する物の提出を求め、又は、参考人を取り調べ、実況見分をし、又は書類その他の物の所有者、所持者若しくは保管者にその物の提出を求めること。

2 警察官は、前項の権限を行使するにあつては、当該航空機による運送を不当に遅延させることがないようにしなければならない。

(拘束を終了する場合の措置)
第五条 警察官は、第三条第二項の規定により重罪容疑者の拘束を続けることができなくなるときは、これを入国警備官に引き渡すものとする。

附 則

この法律は、条約が日本国について効力を生ずる日から施行する。

〔山内一郎君登壇、拍手〕

○山内一郎君 ただいま議題となりました三法律案について御報告いたします。

まず、昭和四十二年、昭和四十三年及び昭和四十四年度における地方公務員等共済組合法の規定による年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律案は、昭和四十四年度に実施した地方公務員共済組合の年金の額の改定につき、恩給法等の改正内容に準じて所要の措置を講ずる

とともに、地方団体関係団体職員共済組合が支給する年金の額を、地方公務員共済組合が支給する年金の額の改定措置に準じて改定するほか、公務員による廢疾年金の最低保障額の引き上げ等を内容とするものであります。衆議院において、退職年金条例の給料年額の算定方法について暫定措置として特例を設けるとともに、団体共済組合についても福祉事業が実施できる旨の修正を行なつたものであります。

委員会における質疑の詳細は会議録によつて御承知願います。
質疑を終了し、討論に入りましたところ、別に発言もなく、採決の結果、本案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。なお、本案に対し、附帯決議を付することに決定いたしました。

次に、地方公務員災害補償法の一部を改正する法律案は、地方公務員に対する災害補償の充実をはかるため、障害補償年金の額を障害等級に応じて引き上げるとともに、遺族補償年金の額についても遺族の人数に応じてそれぞれ引き上げるほか、遺族補償年金受給権者に対する一時金支給制度を、さらに五年間延長しようとするものであります。

委員会における審査の詳細は会議録によつて御承知願います。
質疑を終了し、討論に入りましたところ、別に発言もなく、採決の結果、本案は多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。なお、本案に対しても附帯決議を付することに決定いたしました。

次に、航空機内で行なわれた犯罪その他ある種の行為に関する条約第十三条の規定の実施に関する法律案は、さきに承認されました航空機内で行なわれた犯罪その他ある種の行為に関する条約を

昭和四十五年五月十三日 参議院會議録第十七号

実施するため必要な国内法を整備しようとするものであり、条約の規定により、機長が引き渡す重罪容疑者の受け取りは、警察官または入国警備官が行なうものとするともに、警察官が行なう拘束、予備調査等について所要の措置を定めようとするものであります。

委員会における審査の詳細は会議録によつて御承知願います。

質疑を終了し、討論に入りましたところ、別に発言もなく、採決の結果、本案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上御報告いたします。(拍手)

○副議長(安井謙君) 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。

まず、昭和四十二年、昭和四十三年及び昭和四十四年度における地方公務員等共済組合法の規定による年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律案、及び、航空機内で行なわれた犯罪その他ある種の行為に関する条約第十三条の規定の実施に関する法律案全部に供します。両案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長(安井謙君) 総員起立と認めます。よつて、両案は全会一致をもつて可決せられました。

○副議長(安井謙君) 次に、地方公務員災害補償法の一部を改正する法律案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長(安井謙君) 過半数と認めます。よつて、本案は可決せられました。

○副議長(安井謙君) この際、日程を追加して、電気工業事業の業務の適正化に関する法律案(衆議院提出)を議題とすることに御異議ございませんか。

議院提出)を議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○副議長(安井謙君) 御異議ないと認めます。まず、委員長長の報告を求めます。商工委員会理事大谷藤之助君。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

電気工業事業の業務の適正化に関する法律案
右の本院提出案をここに送付する。

昭和四十五年四月二日

衆議院議長 船田 中
参議院議長 重宗 雄三殿

電気工業事業の業務の適正化に関する法律

目次

第一章 総則(第一条・第二条)

第二章 登録(第三条―第十八条)

第三章 業務(第十九条―第二十六条)

第四章 監督(第二十七条―第三十一条)

第五章 雑則(第三十二条―第三十五条)

第六章 罰則(第三十六条―第四十二条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、電気工業事業を営む者の登録及びその業務の規制を行なうことにより、その業務の適正な実施を確保し、もつて一般用電気工作物の保安の確保に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「電気工事」とは、一般

八三八

用電気工作物(電気事業法(昭和三十九年法律第百七十七号)第六十六条第一項に規定する一般用電気工作物をいう。)を設置し、又は変更する工事をいう。ただし、家庭用電気機械器具の販売に附随して行なう工事及び電気工事士法(昭和三十五年法律第百三十九号)第二条第二項ただし書の政令で定める軽微な工事を除く。

2 この法律において「電気工業事業」とは、電気工事業を行なう事業をいう。

3 この法律において「電気工事業者」とは、第三条第一項又は第三項の登録を受けた者をいう。

4 この法律において「電気工事士」とは、電気工事士法第三条に規定する電気工事士をいう。

第二章 登録

(登録)
第三条 電気工業事業を営もうとする者は、二以上の都道府県の区域内に営業所を設置してその事業を営もうとするときは通商産業大臣の、一の都道府県の区域内のみ営業所を設置してその事業を営もうとするときは当該営業所の所在地を管轄する都道府県知事の登録を受けなければならない。

2 電気工事業者の登録の有効期間は、五年とする。

3 前項の有効期間の満了後引き続き電気工業事業を営もうとする者は、更新の登録を受けなければならない。

4 更新の登録の申請があつた場合において、第二項の有効期間の満了の日までにその申請に対する登録又は登録の拒否の処分がなされないときは、従前の登録は、同項の有効期間の満了後もその処分がなされるまでの間は、なおその効力を有する。

5 前項の場合において、更新の登録がなされたときは、その登録の有効期間は、従前の登録の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

(登録の申請)

第四条 前条第一項又は第三項の登録を受けようとする者(以下「登録申請者」という。)は、次の事項を記載した登録申請書を通商産業大臣又は都道府県知事に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 営業所の名称及び所在の場所

三 法人にあつては、その役員(業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。)の氏名

四 第十九条第一項に規定する主任電気工事士の氏名(同条第二項の場合においては、その旨及び同項の規定に該当する者の氏名)及びその者が交付を受けた電気工事士免状の交付番号

2 前項の登録申請書には、登録申請者が第六条第一項第一号から第五号までに該当しない者であることを誓約する書面その他の通商産業省令で定める書類を添附しなければならない。

(登録の実施)
第五条 通商産業大臣又は都道府県知事は、前条の規定による登録申請書の提出があつたときは、次条第一項の規定により登録を拒否する場合は、遅滞なく、前条第一項各号に掲げる事項並びに登録の年月日及び登録番号を電気工事業者登録簿に登録しなければならない。

(登録の拒否)
第六条 通商産業大臣又は都道府県知事は、登録申請者が次の各号の一に該当する者であるとき、又は登録申請書若しくはその添附書類に重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

一 この法律、電気工事士法第三条又は電気用品取締法(昭和三十六年法律第二百三十四号)第二十八条第一項の規定に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わし、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経

過しない者

二 第二十八條第一項の規定により登録を取り消され、その処分の日から二年を経過しない者

三 電気工事業者であつて法人であるものが第二十八條第一項の規定により登録を取り消された場合において、その処分の日から三十日以内にその電気工事業者の役員であつた者でその処分のあつた日から二年を経過しないもの

四 第二十八條第一項の規定により事業の停止を命ぜられ、その停止の期間中に電気工事業者を廃止した者であつてその停止の期間に相当する期間を経過しないもの

五 法人であつて、その役員のうち前四号の一に該当する者があるもの

六 営業所について第十九条に規定する要件を欠く者

2 通商産業大臣又は都道府県知事は、前項の規定により登録を拒否したときは、遅滞なく、その理由を示して、その旨を登録申請者に通知しなければならない。

(登録証の交付)

第七條 通商産業大臣又は都道府県知事は、第三條第一項又は第三項の登録をしたときは、登録証を交付する。

2 前項の登録証には、次の事項を記載しなければならない。

一 登録の年月日及び登録番号

二 氏名又は名称及び住所

(登録行政庁の変更の場合における経過措置等)

第八條 通商産業大臣の登録を受けた電気工事業者がその登録を受けた後の都道府県の区域内にのみ営業所を有することとなつて引き続き電気工事業者を営もうとするときは、その日から三十日間は、当該登録は、なおその効力を有するものとする。その者がその期間内に第三條第一項の都道府県知事の登録を申請した場合において、その申請について登録又は登録の拒否の処分があるまでの間も、同様とする。

分があるまでの間も、同様とする。

2 前項に規定する者は、同項前段に規定する場合に該当して第三條第一項の都道府県知事の登録を受けたときは、遅滞なく、その旨を通商産業大臣に届け出なければならない。

3 都道府県知事の登録を受けた電気工事業者は、その登録を受けた後の各号の一に該当して引き続き電気工事業者を営もうとする場合(次条第一項の規定により他の電気工事業者の地位を承継したことにより次の各号の一に該当して引き続き電気工事業者を営もうとする場合を除く。)において第三條第一項の通商産業大臣又は都道府県知事の登録を受けたときは、遅滞なく、その旨を従前の登録をした都道府県知事に届け出なければならない。

一 二以上の都道府県の区域内に営業所を有することとなつたとき

二 当該都道府県の区域内における営業所を廃止して、他の一の都道府県の区域内に営業所を設置することとなつたとき

(承継)

第九條 電気工事業者が当該登録に係る事業の全部を譲渡し、又は電気工事業者について相統若しくは合併があつたときは、その事業の全部を譲り受けた者又は相統人(相統人が二人以上ある場合において、その全員の同意により事業を承継すべき相統人を選定したときは、その者)若しくは合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人は、その電気工事業者の地位を承継する。ただし、当該事業の全部を譲り受けた者又は相統人(相統人が二人以上ある場合において、その全員の同意により事業を承継すべき相統人を選定したときは、その者)若しくは合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人が第六條第一項第一号から第五号までの一に該当するときは、この限りでない。

2 前項の規定により電気工事業者の地位を承継した者は、次の各号の一に該当するときは、その承継に係る事業であつて第三條第一項若しくは

は第三項の都道府県知事の登録を受けたもの又は自ら同条第一項若しくは第三項の都道府県知事の登録を受けた事業について、その承継の時に同条第一項の通商産業大臣の登録を受けたものとみなす。

一 通商産業大臣の登録を受けた電気工事業者が都道府県知事の登録を受けた電気工事業者の地位を承継したとき

二 都道府県知事の登録を受けた電気工事業者が通商産業大臣の登録を受けた電気工事業者の地位又は他の都道府県知事の登録を受けた電気工事業者の地位を承継したとき

三 電気工事業者でない者が、同時に、通商産業大臣の登録を受けた電気工事業者の地位及び都道府県知事の登録を受けた電気工事業者の地位を承継したとき、又は都道府県知事の登録を受けた二以上の電気工事業者の地位を承継したとき(その登録をした都道府県知事が同一であるときを除く。)

3 第一項の規定により電気工事業者の地位を承継した者は、通商産業省令で定めるところにより、承継の日(相統の場合にあつては、その相統の開始があつたことを知つた日)から三十日以内に、その旨を通商産業大臣又は都道府県知事に届け出なければならない。

(変更の届出)

第十條 電気工事業者は、第四條第一項各号に掲げる事項に変更があつたときは、変更の日から三十日以内に、その旨をその登録をした通商産業大臣又は都道府県知事に届け出なければならない。

2 前項の場合において、登録証に記載された事項に変更があつた電気工事業者は、同項の規定による届出にその登録証を添えて提出し、その訂正を受けなければならない。

3 第四條第二項の規定は第一項の規定による届出に、第五條及び第六條の規定は同項の規定による届出があつた場合に準用する。

(廃止の届出)

第十一條 電気工事業者は、電気工事業者を廃止したときは、廃止の日から三十日以内に、その旨をその登録をした通商産業大臣又は都道府県知事に届け出なければならない。

(登録証の再交付)

第十二條 電気工事業者は、登録証をよこし、損じ、又は失つたときは、その登録をした通商産業大臣又は都道府県知事に申請し、その再交付を受けることができる。

(登録の失効)

第十三條 都道府県知事の登録を受けた電気工事業者が第八條第三項に規定する場合において第三條第一項の通商産業大臣又は都道府県知事の登録を受けたときは、その者に係る従前の都道府県知事の登録は、その効力を失う。

2 電気工事業者が第九條第二項の規定により第三條第一項の通商産業大臣の登録を受けたものとみなされたときは、その者に係る従前の都道府県知事の登録は、その効力を失う。

3 電気工事業者が電気工事業者を廃止したときは、その者に係る第三條第一項又は第三項の通商産業大臣又は都道府県知事の登録は、その効力を失う。

(登録の消除)

第十四條 通商産業大臣又は都道府県知事は、その登録を受けた電気工事業者の登録がその効力を失つたときは、その登録を消除しなければならない。

(登録証の返納)

第十五條 電気工事業者は、その登録が効力を失つたときは、その日から三十日以内に、その登録をした通商産業大臣又は都道府県知事にその登録証を返納しなければならない。

(電気工事業者登録簿の贈本の交付等)

第十六條 何人も、通商産業大臣又は都道府県知事に對し、その登録をした電気工事業者に関する電気工事業者登録簿の贈本の交付又は閲覧を請求することができる。

昭和四十五年五月十三日 参議院會議録第十七号

電気工事業の業務の適正化に関する法律案

八四〇

(登録の消除の場合における電気工事の措置)
第十七条 第十四条の規定により電気工事業者が登録を消除された場合においては、電気工事業者であつた者又はその一般承継人は、登録の消除前に締結された請負契約に係る電気工事を引き続きして施工することができる。この場合において、当該電気工事業者であつた者又はその一般承継人は、登録の消除の後、遅滞なく、その旨を当該電気工事の注文者に通知しなければならない。

2 通商産業大臣又は都道府県知事は、前項の規定にかかわらず、公益上必要があると認めるときは、当該電気工事の施工の差止めを命ずることができる。

3 第一項の規定による電気工事を引き続いて施工する者は、当該電気工事を完成する目的の範囲内においては、なお電気工事業者とみなす。

4 電気工事の注文者は、第一項の規定による通知を受けた日から三十日以内に限り、その電気工事の請負契約を解除することができる。

(省令への委任)

第十八条 この章に定めるもののほか、登録の手續、電気工事業者登録簿の様式その他登録に関する手続的事項については、通商産業省令で定める。

第三章 業務
(主任電気工事士の設置)
第十九条 電気工事業者は、その営業所ごとに、その業務に係る電気工事の作業を管理させるため、電気工事士法による電気工事士免状の交付を受けた後電気工事士に關し三年以上の実務の経験を有する電気工事士であつて第六条第一項第一号から第四号までに該当しないものを、主任電気工事士として、置かなければならない。

2 前項の規定は、電気工事業者(法人である場合においては、その役員のうちいずれかの役員)が電気工事士法による電気工事士免状の交付を受けた後電気工事士に關し三年以上の実務の経験を有する電気工事士であるときは、その者が自ら主としてその業務に従事する営業所については、適用しない。

3 電気工事業者は、次の各号に掲げる場合には、当該営業所につき、当該各号の場合に該当することを知られた日から二週間以内に、第一項の規定による主任電気工事士の選任をしなければならない。

一 主任電気工事士が第六条第一項第一号から第四号までの一に該当するに至つたとき。

二 主任電気工事士が欠けるに至つたとき(前項の営業所について、第一項の規定が適用されるに至つた場合を含む。)

三 新たに営業所を設置したとき。

(主任電気工事士の職務等)
第二十条 主任電気工事士は、電気工事による危険及び障害が発生しないように電気工事の作業の管理の職務を誠実に履行しなければならない。

2 電気工事の作業に従事する者は、主任電気工事士がその職務を行なうため必要があると認めてする指示に従わなければならない。

(電気工事士でない者が電気工事の作業に従事させることの禁止)
第二十一条 電気工事業者は、その業務に關し、電気工事士でない者を電気工事の作業(電気工事士法第三条の通商産業省令で定める作業を除く。以下同じ。)に従事させてはならない。

(電気工事業者でない者に請け負わせることの禁止)
第二十二条 電気工事業者は、その請け負つた電気工事を電気工事業者でない者に請け負わせてはならない。

(電気用品の使用の制限)
第二十三条 電気工事業者は、電気用品取締法第二十五条第一項又は第二十六条の六第一項の表示が附されている電気用品でなければ、これを電気工事に使用してはならない。

2 電気用品取締法第二十七条ただし書の規定は、前項の場合に準用する。

(器具の備付け)
第二十四条 電気工事業者は、その営業所ごとに、絶縁抵抗計その他の通商産業省令で定める器具を備えなければならない。

(標識の掲示)
第二十五条 電気工事業者は、通商産業省令で定めるところにより、その営業所及び電気工事の施工場所ごとに、その見やすい場所に、氏名又は名称、登録番号その他の通商産業省令で定める事項を記載した標識を掲げなければならない。

(帳簿の備付け等)
第二十六条 電気工事業者は、通商産業省令で定めるところにより、その営業所ごとに帳簿を備え、その業務に關し通商産業省令で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。

第四章 監督
(危険等防止命令)
第二十七条 通商産業大臣又は都道府県知事は、その登録を受けた電気工事業者が次の各号の一に該当するときは、当該電気工事業者に対し、電気工事による危険及び障害の発生防止のための必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

一 電気工事業者が故意又は過失により電気工事を粗雑にしたために危険及び障害が発生したとき、又は発生するおそれが大であるとき。

二 第二十三条又は第二十四条の規定に違反して電気工事業を営んでいるとき。

2 都道府県知事は、他の都道府県知事の登録を受けた電気工事業者であつて当該都道府県の区域内において業務を行なうものが前項各号の一に該当する場合においては、当該電気工事業者に対し、当該都道府県の区域内における業務に關し、電気工事による危険及び障害の発生防止のための必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

3 都道府県知事は、前項の規定による処分をし

たときは、遅滞なく、その旨を当該電気工事業者の登録をした都道府県知事に通知しなければならない。

(登録の取消し等)
第二十八条 通商産業大臣又は都道府県知事は、その登録を受けた電気工事業者が次の各号の一に該当するときは、その登録を取り消し、又は六月以内の期間を定めてその事業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 第六条第一項第一号、第三号又は第五号の規定に該当することとなつたとき。

二 第十条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

三 第十九条第三項、第二十一条又は第二十二條の規定に違反したとき。

四 前条第一項又は第二項の規定による命令に違反したとき。

五 不正の手段により第三条第一項又は第三項の登録を受けたとき。

2 通商産業大臣又は都道府県知事は、前項の規定による処分をしたときは、遅滞なく、その理由を示して、その旨を当該処分に係る者に通知しなければならない。

3 第十七条第一項の規定は、電気工事業者が第一項の規定により事業の停止を命ぜられた場合に準用する。

(報告及び検査)
第二十九条 通商産業大臣又は都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、通商産業大臣にあつては電気工事業を営むすべての者について、都道府県知事にあつては当該都道府県の区域内で電気工事業を営む者(通商産業大臣の登録を受けた者を除く。)について、その業務に關し必要な報告を求め、又はその職員に営業所、電気工事の施工場所その他業務に關係のある場所に立ち入り、その業務に關係のある帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは關係者に質問させることができる。ただし、個人の居住の用に供されている場所は、關係者の承諾

を得なければならぬ。

たときは、遅滞なく、その旨を当該電気工事業者の登録をした都道府県知事に通知しなければならない。

(登録の取消し等)
第二十八条 通商産業大臣又は都道府県知事は、その登録を受けた電気工事業者が次の各号の一に該当するときは、その登録を取り消し、又は六月以内の期間を定めてその事業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 第六条第一項第一号、第三号又は第五号の規定に該当することとなつたとき。

二 第十条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

三 第十九条第三項、第二十一条又は第二十二條の規定に違反したとき。

四 前条第一項又は第二項の規定による命令に違反したとき。

五 不正の手段により第三条第一項又は第三項の登録を受けたとき。

2 通商産業大臣又は都道府県知事は、前項の規定による処分をしたときは、遅滞なく、その理由を示して、その旨を当該処分に係る者に通知しなければならない。

3 第十七条第一項の規定は、電気工事業者が第一項の規定により事業の停止を命ぜられた場合に準用する。

(報告及び検査)
第二十九条 通商産業大臣又は都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、通商産業大臣にあつては電気工事業を営むすべての者について、都道府県知事にあつては当該都道府県の区域内で電気工事業を営む者(通商産業大臣の登録を受けた者を除く。)について、その業務に關し必要な報告を求め、又はその職員に営業所、電気工事の施工場所その他業務に關係のある場所に立ち入り、その業務に關係のある帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは關係者に質問させることができる。ただし、個人の居住の用に供されている場所は、關係者の承諾

を得た場合でなければ、立ち入らせてはならない。

2 前項の規定により立入検査をしようとする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(聴聞)

第三十条 通商産業大臣又は都道府県知事は、第二十八条第一項の規定による処分をしようとするときは、当該処分に係る者に対し、相当な期間において予告をした上、公開による聴聞を行なわなければならない。

2 前項の予告においては、期日、場所及び事案の内容を示さなければならない。

3 聴聞に際しては、当該処分に係る者及び利害関係人に対し、当該事案について証拠を提示し、意見を述べる機会を与えなければならない。

(不服申立ての手續における聴聞)

第三十一条 この法律の規定による処分についての審査請求又は異議申立てに対する裁決又は決定却下の裁決又は決定を除くは、前条の例により公開による聴聞をした後に行ななければならない。

第五章 雑則

第三十二条 次の表の上欄に掲げる者は、それぞれ同表の下欄に掲げる金額の範囲内において政令で定める額の手数料を納付しなければならない。

納付しなければならない者	金 額
一 第三条第一項の登録を受けようとする者	一件につき 八千円
二 第三条第三項の更新の登録を受けようとする者	一件につき 四千円
三 登録証の訂正又は再交付を受けようとする者	一件につき 四百円
四 電気工事業者登録簿の謄本の交付を請求しようとする者	一枚につき 百円
五 電気工事業者登録簿の閲覧を請求しようとする者	一回につき 百円

2 前項の手数料は、通商産業大臣若しくは通商産業局長が行なう第三条第一項若しくは第三項の登録若しくは登録証の訂正若しくは再交付を受け又は通商産業大臣若しくは通商産業局長に対し電気工事業者登録簿の謄本の交付若しくは電気工事業者登録簿の閲覧を請求しようとする者の納付するものについては国庫の、その他の者の納付するものについては当該都道府県の収入とする。

(苦情の処理)

第三十三条 通商産業大臣又は都道府県知事は、

その登録を受けた電気工事業者と注文者との間の電気工事に關して生じた苦情の処理のあつせん等に努めなければならない。

(建設業者に関する特例)

第三十四条 第二章及び第二十八条中登録の取消しに係る部分の規定は、建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二条第三項に規定する建設業者には、適用しない。

2 前項に規定する者であつて電気工事業を営むものについては、同項に掲げる規定を除き、第三条第一項の通商産業大臣又は都道府県知事の

登録を受けた電気工事業者とみなしてこの法律の規定を適用する。

3 第一項に規定する者は、電気工事業を開始したときは、通商産業省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を通商産業大臣又は都道府県知事に届け出なければならない。その届出に係る事項について変更があつたとき、又は電気工事業を廃止したときも、同様とする。

4 電気工事業者が建設業法第二条第三項に規定する建設業者となつたときは、その者に係る第三条第一項又は第三項の通商産業大臣又は都道府県知事の登録は、その効力を失う。

(権限の委任)

第三十五条 この法律の規定により通商産業大臣の権限に属する事項は、政令で定めるところにより、通商産業局長に行なわせることができる。

第六章 罰則

(罰則)

第三十六条 次の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役若しくは十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第三条第一項又は第三項の登録を受けないで電気工事業を営んだ者

二 不正の手段により第三条第一項又は第三項の登録を受けた者

三 第二十八条第一項の規定による命令に違反した者

第三十七条 次の各号の一に該当する者は、三月以下の懲役若しくは三万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第二十一条の規定に違反して電気工事の作業に従事させた者

二 第二十二條の規定に違反して電気工事業者でない者に請け負わせた者

第三十八条 第二十三條の規定に違反して電気用品を使用した者は、十万円以下の罰金に処する。

第三十九条 次の各号の一に該当する者は、三万円以下の罰金に処する。

一 第十九条第三項の規定に違反して主任電気工事士の選任をしなかつた者

二 第二十四条の規定に違反して同条に規定する器具を備へなかつた者

第四十条 次の各号の一に該当する者は、二万円以下の罰金に処する。

一 第十条第一項又は第三十四条第三項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 第十七条第一項後段の規定(第二十八条第三項において準用する場合を含む。)に違反して通知をしなかつた者

三 第二十九条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

四 第二十九条第一項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

第四十一条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に關し、第三十六条から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

第四十二条 次の各号の一に該当する者は、一万円以下の過料に処する。

一 第八条第二項若しくは第三項、第九条第三項又は第十一条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 第十五條の規定に違反して登録証を返納しなかつた者

三 第二十五条の規定に違反して標識を掲げない者

四 第二十六条の規定に違反して同条に規定する事項を記載せず、虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつた者

附 則

昭和四十五年五月十三日 参議院會議録第十七号

電氣工事業の業務の適正化に関する法律案 議事日程追加の件 農業者年金基金法案外二件

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行の際現に電氣工事業を営んでいる者(建設業法第二条第三項に規定する建設業者であつて電氣工事業を営んでいるものを除く)は、この法律の施行の日から三月間、第三条第一項の登録を受けなくても、引き続き電氣工事業を営むことができる。その者がその期間内に同項の登録の申請をした場合において、登録又は登録の拒否の処分があるまでの間も、同様とする。

2 前項の規定により電氣工事業を営むことができる者に対するこの法律の規定の適用については、この法律の施行の日から三年間は、この法律の施行の際現にその者が設けている営業所に置かれて電氣工事士又は自らその業務を行なつて電氣工事士である者(法人である場合においては、その役員のうちいずれかの役員)であつて電氣工事士法による電氣工事士免状の交付を受けた後電氣工事士に三年以上の実務の経験を有しないものは、その者が設けている営業所に置かれて電氣工事士である者(法人である場合においては、その役員のうちいずれかの役員)又は第二項の実務の経験を有する電氣工事士とみなす。

3 第十七条の規定は、第一項の規定により電氣工事業を営むことができる者の登録が第六条の規定により拒否された場合に準用する。

第三条 この法律の施行の際現に建設業法第二条第三項に規定する建設業者であつて電氣工事業を営んでいるものについては、第三章の規定は、この法律の施行の日から三月間は、適用しない。

2 前項に規定する者であつてこの法律の施行の日から三月を経過する際現に電氣工事業を営んでいるものは、通商産業省令で定めるところにより、この法律の施行の日から三月を経過した日から三十日以内に、通商産業省令で定める事項を通商産業大臣又は都道府県知事に届け出なければならぬ。

3 前条第二項の規定は、第一項に規定する者に準用する。

4 次各号の一に該当する者は、二万円以下の罰金に処する。

一 附則第二条第三項において準用する第十七条第一項後段の規定に違反して通知をしなかつた者

二 前条第二項の規定に違反して届出をせず、又は虚偽の届出をした者

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に關し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同項の刑を科する。

〔大谷藤之助君登壇、拍手〕

○大谷藤之助君 たいだいま議題となりました法律案は、電氣工事業業者登録制にするとともに、主任電氣工事士を置くことなど、その業務についても必要な規制を行なうとするものであります。

委員会では、保安の問題を中心に質疑が行なわれましたが、その詳細は會議録に譲ります。

質疑を終わり、討論なく、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、全会一致の附帯決議を行ないました。

以上御報告いたします。(拍手)

○副議長(安井謙君) 別に発言もなければ、これより採決をいたします。

〔賛成者起立〕

○副議長(安井謙君) 過半数と認めます。よつて、本案は可決せられました。

○副議長(安井謙君) この際、日程に追加して、農業者年金基金法案(内閣提出、衆議院送付)。

農業協同組合合併助成法の一部を改正する法律案(衆議院提出)。

農林物資規格法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)。

以上三案を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なしと稱ぶ者あり〕

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

農業者年金基金法案 右の内閣提出案は本院においてこれを修正議決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和四十五年五月七日

衆議院議長 船田 中

参議院議長 重宗 雄三殿

農業者年金基金法案 (小字及び一は衆議院修正)

第三章 業務

第一節 通則(第十九条—第二十一条)

第一款 被保険者(第二十一条—第三十一条)

第二款 給付

第一目 通則(第三十二条—第四十条)

第二目 経営移讓年金(第四十一条—第四十六条)

第三目 農業者老齢年金(第四十七条—第四十九条)

第四目 被保険者及び年金給付に關する経過的特例(第五十条—第五十二条)

第五目 脱退一時金及び死亡一時金(第五十三条—第五十八条)

第六目 給付の制限(第五十九条—第六十三条)

第三款 費用(第六十四条—第六十六条)

第四款 審査会(第六十七条—第七十一条)

第五款 雑則(第七十二条—第八十条)

第三節 農地等の買入れ及び売渡し等(第八十一条—第八十三条)

八四二

び老齢について必要な年金等の給付の事業を行ない、並びに当該事業に関連して農地等の買入れ及び売却等の業務を行なうことにより、国民年金の給付と相まつて農業者の老後の生活の安定及び福祉の向上に資するとともに、農業経営の近代化及び農地保有の合理化に寄与することを目的とする。

(法人格)

第二条 農業者年金基金(以下「基金」という。)は、法人とする。

(事務所)

第三条 基金は、主たる事務所を東京都に置く。

2 基金は、主務大臣の認可を受けて、必要な地に従たる事務所を置くことができる。

(登記)

第四条 基金は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。

2 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

(名称の使用制限)

第五条 基金でない者は、農業者年金基金という名称を用いてはならない。

(民法の準用)

第六条 民法(明治二十九年法律第八十九号)第四十四条(法人の不法行為能力)及び第五十条(法人の住所)の規定は、基金について準用する。

第二章 役員等

(役員)

第七条 基金に、役員として、理事長一人、理事三人以内及び監事一人を置く。

2 基金に、役員として、前項の理事のほか、非常勤の理事三人以内を置くことができる。

(役員の職務及び権限)

第八条 理事長は、基金を代表し、その業務を総理する。

2 理事は、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して基金の業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行なう。

3 監事は、基金の業務を監査する。

4 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長又は主務大臣に意見を提出することができる。

(役員の任命)

第九条 理事長及び監事は、主務大臣が任命する。

2 理事は、主務大臣の認可を受けて、理事長が任命する。

(役員の任期)

第十条 理事長及び理事の任期は、三年とし、監事の任期は、二年とする。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 役員は、再任されることができる。

(役員の欠格事項)

第十一条 政府又は地方公共団体の職員(非常勤の者を除く。)は、役員となることができない。

(役員の解任)

第十二条 主務大臣又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が前条の規定により役員となることができないうちに該当するに至つたときは、その役員を解任しなければならない。

2 主務大臣又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が次の各号の一に該当するときその他役員たるに適しないと認めるときは、その役員を解任することができる。

一 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。

二 職務上の義務違反があるとき。

3 理事長は、前項の規定により理事を解任しようとするときは、主務大臣の認可を受けなければならない。

(役員兼職禁止)

第十三条 役員は、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。ただし、非常勤の理事にあつては、主務大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

(代表権の制限)

第十四条 基金と理事長との利益が相反する事項については、理事長は、代表権を有しない。この場合には、監事が基金を代表する。

(代理人の選任)

第十五条 理事長は、理事又は基金の職員のうちから、基金の従たる事務所の業務に関し一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する代理人を選任することができる。

(職員の任命)

第十六条 基金の職員は、理事長が任命する。

(評議員会)

第十七条 基金に、評議員会を置く。

2 評議員会は、理事長の諮問に応じ、基金の業務の運営に関する重要事項を調査審議する。

3 評議員会は、前項の事項に関し、理事長に意見を述べることができる。

4 評議員会は、評議員三十人以内で組織する。

8 前各項に定めるもののほか、評議員会の組織及び運営に関し必要な事項は、主務省令で定める。

(役員及び職員の公務員たる性質)

第十八条 基金の役員及び職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第三章 業務

第一節 通則

第十九条 基金は、第一条の目的を達成するため、次に掲げる業務を行なう。

一 第二節の規定により、農業者年金事業を行なうこと。

二 第三節の規定により、農地等(農地法(昭和二十七年法律第二百二十九号)第二条第一項に規定する農地及び採草放牧地をいう。以下同じ。)及びその附帯施設の買入れ及び売却を行ない、並びにこれらの取得に必要な資金の貸付けを行なうこと。

三 前二号に掲げる業務に附帯する業務

2 基金は、前項の規定により行なう業務の遂行に支障のない範囲内で、あらかじめ主務大臣の認可を受けて、農業者年金の被保険者及び被保険者であつた者の福祉を増進するために必要な施設で政令で定めるものの設置及び運営を行なうことができる。

(業務の委託)

第二十条 基金は、あらかじめ主務大臣の認可を受けて、次の各号に掲げる者に対し、その業務(農業者年金の被保険者の資格に関する決定、農業者年金事業の給付に関する決定、農地等及びその附帯施設の買入れ及び売却に関する決定並びに農地等及びその附帯施設の取得に必要な資金の貸付けに関する決定を除く。)の一部を委託することができる。

昭和四十五年五月十三日 参議院會議録第十七号

農業者年金基金法案外二件

八四四

一 市町村(特別区を含む)とし、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二條の十九第一項の指定都市にあつては、区とする。

二 農業協同組合法(昭和二十二年法律第二百三十二号)第十條第一項第一号及び第二号の事業をあわせ行なう農業協同組合

三 前二号に掲げる者のほか、主務大臣の指定する者

2 前項の主務大臣の認可があつた場合には、同項各号に掲げる者は、他の法律の規定にかかわらず、同項の規定による委託を受けて、当該業務を行なうことができる。

(業務方法書)

第二十一條 基金は、業務開始の際、業務方法書を作成し、主務大臣の認可を受けなければならない。これを變更しようとするときも、同様とする。

2 前項の業務方法書に記載すべき事項は、主務省令で定める。

第二節 農業者年金事業

第一款 被保険者

(被保険者の資格)

第二十二條 農地等につき耕作又は養畜の事業を行なう国民年金法(昭和三十四年法律第四十一号)の被保険者であつて、所有権又は使用収益権(地上権、永小作権、賃借権その他の所有権以外の使用及び収益を目的とする権利をいう。以下同じ)に基づいてその事業に供する農地等の面積の合計が政令で定める面積以上であるものは、農業者年金の被保険者とする。

2 農業者年金の被保険者でなかつた者が前項に規定する者に該当することとなつた場合において、その者に次に掲げる期間を合算した期間が二十年に満たないときは、同項の規定にかかわらず、その者は、農業者年金の被保険者となしな

一 その者が前項に規定する者に該当することとなつた日の属する月から六十歳に達する日

の属する月の前月までの期間

二 その者が農業者年金の被保険者期間(以下単に「被保険者期間」という。)を有する者である場合におけるその被保険者期間

3 経営移譲年金を受ける権利を有する者が第一項に規定する者に該当することとなつた場合には、同項の規定にかかわらず、その者は、農業者年金の被保険者となしな

(任意加入被保険者)

第二十三條 国民年金の被保険者で次の各号に掲げるもの(経営移譲年金を受ける権利を有する者を除く)は、基金に申し出て、農業者年金の被保険者となることができる。

一 農地等につき耕作又は養畜の事業を行なう者であつて、所有権又は使用収益権に基づいてその事業に供する農地等の面積の合計が前条第一項の政令で定める面積に満たないが、政令で定める面積以上であるものうち、作目の構成その他その者の耕作の事業の態様に照らし、その事業の規模が同項に規定する者の耕作又は養畜の事業の規模に準ずるものとして主務省令で定める基準に適合する者

二 農地等につき耕作又は養畜の事業を行なう農地法第二條第七項の農業生産法人(以下単に「農業生産法人」という)の組合員又は社員で前条第一項に規定する者に該当する者以外のものうち、当該農業生産法人の農地法第二條第七項に規定する常時従事者である者(当該農業生産法人が所有権又は使用収益権に基づいてその事業に供する農地等の合計面積をその組合員又は社員の総数で除して得た面積と当該組合員又は社員が所有権又は使用収益権に基づいてその耕作又は養畜の事業に供する農地等の合計面積の總合計が前条第一項の政令で定める面積以上である場合における当該組合員又は社員に限る。)

三 その面積の合計が前条第一項の政令で定める面積以上である農地等につき所有権又は使用収益権に基づいて耕作又は養畜の事業を行

なり者の直系卑属で政令で定める要件に該当するものうち、当該耕作又は養畜の事業を行なう者がその事業の後継者として指定する一人の者(同項に規定する者に該当する者を除く。)

2 前条第二項の規定は、前項の規定による申出をした者について準用する。この場合において、同項中「前項に規定する者に該当することとなつた」とあるのは、「第二十三條第一項の規定による申出をした」と読み替へるものとする。

(資格取得の時期)

第二十四條 第二十二條の規定により農業者年金の被保険者となる者は、同条第一項に規定する者に該当することとなつた日に、農業者年金の被保険者の資格を取得する。

2 前条第一項の規定による申出をして農業者年金の被保険者となる者は、その申出をした日に、農業者年金の被保険者の資格を取得する。

(資格の喪失)

第二十五條 農業者年金の被保険者は、次の各号のいずれかに該当するに至つた日の翌日(第一号に該当するに至つたときは、その日)に、農業者年金の被保険者の資格を喪失する。

一 国民年金の被保険者の資格を喪失したとき。

二 第四十一條第一号又は第二号の経営移譲をしたとき。

三 農地等につき所有権又は使用収益権に基づいて行なう耕作又は養畜の事業を廃止したとき。

四 第二十三條第一項第二号に該当することにより同項の規定による申出をして農業者年金の被保険者となつた者(第二十二條第一項に規定する者に該当している者を除く)にあつては、その者が当該農業生産法人の組合員、社員若しくは農地法第二條第七項に規定する常時従事者でなくなり、又は当該農業生産法人が農地等につき所有権若しくは使用収益権

に基づいて耕作若しくは養畜の事業を行なう農業生産法人でなくなつたとき(当該被保険者となつた者が引き続き農地等につき所有権又は使用収益権に基づいて耕作又は養畜の事業を行なうときを除く。)

五 第二十三條第一項第三号に該当することにより同項の規定による申出をして農業者年金の被保険者となつた者(第二十二條第一項に規定する者に該当している者を除く)にあつては、その者に対し、同号に規定する耕作又は養畜の事業を行なう者がその事業に供する農地等の全部又は一部について所有権又は使用収益権を移転しないのでその事業を廃止したとき(当該被保険者となつた者が引き続き農地等につき所有権又は使用収益権に基づいて耕作又は養畜の事業を行なうときを除く。)

(資格の喪失の特例)

第二十六條 保険料納付済期間(納付された保険料(第七十三條の規定により徴収された保険料を含む)に係る被保険者期間を合算した期間をいう。以下同じ)が十五年以上である者が、六十歳に達する前に第四十一條第一号又は第二号の経営移譲をしたことにより農業者年金の被保険者の資格を喪失した場合において、経営移譲年金の支給を受けるのに必要な保険料納付済期間を満たしていないときは、その者は、基金に申し出て、農業者年金の被保険者となることができる。

2 前項の規定による申出は、第四十一條第一号又は第二号の経営移譲をした日から起算して三月以内になければならない。ただし、基金は、正当な理由があると認めるときは、その期間を経過した後の申出であつても、受理することができる。

3 第一項の規定による申出をした者は、その申出が受理されたときは、最後に農業者年金の被保険者の資格を喪失した日にさかのぼつて、農業者年金の被保険者の資格を取得するものとする。

4 第一項の規定による申出をして農業者年金の被保険者となつた者は、前条、次条及び第二十八条の規定によるほか、経営移譲年金の支給を受けるのに必要な保険料納付済期間を満たすに至つた日の翌日に、農業者年金の被保険者の資格を喪失する。

(任意脱退)

第二十七条 農業者年金の被保険者であつて、所有権又は使用収益権に基づいてその耕作又は養畜の事業に供する農地等の面積の合計が第二十二条第一項の政令で定める面積以上であるものは、次の各号のいずれかに該当する場合には、同条の規定にかかわらず、基金の承認を受けて、農業者年金の被保険者の資格を喪失することができる。

一 その者が所有権又は使用収益権に基づいてその耕作又は養畜の事業に供する農地等につき、耕作又は養畜の目的以外の目的に供することが相当と認められる場合で政令で定める要件に該当するとき。

二 その者が農地等につき耕作又は養畜の事業を引き続き行なうことが著しく困難と認められる政令で定める相当の理由があるとき。

2 前項の承認を受けた者は、その承認を受けた日の翌日に、農業者年金の被保険者の資格を喪失する。ただし、その承認の申請がその者が農業者年金の被保険者の資格を取得した日から起算して三月以内になされたものであるときは、さかのぼつて農業者年金の被保険者となつたかつたものとみなす。

第二十八条 農業者年金の被保険者であつて、所有権又は使用収益権に基づいてその耕作又は養畜の事業に供する農地等の面積の合計が第二十二条第一項の政令で定める面積に満たないものは、いつでも、基金に申し出て、農業者年金の被保険者の資格を喪失することができる。

2 前項の規定による申出をした者は、その申出をした日の翌日に、農業者年金の被保険者の資格を喪失する。

格を喪失する。

(被保険者期間の計算)

第二十九条 被保険者期間を計算する場合には、月によるものとし、農業者年金の被保険者の資格を取得した日の属する月からその資格を喪失した日の属する月の前月までをこれに算入する。

2 農業者年金の被保険者がその資格を取得した日の属する月にその資格を喪失したときは、その月を一月として被保険者期間に算入する。ただし、その月にさらに農業者年金の被保険者の資格を取得したときは、この限りでない。

3 農業者年金の被保険者の資格を喪失した後、さらにその資格を取得した者については、前後の被保険者期間を合算する。

(届出)

第三十条 農業者年金の被保険者は、主務省令で定めるところにより、その資格の取得及び喪失に関する事項並びに氏名及び住所の変更に関する事項を基金に届け出なければならぬ。

(国民年金法第八十七条の二の特例)

第三十一条 農業者年金の被保険者は、すべて、その被保険者となつた時に、国民年金法第八十七条の二第一項の規定による保険料を納付する者となる。

2 前項の規定により国民年金法第八十七条の二第一項の規定による保険料を納付する者となつた者については、同条第三項及び第四項の規定は、適用しない。

第二款 給付

第一目 通則

(給付の種類)

第三十二条 農業者年金事業の給付(以下単に「給付」という。)は、次のとおりとする。

- 一 経営移譲年金
- 二 農業者老齢年金
- 三 脱退一時金
- 四 死亡一時金

(年金額の改定)

第三十三条 年金たる給付(以下「年金給付」という。)の額は、国民の生活水準その他の諸事情に著しい変動が生じた場合には、変動後の諸事情に應ずるため、すみやかに、改定の措置が講ぜられなければならない。

(裁定)

第三十四条 給付を受ける権利(以下「受給権」という。)は、その権利を有する者(以下「受給権者」という。)の請求に基づいて、基金が裁定する。

(端数処理)

第三十五条 年金給付に係る受給権を裁定する場合において、年金給付の額に一円未満の端数が生じたときは、これを一円に切り上げるものとする。

(年金の支給期間及び支給期月)

第三十六条 年金給付の支給は、これを支給すべき事由が生じた日の属する月の翌月から始め、権利が消滅した日の属する月で終わるものとする。

(年金給付の停止)

2 年金給付は、その支給を停止すべき事由が生じたときは、その事由が生じた日の属する月の翌月からその事由が消滅した日の属する月までの分の支給を停止する。ただし、これらの日が同じ月に属する場合は、支給を停止しない。

(年金給付の停止)

3 年金給付は、毎年二月、五月、八月及び十一月の四期に、それぞれその前月までの分を支給する。ただし、その受給権が消滅したとき、又はその支給を停止すべき事由が生じたときは、その支給期月にかかわらず、その際、その月までの分を支給する。

(未支給給付)

第三十七条 年金給付又は脱退一時金に係る受給権者が死亡した場合において、その死亡した者に支給すべき年金給付又は脱退一時金でまだその者に支給しなかつたものがあるときは、その者の配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹であつて、その者の死亡の当時その者と生計を同じくしていたものは、自己の名で、その未支給の年金給付又は脱退一時金の支給を請求することができる。

2 前項の場合において、死亡した受給権者が死亡前にその給付を請求していなかつたときは、同項に規定する者は、自己の名で、その給付を請求することができる。

(未支給の年金給付又は脱退一時金を受けるべき者の順位)

3 未支給の年金給付又は脱退一時金を受けるべき者の順位は、第一項に規定する順序による。

(未支給の年金給付又は脱退一時金を受けるべき者の順位)

4 未支給の年金給付又は脱退一時金を受けるべき同順位者が二人以上あるときは、その一人の請求は、全員のためその全額につきしたものとみなし、その一人に対してした支給は、全員に対してしたものとみなす。

(不正利得の徴収)

第三十八条 偽りその他不正の手段により給付を受けた者があるときは、基金は、受給額に相当する金額の全部又は一部をその者から徴収することができる。

(受給権の保護)

第三十九条 受給権は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることができない。ただし、年金給付及び脱退一時金に係る受給権については、国税滞納処分(その例による処分を含む。)により差し押さえる場合は、この限りでない。

(公課の禁止)

第四十条 租税その他の公課は、給付として支給を受けた金銭を標準として、課することができない。ただし、年金給付及び脱退一時金については、この限りでない。

第二目 経営移譲年金

(支給要件)

第四十一条 経営移譲年金は、農業者年金の被保険者となつた者が、前条、次条及び第二十八条の規定によるほか、経営移譲年金の支給を受けるのに必要な保険料納付済期間を満たすに至つた日の翌日に、農業者年金の被保険者の資格を喪失する。

昭和四十五年五月十三日 参議院會議録第十七号

農業者年金基金法案外二件

八四六

險者又は被保険者であつた者が次の各号のいずれかに該当するときに、その者に支給する。

一 保険料納付済期間が二十年以上である者が、六十五歳に達する日前に経営移譲をしたとき。

二 保険料納付済期間が二十年に満たない者が、経営移譲をした後、六十歳に達する日前に保険料納付済期間が二十年に達したとき。

(経営移譲)

第四十二条 前条第一号又は第二号の経営移譲とは、農地等につき所有権又は使用収益権に基づいて耕作又は養畜の事業を行なう者が当該耕作又は養畜の事業を廃止し又は縮小した場合において、その廃止又は縮小が次の各号に掲げる要件に該当することをいうものとする。

一 その廃止又は縮小が終了する日として主務省令で定める日の一年前の日(以下この条において「基準日」という。)においてその面積の合計が第二十三条第一項第一号の政令で定める面積以上である農地等につき所有権又は使用収益権に基づいて耕作又は養畜の事業を行なう者であつた者(以下「経営移譲者」という。)が、耕作又は養畜の事業を廃止し、又は縮小したものであること。

二 耕作又は養畜の事業の廃止の場合にあつては、経営移譲者が、基準日において所有権若しくは使用収益権に基づいてその耕作若しくは養畜の事業に供していた農地等(その者が基準日後一年間に所有権若しくは使用収益権を取得し、又は使用収益権に基づき使用及び収益をさせている農地等の返還を受けたときは、その取得又は返還に係る農地等を含む。以下「処分対象農地等」という。)のすべてについて、次のイに掲げる者に対し、政令で定めるところにより、所有権若しくは使用収益権を移転し、若しくは使用収益権を設定することにより、当該耕作若しくは養畜の事業を廃止したものであるか、又は経営移譲者が、処分対象農地等のすべてについて、次のロに掲げる者に対し、政令で定めるところにより、所有権若しくは使用収益権を移転することにより、当該耕作若しくは養畜の事業を廃止したものであるか、又は経営移譲者が、基準日後一年間に農業生産法人に対する持分を取得した者である場合における前条の規定の適用については、前項の規定によるほか、その者が当該期間内に同項第二号イ又はロに掲げる者に対しその取得に係る持分の全部の譲渡をした場合に限る、同条第一号

分対象農地等のすべてについて、次のロに掲げる者に対し、政令で定めるところにより、所有権若しくは使用収益権を移転することにより、当該耕作若しくは養畜の事業を廃止したものであること。

イ 農業者年金の被保険者である者(経営移譲者が第二十三条第一項第三号の規定によりその耕作又は養畜の事業の後継者として指定したその者の直系卑属で、同項の規定による申出をして農業者年金の被保険者となつたものを除く。ロにおいて「譲渡適格被保険者」という。)基金、農地法第三條第二項ただし書に規定する政令で定める法人その他政令で定める者

ロ 経営移譲者の直系卑属(譲渡適格被保険者を除く)のうち政令で定める要件に該当する一人の者(経営移譲者が第二十三条第一項第三号の規定によりその耕作又は養畜の事業の後継者として指定したその者の直系卑属で、同項の規定による申出をして農業者年金の被保険者となり、かつ、引き続き農業者年金の被保険者となつていいる者があるときは、その者)

三 耕作又は養畜の事業の縮小の場合にあつては、経営移譲者が、処分対象農地等のうちその者の日常生活に必要な最少限度の面積として政令で定める面積以内の面積の農地等を除いた残余のすべてについて、前号イに掲げる者に対し、政令で定めるところにより、所有権若しくは使用収益権を移転し、又は使用収益権を設定することにより、当該耕作又は養畜の事業を縮小したものであること。

経営移譲者が、基準日後一年間に農業生産法人に対する持分を取得した者である場合における前条の規定の適用については、前項の規定によるほか、その者が当該期間内に同項第二号イ又はロに掲げる者に対しその取得に係る持分の全部の譲渡をした場合に限る、同条第一号

又は第二号の経営移譲があつたものとする。

3 処分対象農地等のうち小作地等(農地法第二條第二項の小作地及び同条第三項の小作採草放牧地をいう。以下同じ。)があり、又は処分対象農地等のすべてが小作地等である場合において、経営移譲者が、基準日後一年以内に、その小作地等の全部又は一部(処分対象農地等のすべてが小作地等である場合にあつては、その一部)についてその有する使用収益権を消滅させ、かつ、その他の処分対象農地等について次の各号のいずれかにより所有権若しくは使用収益権の移転又は使用収益権の設定をしたときは、その移転又は使用収益権の設定をした小作地等に応じ、その使用収益権を消滅させた小作地等についても、第一項第二号イ若しくはロに掲げる者に対する同号に該当する所有権若しくは使用収益権の移転若しくは使用収益権の設定又は同項第三号に該当する所有権若しくは使用収益権の移転若しくは使用収益権の設定があつたものとみなす。

一 当該その他の処分対象農地等のすべてについて、第一項第二号の規定の例により、所有権若しくは使用収益権を移転し、又は使用収益権を設定すること。

二 当該その他の処分対象農地等のうち第一項第三号の政令で定める面積以内の面積の農地等を除いた残余のすべてについて、同号の規定の例により、所有権若しくは使用収益権を移転し、又は使用収益権を設定すること。

4 処分対象農地等のすべてが小作地等である場合において、経営移譲者が基準日後一年以内に処分対象農地等のすべてについてその有する使用収益権を消滅させたときは、その使用収益権を消滅させた処分対象農地等については、第一項第二号イに掲げる者に対する同号に該当する使用収益権の移転があつたものとみなし、経営移譲者が基準日後一年以内に処分対象農地等のうち同項第三号の政令で定める面積以内の面積の小

作地等を除いた残余のすべてについてその有する使用収益権を消滅させたときは、その使用収益権を消滅させた処分対象農地等については、同項第三号に該当する使用収益権の移転があつたものとみなす。

5 前二項の規定は、処分対象農地等のうち基準日後一年以内に土地収用法(昭和二十六年法律第二百九号)その他の法律によつて収用されたものその他政令で定められるものがあり、又は処分対象農地等のすべてがこれらの農地等である場合について準用する。

第四十三条 農地等につき所有権又は使用収益権に基づいて耕作又は養畜の事業を行なう農業生産法人の組合員又は社員である者(主務省令で定める者に限る。)については、第四十一条第一号又は第二号の経営移譲とは、前条の規定にかかわらず、その者が当該農業生産法人に対して有する持分の全部の譲渡をしてその組合員又は社員でなくなり、かつ、その者が農地等につき所有権又は使用収益権に基づいて行なう耕作又は養畜の事業を廃止し又は縮小した場合において、その持分の全部の譲渡及びその事業の廃止又は縮小が次の各号に掲げる要件に該当することをいうものとする。

一 その持分の全部の譲渡しが終了する日として主務省令で定める日又はその事業の廃止若しくは縮小が終了する日として主務省令で定める日のいずれか遅い日の一年前の日(以下この条において「基準日」という。)において当該農業生産法人が所有権又は使用収益権に基づいてその事業に供していた農地等の合計面積を基準日におけるその組合員又は社員の総数で除して得た面積と基準日においてその者が所有権又は使用収益権に基づいてその耕作又は養畜の事業に供していた農地等の合計面積の合計が、第二十三条第一項第一号の政令で定める面積以上であつた場合において、その者がその持分の全部の譲渡をし、

かつ、当該耕作又は養畜の事業を廃止し、又は縮小したものであること。

二 その者が前条第一項第二号イ又はロに掲げる者に對しその持分（その者が基準日後一年間に農業生産法人に對する持分を取得したときは、その取得に係る持分を含む。）の全部の譲渡をしたものであること。

三 その者が、基準日において所有権又は使用収益権に基づいてその耕作又は養畜の事業に供していた農地等（その者が基準日後一年間に農地等について所有権若しくは使用収益権を取得し又は使用収益権に基づき使用及び収益をさせている農地等の返還を受けたときは、その取得又は返還に係る農地等を含む。）について、前条（同条第一項第一号及び第二項を除く。）の規定の例により、所有権若しくは使用収益権を移転し、若しくは使用収益権を設定し、又は使用収益権を消滅させることにより、当該耕作又は養畜の事業を廃止し、又は縮小したものであること。

（年金額）

第四十四条 経営移讓年金の額は、受給権者が六十五歳に達する日の属する月までの分については第一号に掲げる額とし、受給権者が六十五歳に達する日の属する月の翌月以後の分については第二号に掲げる額とする。

（支給停止）

第四十五条 経営移讓年金に係る受給権は、受給権者が死亡したときは、消滅する。

（失権）

第四十六条 経営移讓年金は、受給権者が六十歳未満であるときは、六十歳未満である間、その支給を停止する。ただし、受給権者が疾病又は負傷により政令で定める程度の廃疾の状態にある場合は、この限りでない。

（年金額）

第四十七条 農業者老齢年金は、次の各号のいずれかに該当する者が六十五歳に達したときに、その者に支給する。

（支給要件）

一 経営移讓年金に係る受給権者

二 前号に掲げる者以外の者で、保険料納付済期間が二十年以上であり、かつ、六十歳に達した日の前日において農業者年金の被保険者であつたもの

（年金額）
第四十八条 農業者老齢年金の額は、二百八十円に保険料納付済期間の月数を乗じて得た額とする。

（準用規定）
第四十九条 第四十五条の規定は、農業者老齢年金について準用する。

第四十條 被保険者及び年金給付に關する経過的特例

（被保険者の適用除外）
第五十条 大正五年一月一日以前に生まれた者（昭和四十六年一月一日において五十五歳をこ

える者）は、第二十二條第一項の規定にかかわらず、農業者年金の被保険者となし、（年金の受給資格期間等）
第五十一条 次の表の上欄に掲げる者については、第二十二條第二項（第二十三條第二項において準用する場合を含む。）第四十一条第一号及び第二号並びに第四十七條第二号中「二十年」とあるのは、それぞれ同表の下欄に掲げる年数とする。

（被保険者の適用除外）	
大正十年一月一日以前に生まれた者	（五十歳をこえる者）
大正十年一月二日から大正十一年一月一日までの間に生まれた者	（四十九歳をこえ、五十歳をこえない者）
大正十一年一月二日から大正十二年一月一日までの間に生まれた者	（四十八歳をこえ、四十九歳をこえない者）
大正十二年一月二日から大正十三年一月一日までの間に生まれた者	（四十七歳をこえ、四十八歳をこえない者）
大正十三年一月二日から大正十四年一月一日までの間に生まれた者	（四十六歳をこえ、四十七歳をこえない者）
大正十四年一月二日から大正十五年一月一日までの間に生まれた者	（四十五歳をこえ、四十六歳をこえない者）
大正十五年一月二日から昭和二年一月一日までの間に生まれた者	（四十四歳をこえ、四十五歳をこえない者）
昭和二年一月二日から昭和三年一月一日までの間に生まれた者	（四十三歳をこえ、四十四歳をこえない者）
昭和三年一月二日から昭和四年一月一日までの間に生まれた者	（四十二歳をこえ、四十三歳をこえない者）
昭和四年一月二日から昭和五年一月一日までの間に生まれた者	（四十一歳をこえ、四十二歳をこえない者）
昭和五年一月二日から昭和六年一月一日までの間に生まれた者	（四十歳をこえ、四十一歳をこえない者）
昭和六年一月二日から昭和七年一月一日までの間に生まれた者	（三十九歳をこえ、四十歳をこえない者）
昭和七年一月二日から昭和八年一月一日までの間に生まれた者	（三十八歳をこえ、三十九歳をこえない者）
昭和八年一月二日から昭和九年一月一日までの間に生まれた者	（三十七歳をこえ、三十八歳をこえない者）
昭和九年一月二日から昭和十年一月一日までの間に生まれた者	（三十六歳をこえ、三十七歳をこえない者）

備考 この表の中欄の記載は、上欄に掲げる者を昭和四十六年一月一日におけるその者の年齢であらわしたものである。

（経営移讓年金の額についての特例）
第五十二条 前条の表の上欄に掲げる者であつて、被保険者期間が二十年以上であり、かつ、保険料納付済期間が五年以上であるものに支給

する経営移讓年金の額は、第四十四条の規定にかかわらず、その者が六十五歳に達する日の属する月までの分については第一号に掲げる額と同条第一号に掲げる額とを合算した額とし、そ

昭和四十五年五月十三日 参議院會議録第十七号

農業者年金基金法案外二件

八四八

の者が六十五歳に達した日の属する月の翌月以後の分については第二号に掲げる額と同条第二号に掲げる額とを合算した額とする。

一 八百四十に、二百四十から被保険者期間の月数を控除した数を乗じて得た額の三分の一に相当する額

二 八十に、二百四十から被保険者期間の月数を控除した数を乗じて得た額の三分の一に相当する額

第五目 脱退一時金及び死亡一時金(脱退一時金の支給要件)

第五十三条 脱退一時金は、資格喪失日(農業者年金の被保険者の資格を喪失した日をいう。以下同じ。)の前日において資格喪失日の属する月の前月までの被保険者期間に係る保険料納付済期間が三年以上である者が農業者年金の被保険者の資格を喪失した場合に、その者に支給する。ただし、その者が第四十七条各号のいずれかに該当する者であるときは、この限りでない。

(死亡一時金の支給要件)

第五十四条 死亡一時金は、死亡日の前日において死亡日の属する月の前月までの被保険者期間に係る保険料納付済期間が三年以上である者が六十五歳に達する日前に死亡した場合において、その者に遺族があるときに、その遺族に支給する。ただし、その死亡した者が次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

一 経営移譲年金の支給を受けた者であるとき。

二 支給を受けるべき経営移譲年金でまた支給を受けていないものがある者であるとき。

三 脱退一時金に係る受給権者であるとき。

(遺族の範囲及び順位等)

第五十五条 死亡一時金を受けることができる遺族は、死亡した者の配偶者、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹であつて、その者の死亡の當時その者と生計を同じくしていたものとする。

2 死亡一時金を受けるべき者の順位は、前項に規定する順序による。

3 死亡一時金を受けるべき同順位の遺族が二人以上あるときは、その一人のした請求は、全員のためその全額につきしたものとみなし、その一人に対してした支給は、全員に対してしたものとみなす。

(金額)

第五十六条 脱退一時金及び死亡一時金の額は、資格喪失日又は死亡日の属する月の前月までの被保険者期間に係る資格喪失日又は死亡日の前日における保険料納付済期間についての別表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる額とする。

(脱退一時金の支給の効果)

第五十七条 脱退一時金の支給を受けたときは、支給を受けた者は、その額の計算の基礎となつた農業者年金の被保険者であつた期間は、農業者年金の被保険者でなかつたものとみなす。

(脱退一時金の失権)

第五十八条 脱退一時金に係る受給権は、受給権者が農業者年金の被保険者となつたときは、消滅する。

第六目 給付の制限

第五十九条 故意に廃疾又はその直接の原因となつた事故を生じさせた者の当該廃疾については、第四十六条第一項ただし書の規定は、適用しない。

第六十条 故意の犯罪行為若しくは重大な過失により、又は正当な理由がなく療養に関する指示に従わないことにより、廃疾若しくはその原因となつた事故を生じさせ、又は廃疾の程度を増進させた者の当該廃疾については、基金は、第四十六条第一項ただし書の規定を適用しないことができる。

第六十一条 死亡一時金は、農業者年金の被保険者又は被保険者であつた者を故意に死亡させたその者の遺族には、支給しない。農業者年金の被保険者又は被保険者であつた者の死亡前に、その者の死亡によつて死亡一時金に係る受給権者となるべき者を故意に死亡させた者で、当該農業者年金の被保険者又は被保険者であつた者の遺族であるものについても、同様とする。

第六十二条 年金給付は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、その支給を停止することができる。

一 受給権者が、正当な理由がなく、第八十条第二項の規定による基金の求めに応じないか、又は同項の規定による基金の職員の質問に応じなかつたとき。

二 第四十六条第一項ただし書に該当する者が、正当な理由がなく、第八十条第三項の規定による基金の求めに応じないか、又は同項の規定による基金の職員の診断を拒んだとき。

第六十三条 受給権者が、正当な理由がなく、第七十九条第二項の規定による届出をせず、又は書類その他の物件を提出しないときは、基金は、年金給付の支払を一時差し止めることができる。

第三款 費用

(国庫負担)

第六十四条 国庫は、毎年度、経営移譲年金の給付に要する費用の三分の一に相当する額を負担する。

(保険料)

第六十五条 基金は、農業者年金事業に要する費用に充てるため、保険料を徴収する。

2 保険料は、被保険者期間の計算の基礎となる各月につき、徴収するものとする。

3 保険料の額は、農業者年金事業の給付に要する費用の予想額並びに予定運用収入及び国庫負担の額に照らし、将来にわたつて財政の均衡を保つことができるものでなければならぬ。

4 保険料の額は、少なくとも五年ごとに、前項の基準に従つて再計算され、その結果に基づいて所要の調整が加えられるべきものとする。

5 保険料の額は、政令で定める。

(保険料の納付義務)

第六十六条 農業者年金の被保険者は、保険料を納付しなければならない。

2 一月、二月及び三月分の保険料はその年の四月末日までに、四月、五月及び六月分の保険料はその年の七月末日までに、七月、八月及び九月分の保険料はその年の十月末日までに、十月、十一月及び十二月分の保険料は翌年の一月末日までに、それぞれ納付しなければならない。

第四款 審査会

(審査会)

第六十七条 農業者年金の被保険者の資格に関する決定、給付に関する決定、保険料その他この節の規定による徴収金の徴収又は第七十三条第五項若しくは第六項の規定による処分に対する不服を審査するため、基金に審査会を置く。

2 審査会は、委員九人をもつて組織する。

3 委員は、学識経験を有する者のうちから、理事長が主務大臣の承認を受けて委嘱する。

4 委員の任期は、三年とする。

5 第十条第一項ただし書及び第二項並びに第十八条の規定は、委員について準用する。

第六十八条 審査会に、会長を置く。会長は、審査会において、委員のうちから選挙する。

2 会長は、会務を総理する。会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員がその職務を行なう。

(議事)

第六十九条 審査会は、過半数の委員が出席しなければ、会議を開き、及び議決をすることができない。

2 審査会の議事は、出席委員の過半数で決する。可否同数のときは、会長の決するところによる。

(審査請求)

第七十条 農業者年金の被保険者の資格に関する

決定、給付に関する決定、保険料その他この節の規定による徴収金の徴収又は第七十三条第五項若しくは第六項の規定による処分に対する不服がある者は、文書又は口頭で、審査会に対して行政不服審査法（昭和三十一年法律第六十号）による審査請求をすることができる。

2 前項の審査請求は、同項に規定する決定、徴収又は処分があつたことを知つた日から六十日以内にしなければならない。ただし、正当な理由によりこの期間内に審査請求をすることができなかつたことを疎明したときは、この限りでない。

3 第一項の審査請求があつたときは、会長は、遅滞なく、審査会を招集しなければならない。

4 審査会は、審査のため必要があると認めるときは、審査請求人若しくは関係人に対し、報告若しくは意見を求め、その出頭を求め、又は医師若しくは歯科医師に診断若しくは検査をさせることができる。

5 給付に関する決定についての第一項の審査請求は、時効の中断に関しては、裁判上の請求とみなす。

（審査会及び審査請求の手續に関する事項の政令への委任）

第七十一条 この款及び行政不服審査法に定めるもののほか、審査会の委員並びに前条第四項の規定により出頭を求めた関係人の報酬及び旅費その他審査会及び審査請求の手續に必要なる事項は、政令で定める。

第五款 雑則

（保険料等の徴収）

第七十二条 保険料その他この節の規定による徴収金は、この節に別段の規定があるものを除くほか、国税徴収の例によつて徴収する。

（督促及び滞納処分）

第七十三条 保険料その他この節の規定による徴収金を滞納する者があるときは、基金は、期限を指定して、これを督促することができる。

2 前項の規定によつて督促をしようとするときは、基金は、納付義務者に対して、督促状を発する。

3 前項の督促状により指定する期限は、督促状を発する日から起算して十日以上を経過した日でなければならない。

4 基金は、第一項の規定による督促を受けた者が督促状に指定した期限までに保険料その他この節の規定による徴収金を完納しないときは、滞納者の居住地又はその者の財産所在地の市町村（特別区を含むものとし、地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては、区とする。以下この条において同じ。）に対して、その処分を請求することができる。

5 市町村は、前項の規定による処分の請求を受けたときは、市町村税の滞納処分の例によつて、これを処分することができる。この場合において、基金は、徴収金額の百分の四に相当する金額を当該市町村に交付しなければならない。

6 市町村が、第四項の請求を受けた日から三十日以内にその処分に着手せず、又は九十日以内にこれを終了しないときは、基金は、主務大臣の認可を受け、国税滞納処分の例によつて、これを処分することができる。

（延滞金）

第七十四条 前条第一項の規定によつて督促をしたときは、基金は、徴収金額につき年十四・六パーセントの割合で、納付期限の翌日から徴収金完納又は財産差押えの日の前日までの日数によつて計算した延滞金を徴収する。ただし、徴収金額が五百円未満であるときは、又は滞納につきやむを得ない事情があると認められるときは、この限りでない。

2 前項の場合において、徴収金額の一部につき納付があつたときは、その納付の日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となる徴収金は、その納付のあつた徴収金額を控除した金額による。

3 延滞金を計算するに当たり、徴収金額に五百円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。

4 督促状に指定した期限までに徴収金を完納したとき、又は前三項の規定によつて計算した金額が五十円未満であるときは、延滞金は、徴収しない。

5 延滞金の金額に五十円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。

（先取特権）

第七十五条 保険料その他この法律の規定による徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

（時効）

第七十六条 保険料その他この節の規定による徴収金を徴収し、又はその還付を受ける権利は、二年を経過したとき、給付を受ける権利は、五年を経過したときは、時効によつて、消滅する。

2 保険料その他この節の規定による徴収金についての第七十三条第一項の規定による督促は、民法第五百三十三条の規定にかかわらず、時効中断の効力を有する。

（期間の計算）

（戸籍事項の無料証明）

第七十七条 この節又はこの節に基づく命令に規定する期間の計算については、この節に別段の規定がある場合を除くほか、民法の期間に関する規定を準用する。

第七十八条 市町村長（特別区の区長を含むものとし、地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては、区長とする。）は、基金、農業者年金の被保険者若しくは被保険者であつた者又は受給権者に対して、当該市町村（特別区を含む。）の条例で定めるところにより、農業者年金の被保険者若しくは被保険者であつた者又は受給権者の戸籍に関し、無料で証明を

行なうことができる。

（届出等）

第七十九条 農業者年金の被保険者は、主務省令で定めるところにより、第三十条に規定する事項を除くほか、主務省令で定める事項を基金に届け出なければならない。

2 受給権者は、主務省令で定めるところにより、基金に対し、主務省令で定める事項を届け出、かつ、主務省令で定める書類その他の物件を提出しなければならない。

3 農業者年金の被保険者又は受給権者が死亡したときは、戸籍法（昭和二十二年法律第二百二十四号）の規定による死亡の届出義務者は、十日以内に、その旨を基金に届け出なければならない。

（農業者年金の被保険者又は受給権者に関する調査）

第八十条 基金は、必要があると認めるときは、農業者年金の被保険者に対し、農業者年金の被保険者の資格若しくは保険料に係る事項に関する書類その他の物件を提出すべきことを求め、又はその職員に、これらの事項に関し農業者年金の被保険者に質問させることができる。

2 基金は、必要があると認めるときは、受給権者に対し、受給権の消滅若しくは支給の停止に係る事項に関する書類その他の物件を提出すべきことを求め、又はその職員に、これらの事項に関し受給権者に質問させることができる。

3 基金は、必要があると認めるときは、第四十六条第一項ただし書に該当する者に対し、その指定する医師若しくは歯科医師の診断を受けるべきことを求め、又はその職員に、その療疾の狀態を診断させることができる。

4 第一項若しくは第二項の規定により質問を行ない、又は前項の規定によつて診断を行なう職員は、その身分を示す証明を携帯し、かつ、関係人の請求があるときは、これを提示しなければならない。

昭和四十五年五月十三日 参議院會議録第十七号

農業者年金基金法案外二件

八五〇

第三節 農地等の買入れ及び充渡し等
(農地等の買入れ)

第八十一条 基金は、農業者年金の被保険者その他農林省令で定める農地等につき行なう耕作又は養畜の事業を廃止しようとする者(その行なう耕作又は養畜の事業を第四十二条第一項第三号の政令で定める面積以内の面積の農地等につき行なうものに縮小しようとする者を含む。以下「離農希望者」という。)の申出があつた場合には、政令で定めるところにより、その申出に応じ、その者が所有する農地等で農用地区域(農業振興地域の整備に関する法律(昭和四十四年法律第五十八号)第八条第二項第一号の農用地区域をいう。以下同じ。)の区域内にあるものを買入れることができる。

2 基金は、前項の規定により農地等を買入れする場合において、その買入れに係る農地等の農業上の利用のため特に必要があると認めるときは、その買入れに係る農地等の所有者が所有する附帯施設(農地等の農業上の利用のために必要な土地、立木、建物、工作物又は水の使用に關する権利をいう。以下同じ。)をあわせて買入れることができる。

(農地等の充渡し)

第八十二条 基金は、農業経営の規模の拡大、農地の集約化その他農地保有の合理化に資することとなるように、政令で定めるところにより、農業者年金の被保険者その他農林省令で定める者に対し、前条第一項又は第二項の規定による買入れに係る農地等又はその附帯施設を売り渡さなければならぬ。ただし、耕作又は養畜の目的以外の目的に供することが相当となつた農地等又はその附帯施設については、この限りでない。

(資金の貸付け)

第八十三条 基金は、農業者年金の被保険者その他農林省令で定める離農希望者から農地等取得しようとするものに対し、その農地等の

取得に必要な資金(その農地等の農業上の利用のために必要な附帯施設で当該離農希望者が所有するものをあわせて取得するのに必要な資金を含む。)の貸付けを行なうことができる。

2 前項の規定による資金の貸付けは、次の各号に掲げる要件に適合する場合に限り、するものとする。

一 その貸付けを受けて取得される農地等が農用地区域の区域内にあるものであること。
二 その農地等の取得が、農業経営の規模の拡大、農地の集約化その他農地保有の合理化に資する見地からみて、必要で、かつ、適切であると認められるものであること。

第四章 財務及び会計

(区分経理)

第八十四条 基金は、第十九条第一項第一号の業務(これに附帯する業務を含む)に係る経理、同項第二号の業務のうち農地等及びその附帯施設の買入れ及び充渡しに係る業務(これに附帯する業務を含む)に係る経理及び同号の業務のうち農地等及びその附帯施設の取得に必要な資金の貸付けに係る業務(これに附帯する業務を含む)に係る経理については、政令で定めるところにより、それぞれ、特別の勘定を設けて他の業務に係る経理と区分して整理しなければならない。

(事業年度)

第八十五条 基金の事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終る。

(事業計画等の認可)

第八十六条 基金は、毎事業年度、事業計画、予算及び資金計画を作成し、当該事業年度の開始前に、主務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(財務諸表)

第八十七条 基金は、毎事業年度、財産目録、貸借対照表及び損益計算書(以下この条において

「財務諸表」という。)を作成し、当該事業年度の終了後三月以内に主務大臣に提出して、その承認を受けなければならない。

2 基金は、前項の規定により財務諸表を主務大臣に提出するときは、これに、当該事業年度の事業報告書及び予算の区分に従い作成した決算報告書を添え、かつ、財務諸表及び決算報告書に關する監事の意見をつけないなければならない。

(借入金の制限)

第八十八条 基金は、借入金をしてはならない。ただし、基金の目的を達成するため必要な場合において、主務大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

(余裕金の運用)

第八十九条 基金の業務上の余裕金の運用は、政令で定めるところにより、基金の業務の目的及び資金の性質に応じ、安全かつ効率的にしなければならない。

(給与及び退職手当の支給の基準)

第九十条 基金は、その役員及び職員に対する給与及び退職手当の支給の基準を定めようとするときは、主務大臣の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(会計等に関する事項の主務省令への委任)

第九十一条 この法律及びこの法律に基づく政令に規定するもののほか、基金の財務及び会計に關し必要な事項は、主務省令で定める。

第五章 監督

(監督)

第九十二条 基金は、主務大臣が監督する。

2 主務大臣は、この法律を施行するため必要であると認めるときは、基金に対し、その業務に關し監督上必要な命令をすることができる。

(報告及び検査)

第九十三条 主務大臣は、この法律を施行するため必要であると認めるときは、基金若しくは第二十條第一項の規定による委託を受けた者(以下

「受託者」という。)に対し、その業務に關し報告をさせ、又はその職員に、基金若しくは受託者の事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。ただし、受託者に対しては、当該受託業務の範囲内に限る。

2 前項の規定により職員が立入検査をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(権限の委任)

第九十四条 前条に規定する主務大臣の権限のうち、受託者に対するものは、政令で定めるところにより、その全部又は一部を都道府県知事に委任することができる。

第六章 雑則

(大蔵大臣との協議)

第九十五条 主務大臣は、次の各号に掲げる場合には、大蔵大臣に協議しなければならない。

一 第十九条第二項、第二十条第一項、第二十一条第一項又は第八十六条の認可をしようとするとき。

二 第二十一条第二項又は第九十一条の主務省令を定めようとするとき。

三 第八十七条第一項、第八十八条ただし書又は第九十条の承認をしようとするとき。

(主務大臣)

第九十六条 この法律において主務大臣は、次のとおりとする。

一 基金の事務所、役員及び職員並びに財務及び会計その他管理業務に關する事項については、厚生大臣及び農林大臣

二 第十九条第一項第一号及び第二項に規定する業務(これらに附帯する業務を含む)に關する事項については、厚生大臣及び農林大臣

三 第十九条第一項第二号に規定する業務(こ

れに附帯する業務を含む。)に關する事項については、農林大臣
(他の法令の準用)

第九十七條 不動産登記法(明治三十二年法律第二十四号)及び政令で定めるその他の法令については、政令で定めるところにより、基金を国の行政機関とみなして、これらの法令を準用する。

(施行手続等の主務省令への委任)

第九十八條 この法律に別段の定めがあるものを除くほか、この法律の実施のための手続その他その施行について必要な事項は、主務省令で定める。

第七章 罰則

第九十九條 第九十三條第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、三万円以下の罰金に処する。

2 基金又は受託者の役員、代理人又は使用人その他の従業者が、基金の業務に關して、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対しても、同項の罰金刑を科する。

第一百條 次の各号の一に該当する場合には、その違反行為をした基金の役員は、三万円以下の過料に処する。

一 この法律の規定により主務大臣の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかつたとき。

二 第四條第一項の規定に違反して、登記することを怠つたとき。

三 第十九條に規定する業務以外の業務を行なつたとき。

四 第八十九條の規定に違反して、業務上の余裕金を運用したとき。

五 第九十二條第二項の規定による主務大臣の命令に違反したとき。

第一百一條 次の各号の一に該当する者は、一万円以下の過料に処する。

一 第五條の規定に違反した者
二 第三十條又は第七十九條の規定に違反して届出をせず、又は虚偽の届出をした者

附 則

(施行期日)

第一條 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第三章第二節第一款、第五十條、第五十一條、第三章第二節第三款中保険料に關する部分並びに附則第六條及び第七條の規定は、昭和四十六年一月一日から施行する。

(基金の設立)

第二條 厚生大臣及び農林大臣は、基金の理事長又は監事となるべき者を指名する。

2 前項の規定により指名された理事長又は監事となるべき者は、基金の成立の時において、この法律の規定により、それぞれ理事長又は監事に任命されたものとする。

第三條 厚生大臣及び農林大臣は、設立委員を命じて、基金の設立に關する事務を処理させる。

2 設立委員は、基金の設立の準備を完了したときは、遅滞なく、その旨を厚生大臣及び農林大臣に届け出るとともに、その事務を前条第一項の規定により指名された理事長となるべき者に引き継がなければならない。

第四條 附則第二條第一項の規定により指名された理事長となるべき者は、前条第二項の規定による事務の引継ぎを受けたときは、遅滞なく、政令で定めるところにより、設立の登記をしなければならない。

2 基金は、設立の登記をすることによつて成立する。

(経過規定)

第五條 この法律の施行の際現に農業者年金基金という名称を使用している者については、第五條の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。

第六條 附則第一條ただし書に規定する規定の施行の際現に第二十二條第一項に規定する者に該

当している者についての第二十四條第一項の規定の適用については、同項中「同条第一項に規定する者に該当することとなつた日」とあるのは、「附則第一條ただし書に規定する規定の施行の日」とする。

第七條 附則第一條ただし書に規定する規定の施行後最初の保険料の額は、第六十五條第三項及び第五項の規定にかかわらず、一月につき七百五十円とする。

2 国庫は、前項の保険料の額の適用がある間は、毎年度、基金に対し、納付された保険料(第七十三條の規定により徴収された保険料を含む。)の一月分につき三百二十一円の割合で算定した額を補助する。

第八條 この法律の施行の日から昭和五十年三月三十一日までの間において基金が行なう農地等の買入れ及び農地等の取得に必要な資金の貸付けについては、第八十一條第一項又は第八十三條第二項第一号中「区域内」とあるのは、「区域内又は都市計画法(昭和四十四年法律第百号)第七條第一項の市街化区域と定められた区域以外の地域で農林大臣の承認を受けて基金が定める区域内」とする。

第九條 基金の最初の事業年度は、第八十五條の規定にかかわらず、その成立の日に始まり、昭和四十六年三月三十一日に終わるものとする。

第十條 基金の最初の事業年度の事業計画、予算及び資金計画については、第八十六條中「当該事業年度の開始前に」とあるのは、「基金の成立後遅滞なく」とする。

(基金の業務の範囲に係る経過的特例)

第十一條 基金は、この法律の施行の日から起算して十年をこえない範囲内において政令で定める日までの間は、第十九條に規定する業務のほか、農地等につき所有権又は使用収益権に基づいて耕作又は養畜の事業を行なう者で農業者年金の被保険者でないもの(経営移讓年金に係る

受給権者その他政令で定める者を除く。)が第四十二條又は第四十三條に規定する経営移讓をした場合において、その経営移讓が次の各号に掲げる要件に適合するときに、政令で定めるところにより、その者に対して一時金たる給付金(以下「離農給付金」という。)を支給する業務を行なうことができる。

一 その経営移讓が、第四十二條第一項第二号ロに掲げる者に対し農地等の所有権又は使用収益権を移轉することによつてしたものであること。

二 その経営移讓に係る第四十二條又は第四十三條の基準日においてその事業に供された農地等のうちその者の所有に係るもの(政令で定めるものを除く。)の面積の合計が政令で定める面積以上である耕作又は養畜の事業に係る経営移讓であること。

2 政府は、予算の範囲内で、基金に対し、前項の業務に必要な経費の財源に充てるため、交付金を交付するものとする。

3 第一項の規定により同項に規定する業務が行なわれる場合には、第十九條第二項中「前項の規定により行なう業務」とあるのは、「前項及び附則第十一條第一項の規定により行なう業務」と、第二十條第一項中「並びに農地等及びその附帯施設の取得に必要な資金の貸付けに關する決定」とあるのは、「農地等及びその附帯施設の取得に必要な資金の貸付けに關する決定並びに離農給付金の交付に關する決定」と、第八十四條中「及び同号の業務のうち農地等及びその附帯施設の取得に必要な資金の貸付けに係る業務(これに附帯する業務を含む。)」に係る経理とあるのは、「同号の業務のうち農地等及びその附帯施設の取得に必要な資金の貸付けに係る業務(これに附帯する業務を含む。)」に係る経理及び附則第十一條第一項の業務に係る経理」と、第九十六條第三号中「業務を含む。」とあるのは、「業務を含む。」及び附則第十一條第一項に規定する

昭和四十五年五月十三日 参議院會議録第十七号

農業者年金基金法案外二件

八五二

業務」と、第百条第三号中「業務以外」とあるのは「業務及び附則第十一条第一項に規定する業務以外」とする。

(厚生省設置法の一部改正)

第十二条 厚生省設置法(昭和二十四年法律第百五十一号)の一部を次のように改正する。

第五条中第六十二号の七を第六十二号の八とし、第六十二号の六を第六十二号の七とし、第六十二号の五の次に次の一号を加える。

六十二の六 農業者年金基金を監督すること。

第十四条の二中第八号を第九号とし、第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。

七 農業者年金基金を指導監督すること。

第三十六條の四中「第六十二号の六」を「第六十二号の七」に改める。

(農林省設置法の一部改正)

第十三条 農林省設置法(昭和二十四年法律第百五十三号)の一部を次のように改正する。

第九条第一項第六号の次に次の一号を加える。

六の二 農業者年金基金の指導監督を行なうこと。

(地方税法の一部改正)

第十四条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第七十二条の五第一項第四号中「中小企業退職金共済事業団」を「農業者年金基金、中小企業退職金共済事業団」に改める。

第七十三条の四第一項第九号の二の次に次の一号を加える。

九の三 農業者年金基金が農業者年金基金法

(昭和四十五年法律第 号)第十九条第一項第二号に規定する業務の用に供する不

動産で政令で定めるもの

(農地法の一部改正)

第十五条 農地法の一部を次のように改正する。

第三条第一項第七号の次に次の一号を加える。

七の二 農業者年金基金が農業者年金基金法(昭和四十五年法律第 号)第十九条第一項第二号に掲げる業務の実施により所有権を取得する場合

第七条第一項第七号の次に次の一号を加える。

七の二 農業者年金基金が所有し、かつ、農業者年金基金法第十九条第一項第二号に掲げる業務の実施により売り渡すまでの間一時貸し付けている小作地

(所得税法の一部改正)

第十六条 所得税法(昭和四十年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の表中農業協同組合中央会の項の次に次のように加える。

農業者年金基金
(昭和四十五年法律第 号)

農業者年金基金
(昭和四十五年法律第 号)

(法人税法の一部改正)

第十七条 法人税法(昭和四十年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。

別表第二第一号の表中農業協同組合中央会の項の次に次のように加える。

農業者年金基金
(昭和四十五年法律第 号)

(印紙税法の一部改正)

第十八条 印紙税法(昭和四十二年法律第二十三号)の一部を次のように改正する。

別表第三中港灣労働法(昭和四十年法律第百二十号)に定める納付金その他の徴収金の納付に関する文書の項の次に次のように加える。

農業者年金基金法(昭和四十五年法律第 号)第十九条第一項第一号(業務の範囲)に掲げる農業者年金事業に関する文書

(登録免許税法の一部改正)

第十九条 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

二十六の二 農業者年金基金法(昭和四十五年法律第 号)

一 事務所用建物の所有権の取得登記又は当該建物の敷地の用に供する土地の権利の取得登記	二 農業者年金基金法第十九条第一項第二号及び第二項(業務の範囲)に規定する業務のための別表第一の第一号に掲げる登記
--	---

(国民年金法の一部改正)

第二十条 国民年金法の一部を改正する法律(昭和四十四年法律第八十六号)の一部を次のように改正する。

附則第二十九条を次のように改める。

(厚生省設置法の一部改正)

第二十九条 厚生省設置法(昭和二十四年法律第百五十一号)の一部を次のように改正する。

第五条中第六十二号の八を第六十二号の九とし、第六十二号の七を第六十二号の八とし、第六十二号の六を第六十二号の七とし、第六十二号の五の次に次の一号を加える。

六十二の六 国民年金基金の設立又は規約の変更を認可し、これに對しその事業の状況に関する報告をさせ、その状況を検査し、その他監督上必要な命令又は処分をすること。

第十四条の二中第九号を第十号とし、第八号を第九号とし、第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。

七 国民年金基金を指導監督すること。

第三十六条の四中「第六十二号の七」を「第六十二号の八」に改める。

別表

資格喪失日又は死亡日の属する月の前月までの農業者年金の被保険者期間に係る資格喪失日又は死亡日の前日における保険料納付済期間	金 額
三年以上 四年未満	三〇、〇〇〇円
四年以上 五年未満	四〇、〇〇〇円
五年以上 六年未満	五〇、〇〇〇円

六年以上 七年未満	六五、〇〇〇円
七年以上 八年未満	八〇、〇〇〇円
八年以上 九年未満	九五、〇〇〇円
九年以上 一〇年未満	一一〇、〇〇〇円
一〇年以上 一一年未満	一二五、〇〇〇円
一一年以上 一二年未満	一四〇、〇〇〇円
一二年以上 一三年未満	一五五、〇〇〇円
一三一年以上 一四年未満	一七〇、〇〇〇円
一四年以上 一五年未満	一八五、〇〇〇円
一五年以上 一六年未満	二〇〇、〇〇〇円
一六年以上 一七年未満	二一五、〇〇〇円
一七年以上 一八年未満	二三〇、〇〇〇円
一八年以上 一九年未満	二四五、〇〇〇円
一九年以上 二〇年未満	二六〇、〇〇〇円
二〇年以上 二一年未満	二七五、〇〇〇円
二一年以上 二二年未満	二九〇、〇〇〇円
二二年以上 二三年未満	三〇五、〇〇〇円
二三年以上 二四年未満	三二〇、〇〇〇円
二四年以上 二五年未満	三三五、〇〇〇円
二五年以上 二六年未満	三五〇、〇〇〇円
二六年以上 二七年未満	三六五、〇〇〇円
二七年以上 二八年未満	三八〇、〇〇〇円
二八年以上 二九年未満	三九五、〇〇〇円
二九年以上 三〇年未満	四一〇、〇〇〇円
三〇年以上 三一年未満	四二五、〇〇〇円
三一年以上 三二年未満	四四〇、〇〇〇円
三二年以上 三三年未満	四五五、〇〇〇円
三三年以上 三四年未満	四七〇、〇〇〇円
三四年以上 三五年未満	四八五、〇〇〇円
三五年以上 三六年未満	五〇〇、〇〇〇円
三六年以上 三七年未満	五一五、〇〇〇円
三七年以上 三八年未満	五三〇、〇〇〇円
三八年以上 三九年未満	五四五、〇〇〇円
三九年以上	五六〇、〇〇〇円

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

農業協同組合合併助成法の一部を改正する法律案

右の本院提出案をここに送付する。

昭和四十五年五月十二日

衆議院議長 船田 中
参議院議長 重宗 雄三殿

農業協同組合合併助成法の一部を改正する法律

農業協同組合合併助成法（昭和三十六年法律第四十八号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「三十一日まで」の下に「及び農業協同組合合併助成法の一部を改正する法律（昭和四十五年法律第 号）の施行の日から昭和四十七年三月三十一日まで」を加える。

附 則
この法律は、公布の日から施行する。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

農林物資規格法の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。
昭和四十五年五月八日

衆議院議長 船田 中
参議院議長 重宗 雄三殿

農林物資規格法の一部を改正する法律案

農林物資規格法の一部を改正する法律

農林物資規格法（昭和二十五年法律第七十五号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律

第一条中「且つ」を「かつ」に、「消費の合理化を図り、あわせて」を「消費の合理化を図るとともに、農林物資の品質に関する適正な表示を行なわせることによつて一般消費者の選択に資し、もつて」に改める。

第二条第一項を次のように改める。

この法律で「農林物資」とは、次の各号に掲げる物資をいう。ただし、酒類並びに薬事法（昭和三十五年法律第四十五号）に規定する医薬品、医薬部外品及び化粧品を除く。

一 飲食料品及び油脂

二 農産物、林産物、畜産物及び水産物並びにこれらを原料又は材料として製造し、又は加工した物資（前号に掲げるものを除く。）であつて、政令で定めるもの

第二条第二項中「農林物資の等級及びその標準（荷造、包装等の条件を含む。）」を「農林物資の品質（その形状、寸法、量目又は荷造り、包装等の条件を含む。以下同じ。）についての基準及びその品質に関する表示（名称の表示を含む、栄養成分の表示を除く。以下同じ。）の基準」に、「第八条」を「第七条」に改め、同条第三項中「第十七条第二項」を「第十六条第二項」に改める。

第三条第二項及び第三項を次のように改める。

2 調査会は、農林大臣の諮問に依り、日本農林規格の制定及び普及、農林物資の品質に関する表示の適正化その他この法律の施行に関する重要事項を調査審議する。

3 調査会は、前項に規定する事項に関し、農林大臣に意見を述べることができる。

第四条第一項中「五十人」を「二十人」に改め、同条第二項から第四項までを次のように改める。

2 調査会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

3 委員は学識経験のある者のうちから、専門委員は関係行政機関の職員又は学識経験のある者のうちから、それぞれ農林大臣が任命する。

4 委員及び専門委員は、非常勤とする。

第六條を次のように改める。

第六條 前三條に規定するもののほか、調査会の組織及び運営に關し必要な事項は、省令で定める。

第七條を削る。

第八條に次の二項を加える。

3 農林大臣は、需要者がその購入に際し容易にその品質を識別することができると認められる農林物資について、第一項の規定により規格を制定するときは、その品質に關する表示の基準を定めなければならない。

4 農林大臣は、第一項の規定により規格を制定しようとするときは、調査会の意見をきかなければならない。

第八條を第七條とし、第九條を第八條とし、第十條を削る。

第十一條中「前三條」を「前二條」に改め、同條を第九條とし、第十二條から第十四條までを二條ずつ繰り上げる。

第十五條第四項中「前三項」を「前各項」に、「外」を「ほか」に改め、同項を同條第五項とし、同條第一項から第三項までを一項ずつ繰り下げ、同條に第一項として次の一項を加え、同條を第十三條とする。

農林大臣は、必要があると認めるときは、日本農林規格を制定すべきかどうか、又は制定すべき日本農林規格の案について、公聴会を開いて利害關係人の意見をきくことができる。

第十六條の見出しを「格付けの表示」に改め、同條第二項中「規格証票」を「格付けの表示」に、「により表示されたもの」を「による表示」に改め、同項を同條第三項とし、同條第一項中「条例で定めるところにより」の下に、「省令で定める格付けの方法に従い」を加え、「により格付けを行った」を「による格付けを行つた」に、「格付けをしたこととを証票(以下「規格証票」という。))を「格付けをしたことを示す特別な表示(以下「格付けの表示」という。))に、「省令で定めるところにより」を

「当該省令で定める格付けの方法に従い」に改め、同項の次に次の一項を加える。

2 農林省の機関、都道府県又は登録格付機関は、日本農林規格による農林物資の格付けを円滑に実施するため特に必要があるときは、あらかじめ農林大臣の承認を受けて、その格付けに關する業務のうち日本農林規格に適合するかどうかの判定その他の省令で定める業務以外のものである農林物資の製造若しくは加工(調整又は選別を含む。以下同じ。)を業とする者(以下「製造業者」という。)に行なわせ、又はその行なう判定の結果に基づいて当該農林物資の製造業者に当該農林物資若しくはその包装若しくは容器に格付けの表示を附させることができる。

第十六條を第十四條とし、同條の次に次の一項を加える。

第十五條 前條第二項の規定に基づき格付けの表示を附することができる農林物資の製造業者で農林大臣の認定を受けたものは、その表示を能率的に行なうため特に必要があるときは、同條第一項の規定による格付け前に、当該農林物資又はその包装若しくは容器に格付けの表示を附しておくことができる。

2 前項の規定により当該物資又はその包装若しくは容器に格付けの表示が附された農林物資は、前條第一項の規定による格付けが行なわれた後でなければ、譲り渡し、譲渡しの委託をし、又は譲渡しのために陳列してはならない。

3 第一項の規定により農林物資又はその包装若しくは容器に格付けの表示を附した農林物資の製造業者は、その表示が、当該農林物資に係る前條第一項の規定による格付けの結果と一致しないことが明らかとなつたときは、遅滞なく、その表示を除去し、又はまつ消しなければならぬ。

4 第一項の認定の技術的基準は、省令で定め第十七條第一項中「一萬元」を「二萬元」に改め、

同條第二項を次のように改める。

2 農林大臣は、前項の規定による登録の申請が次の各号に掲げる要件のすべてに適合していると認められるときは、省令で定めるところにより、その登録をしなければならない。

一 当該申請に係る農林物資の格付けのために使用する機械器具その他の設備、その格付けに従事する者の資格及び人員並びにその格付けを行なう区域が、これらの事項について農林大臣が定める基準に適合するものであること。

二 当該申請をした者が、営利を目的としない法人であり、かつ、当該申請に係る農林物資の格付けを適確かつ円滑に行なうのに十分な経理的基礎を有する者であること。

三 その登録をすることによつて当該申請に係る農林物資の格付けの能力が著しく過剰とならないこと。

第十七條第三項中「左の」を「次の」に改め、同條第一号中「行」を行なうに、「終り」を終わり」に改め、同條第二号中「次條第一項」を「第十七條の二第一項又は第二項」に、「取消」を「取消し」に改め、同條第三号を次のように改める。

三 第十七條の二第一項又は第二項の規定による登録の取消しの日前三十日以内にその取消しに係る法人の業務を行なう役員であつた者でその取消しの日から一年を経過しないものがその業務を行なう役員となつて法人

第十七條第四項各号列記以外の部分中「左」を「次に」に、「行」を行なうに改め、同條第一号中「登録番号」を「登録年月日及び登録番号」に改め、同條第三号中「格付けを行」を「格付けを行なう」に改め、同項に次の一号を加える。

四 登録格付機関が格付けを行なう区域及び格付けを行なう登録格付機関の事業所の所在地第十七條第六項中「第四項第二号」を「第四項第二号若しくは第四号」に、「について変更があつたとき」を「を変更したとき、又はその登録に係る

農林物資の格付けに關する業務を廃止したとき」に改め、同條を第十六條とし、同條の次に次の一項を加える。

(登録格付機関の格付けの義務)
第十七條 登録格付機関は、登録に係る種類の農林物資について格付けを行なうべきことを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、遅滞なく、その格付けを行なわなければならない。

第十七條の二の見出し中「取消」を「取消し」に改め、同條第三項中「第一項の下に」又は「第二項」を加え、同項を同條第四項とし、同條第二項中「前項」を「第一項又は前項」に、「行い」を行ない」に改め、同項を同條第三項とし、同條第一項中「左の」を「次の」に、「期間」を「一年以内の期間」に、「行」を行なう格付け」に改め、同條第一号中「前條第二項に規定する登録基準」を「第十六條第二項第一号又は第二号に掲げる要件」に改め、同條第三号中「基」を「基づく」に改め、同項の次に次の一項を加える。

2 農林大臣は、前項に規定する場合のほか、登録格付機関が、正当な理由がないのに、その登録を受けた日から一年を経過してもなおその登録に係る農林物資の格付けに關する業務を開始せず、又は一年以上経過してその格付けに關する業務を停止したときは、その登録を取り消すことができる。

第十八條を次のように改める。
(格付けの表示の禁止)
第十八條 農林省の機関、都道府県及び登録格付機関以外の者は、農林物資又はその包装若しくは容器に格付けの表示を附してはならない。ただし、農林物資の製造業者が、第十四條第二項又は第十五條第一項の規定に基づき、その製造若しくは加工に係る農林物資又はその包装若しくは容器に格付けの表示を附する場合には、この限りでない。

2 農林省の機関、都道府県又は登録格付機関

は、第十四条第一項の規定による格付けを行なつた場合でなければ、農林物資又はその包装若しくは容器に格付けの表示を附してはならない。

3 何人も、農林物資又はその包装若しくは容器に格付けの表示と紛らわしい表示を附してはならない。

第十九条中「規格証票」を「格付けの表示」に、「まつ消した」を「除去し、又はまつ消した」に改める。

第十九条の次に次の三条を加える。

(改善命令等)

第十九条の二 農林大臣は、登録格付機関の行なう格付け又は農林物資の製造業者が第十四条第二項の規定に基づき行なう格付け（農林物資の製造業者が同項又は第十五条第一項の規定に基づき行なう格付けの表示を含む。）が適当でないとき、当該登録格付機関又は製造業者に対し、期間を定めてその改善を命じ、又は格付けの表示の除去若しくはまつ消を命ずることが出来る。

(製造業者等が守るべき表示の基準)

第十九条の三 農林大臣は、日本農林規格が制定されている農林物資（日本農林規格を制定することが必要と認められる農林物資で、相当と認められる期間内にこれに係る日本農林規格が制定されると見込まれるものを含む。）で、一般消費者がその購入に際してその品質を識別することが特に必要であると認められるものうち、一般消費者の経済的利益を保護するためその品質に関する表示の適正化を図る必要があるものとして政令で指定するものについては、その指定のあつた後すみやかに、その品質に関する表示について、その製造業者又は販売業者が守るべき基準を定めなければならない。

2 農林大臣は、日本農林規格の制定されている農林物資について、前項の規定により品質に関する表示の基準を定める場合には、当該日本農

林規格において定める品質に関する表示の基準に準拠しなければならない。

3 農林大臣は、第一項の規定により品質に関する表示の基準を定めたときは、遅滞なく、これを告示しなければならない。

4 第七條第四項並びに第十三條第一項、第四項及び第五項の規定は第一項の場合について、第十三條第二項から第五項までの規定は第一項の規定により定められた品質に関する表示の基準について準用する。

(表示に関する指示等)

第十九条の四 農林大臣は、前条第一項の規定により定められた品質に関する表示の基準を守らない製造業者又は販売業者があるときは、当該製造業者又は販売業者に対し、その基準を守るべき旨の指示をすることが出来る。

2 農林大臣は、前項の指示に従わない製造業者又は販売業者があるときは、その旨を公表することが出来る。

第二十條及び第二十一條を次のように改める。

(報告及び立入検査)

第二十條 農林大臣は、この法律の施行に必要な限度において、都道府県若しくは登録格付機関に対し、格付けに関する業務に関し必要な報告を求め、又はその職員に、登録格付機関の事務所、事業所若しくは倉庫に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることが出来る。

2 農林大臣は、この法律の施行に必要な限度において、第十四條第二項の規定に基づき格付けに関する業務の一部を行ない、若しくは格付けの表示を附する製造業者若しくは第十九條の三第一項の規定により品質に関する表示の基準が定められている農林物資の製造業者若しくは販売業者に対し、その格付け（格付けの表示を含む。）以下この項において同じ。若しくは品質に関する表示に關し必要な報告を求め、又はその職員に、これらの者の工場、店舗、事務所若し

くは倉庫その他の場所に立ち入り、格付け若しくは品質に関する表示の状況若しくは農林物資、その原料、帳簿、書類その他の物件を検査させることが出来る。

3 第一項又は前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

4 第一項又は第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(農林大臣に対する申出)

第二十一條 何人も、次に掲げる場合には、省令で定める手続に従い、その旨を農林大臣に申し出て適切な措置をとるべきことを求めることが出来る。

一 格付けの表示を附された農林物資が日本農林規格に適合しないと認めるとき。

二 農林物資の品質に関する表示が適正でないため一般消費者の利益が害されていると認めるとき。

2 農林大臣は、前項に規定する申出があつたときは、必要な調査を行ない、その申出の内容が事実であると認めるときは、第十九條の二から第十九條の四までに規定する措置その他の適切な措置をとらなければならない。

第二十二條を削る。

第二十三條の見出し中「食品衛生法」を「食品衛生法等」に改め、同条中「食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）」の下に「又は不当景品類及び不当表示防止法（昭和三十一年法律第百三十四号）」を加え、同条を第二十二條とし、同条の次に次の一條を加える。

(権限の委任)

第二十三條 この法律に規定する農林大臣の権限は、政令で定めるところにより、その一部を地方支分部局の長又は都道府県知事に委任することが出来る。

第二十四條中「左の」を「次の」に改め、同条

第三號を同条第四號とし、同条第二號中「第十八條第一項」を「第十八條第一項又は第三項」に改め、同號を同条第三號とし、同条第一號中「第十三條」を「第十一條」に改め、同號の次に次の一號を加える。

二 第十五條第二項又は第三項の規定に違反した者

第二十四條の二中「左の」を「次の」に改め、同条第二號を同条第三號とし、同条第一號中「第十四條」を「第十二條」に改め、同號の次に次の一號を加える。

二 第十四條第二項の規定に違反して、農林大臣の承認を受けないで、製造業者に格付けに関する業務を行なわせ、又は格付けの表示を附させたとき。

第二十四條の三を次のように改める。

第二十四條の三 次の各号の一に該当する者は、五万円以下の罰金に処する。

一 第十七條の三第一項の規定に違反した者

二 第二十條第二項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第二十四條の四中「左の」を「次の」に改め、同条第一號中「第十七條第六項」を「第十六條第六項」に改め、同条第三號及び第四號を次のように改める。

三 第十九條の二の規定による格付けの表示の除去又はまつ消の命令に違反したとき。

四 第二十條第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して三十日を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

昭和四十五年五月十三日 参議院會議録第十七号

農業者年金基金法案外二件 議事日程追加の件

裁判所法の一部を改正する法律案

八五六

(経過規定)

- 2 この法律の施行の際現に改正前の農林物資規格法(以下「旧法」という。)第八条第一項の規定により制定されている日本農林規格は、改正後の農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律(以下「新法」という。)第七条第一項の規定により制定された日本農林規格とみなす。
- 3 この法律の施行前に旧法第十六条第一項の規定により附した規格証票は、新法第十九条又は第二十一条の規定の適用に関しては、格付けの表示とみなす。
- 4 この法律の施行の日から起算して一年を経過するまでの間は、都道府県は、新法第十四条第一項の規定にかかわらず、この法律の施行の際現に条例で定められている格付けの方法に従い、農林物資について日本農林規格による格付けを行ない、当該農林物資又はその包装若しくは容器に格付けの表示を附することができる。
- 5 前項の規定により格付けを行なう都道府県については、新法第十八条第二項の規定の適用については、同項中「第十四条第一項」とあるのは、「農林物資規格法の一部を改正する法律(昭和四十五年法律第 号)附則第四項」とする。
- 6 この法律の施行の際現に旧法第十七条第二項の規定により農林大臣の登録を受けている法人は、新法第十六条第二項の規定により農林大臣の登録を受けた登録格付機関とみなす。
- 7 前項の規定により登録格付機関とみなされた法人についての登録の取消し及び日本農林規格により行なう格付けの停止の命令については、新法第十七条の二第一項及び第二項の規定にかかわらず、この法律の施行の日から起算して一年を経過するまでの間は、なお従前の例による。
- 8 前六項に規定するものは、この法律の施行前に旧法又は旧法に基づく命令の規定によつてした処分、手続その他の行為は、新法又は新法に基づく命令の相当規定によつてしたものとする。

みなす。

- 9 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
- 10 農林省設置法(昭和二十四年法律第五十三号)の一部を次のように改正する。
第二十五条第二項中「農林物資」の下に「及び表示の基準(農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律(昭和二十五年法律第七十五号)第十九条の三第一項に規定する品質に関する表示の基準をいう。)の定められた農林物資を加え、「及び登録格付機関」を並びに登録格付機関(同法第十四条第二項の規定に基づき格付けに関する業務の一部を行なう同項の製造業者を含む。)」に改める。
第三十四条第一項の表中農林物資規格調査会の項を次のように改める。

農林物資規格調査会

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律
によりその権限に属させた
事項を行なうこと。

(工業標準化法の一部改正)

- 11 工業標準化法(昭和二十四年法律第八十五号)の一部を次のように改正する。
第二条第一号中「食料品その他農林物資規格法(昭和二十五年法律第七十五号)による農林物資」を「農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律(昭和二十五年法律第七十五号)による農林物資」に改める。
- 12 農産物検査法(昭和二十六年法律第四十四号)の一部を次のように改正する。
第六条第一項中「農林物資規格法」を「農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律」に改める。

〔國田清充君登壇、拍手〕

○國田清充君 ただいま議題となりました三法案

につきます。委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、農業者年金基金法案は、農業者の老後生活の安定、農業経営の近代化に資するため、農業者年金基金を設立し、その業務として、農業者の経営移譲及び老齢についての年金の給付並びに離農希望者の農地の買い入れ、売り渡し等の事業及び一定期間、年金の被保険者以外の者に対する離農給付金の支給等の事業を行なうことを内容とするものであります。

第二に、衆議院農林水産委員長提出の農業協同組合合併助成法の一部改正案は、農協の合併経営計画の樹立及び認定に関する措置等を、さらに一定期間実施しようとするものであります。

第三に、農林物資規格法の一部改正案は、対象範囲の拡大、一定の農林物資についての適正な品質表示の義務づけ等の措置を講じようとするものであります。

委員会における審査の詳細は会議録により御承知願います。

三法案とも質疑を終わり、討論に入りましたところ、農業者年金法案については、共産党を代表して河田委員から、農林物資規格法改正案については、公明党を代表して藤原委員から、それぞれ反対討論があり、三法案を順次採決の結果、三法案はいずれも多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、農業者年金法案及び農林物資規格法改正案に対しては附帯決議を行ないました。

以上御報告いたします。(拍手)

○副議長(安井謙君) 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。

まず、農業者年金基金法案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長(安井謙君) 過半数と認めます。よつ

て、本案は可決せられました。

○副議長(安井謙君) 次に、農業協同組合合併助成法の一部を改正する法律案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長(安井謙君) 過半数と認めます。よつて、本案は可決せられました。

○副議長(安井謙君) 次に、農林物資規格法の一部を改正する法律案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長(安井謙君) 過半数と認めます。よつて、本案は可決せられました。

○副議長(安井謙君) この際、日程に追加して、裁判所法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○副議長(安井謙君) 御異議ないと認めます。

まず、委員長長の報告を求めます。法務委員長小平芳平君。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

裁判所法の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。
昭和四十五年四月十七日

衆議院議長 船田 中
参議院議長 重宗 雄三殿

裁判所法の一部を改正する法律案

裁判所法の一部を改正する法律案

裁判所法(昭和二十二年法律第五十九号)の一部を次のように改正する。

第三十三条第一項第一号中「十万円」を「三十万円」に改める。

附則

(施行期日)

1 この法律は、昭和四十五年七月一日から施行する。

(経過措置)

2 この法律の施行前に地方裁判所に訴えの提起があつた事件については、この法律による改正後の裁判所法第三十三条第一項第一号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(民事訴訟法の一部改正)

3 民事訴訟法(明治二十三年法律第二十九号)の一部を次のように改正する。

第二十二條第二項中「十万円」を「三十万円」に改める。

「小平芳平君登壇、拍手」

○小平芳平君 たいだいま議題となりました裁判所法の一部を改正する法律案について、法務委員会における審査の経過と結果を報告いたします。

本法律案の趣旨は、最近の経済事情の変動にかんがみ、簡易裁判所が取り扱うことができる民事事件の訴訟物の価額の上限十万円を三十万円に引き上げるものであります。

委員会におきましては、本案は、四月二十三日提案理由説明を聴取し、同じく二十八日より質疑に入り、五月七日には参考人の意見を聞き、また本法案の関連諸法の審査をするなど、終始熱心な質疑を行ないました。

質疑のおもなる内容は、立案過程における法曹間の意見調整、簡易裁判所の基本的性格と現状、改正の要因である経済事情の変動の指標、改正に伴う事件数配分の変動予測とそれに応ずる地裁、

簡裁の人的、物的措置の要否などでありましたが、詳細は会議録に譲ります。

質疑を終わり、討論に入り、日本社会党を代表し亀田委員から本法律案に反対の旨の討論がありました。

討論を終わり、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次いで、委員会は各派共同提案の附帯決議を全会一致をもって行ないました。

以上御報告いたします。(拍手)

○副議長(安井謙君) 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。

本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○副議長(安井謙君) 過半数と認めます。よって、本案は可決せられました。

○副議長(安井謙君) この際、日程に追加して、防衛庁設置法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題とすることに御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○副議長(安井謙君) 御異議ないと認めます。まず、委員長長の報告を求めます。内閣委員長西村尚治君。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

防衛庁設置法等の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。
よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和四十五年四月二十八日

衆議院議長 船田 中

参議院議長 重宗 雄三殿

防衛庁設置法等の一部を改正する法律案

防衛庁設置法等の一部を改正する法律案

(防衛庁設置法の一部改正)

第一条 防衛庁設置法(昭和二十九年法律第六十四号)の一部を次のように改正する。

第七條中「三万七千八百十三人」を「三万八千三百二十三人」に、「四万四千八百十三人」を「四万四千六百五十七人」に、「二十五万八千七百七十四人」を「二十五万九千五百八十八人」に改める。

第四十九條中「中央調達不動産審議会及び被害者給付金審査会」を「防衛施設中央審議会」に改める。

第五十條の見出しを「防衛施設中央審議会」に改め、同条第一項中「中央調達不動産審議会」を「防衛施設中央審議会」に改め、同項各号を次のように改める。

一 自衛隊の施設又は駐留軍の使用に供する施設及び区域(以下この項において「防衛施設」といふ。)に係る不動産並びにこれに附属する不動産の評価

二 自衛隊法第五十條第二項又は日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約に基づき日本国にあるアメリカ合衆国の軍隊の水面の使用に伴う漁船の操業制限等に関する法律第二條第一項の規定による損失の補償

三 防衛施設周辺の整備等に関する法律第九條第一項又は日本国に駐留するアメリカ合衆国軍隊等の行為による特別損失の補償に関する法律第一條第一項の規定による損失の補償

四 前号に掲げるもののほか、防衛施設の運用による障害に関する事項

第五十條第八項中「中央調達不動産審議会」を「防衛施設中央審議会」に改め、同項を同条第九項とし、同条第七項を同条第八項とし、同条第六項中「中央調達不動産審議会」を「防衛施設中央審議会」に改め、「学識経験のある者の

うちから任命された」を削り、同項を同条第七項とし、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項中「関係行政機関の職員及び第一項各号に掲げる事項に關し」を削り、同項を同条第五項とし、同条第三項中「中央調達不動産審議会」を「防衛施設中央審議会」に、「二十三人」を「二十人」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「中央調達不動産審議会」を「防衛施設中央審議会」に改め、同項の次に次の一項を加える。

3 防衛施設中央審議会は、連合国占領軍等の行為等による被害者等に対する給付金の支給に關する法律第十七條の規定による防衛施設庁長官の諮問に應じ、意見を述べることができ。

第五十一條を次のように改める。

第五十一條 削除

第五十五條第一項中「地方調達不動産審議会」を「防衛施設地方審議会」に改め、同条第二項中「地方調達不動産審議会」を「防衛施設地方審議会」に、「第五十條第一項各号」を「第五十條第一項第一号から第三号まで」に改め、同条第三項中「地方調達不動産審議会」を「防衛施設地方審議会」に、「三十人」を「二十人」に改め、同条第四項中「関係行政機関の職員及び第五十條第一項各号に掲げる事項に關し」を削り、同条第六項中「地方調達不動産審議会」を「防衛施設地方審議会」に改め、「学識経験のある者のうちから任命された」を削り、同条第八項中「地方調達不動産審議会」を「防衛施設地方審議会」に改める。

第六十一條第一項中「中央調達不動産審議会、被害者給付金審査会及び地方調達不動産審議会」を「防衛施設中央審議会及び防衛施設地方審議会」に、「審議会等」を「審議会」に改

昭和四十五年五月十三日 参議院會議録第十七号 防衛庁設置法等の一部を改正する法律案

め、同条第三項中「審議会等」を「審議会」に改める。

(自衛隊法の一部改正)

第二条 自衛隊法(昭和二十九年法律第百六十五号)の一部を次のように改正する。

第二条第五項中「中央調達不動産審議会、被害者給付金審査会及び地方調達不動産審議会」を「防衛施設中央審議会及び防衛施設地方審議会」に改める。

第三十二条第一項中「三等陸尉」の下に「准陸尉」を加え、同条第二項中「三等海尉」の下に「准海尉」を加え、同条第三項中「三等空尉」の下に「准空尉」を加える。

第六十六条第二項中「三万三千人」を「三万六千三百人」に改める。

別表第二中

3等陸尉	3等海尉	3等空尉	俸給月額
44,100	44,100	44,100	44,100
45,400	45,400	45,400	45,400
46,800	46,800	46,800	46,800
49,400	49,400	49,400	49,400
52,000	52,000	52,000	52,000
54,700	54,700	54,700	54,700
57,400	57,400	57,400	57,400
60,200	60,200	60,200	60,200
62,900	62,900	62,900	62,900
65,400	65,400	65,400	65,400
67,900	67,900	67,900	67,900
70,300	70,300	70,300	70,300
72,700	72,700	72,700	72,700
75,000	75,000	75,000	75,000
77,300	77,300	77,300	77,300
79,600	79,600	79,600	79,600
81,800	81,800	81,800	81,800
83,900	83,900	83,900	83,900
85,400	85,400	85,400	85,400
86,800	86,800	86,800	86,800
88,200	88,200	88,200	88,200

に改める。

3等陸尉	3等海尉	3等空尉	俸給月額
44,100	44,100	44,100	44,100
45,400	45,400	45,400	45,400
46,800	46,800	46,800	46,800
49,400	49,400	49,400	49,400
52,000	52,000	52,000	52,000
54,700	54,700	54,700	54,700
57,400	57,400	57,400	57,400
60,200	60,200	60,200	60,200
62,900	62,900	62,900	62,900
65,400	65,400	65,400	65,400
67,900	67,900	67,900	67,900
70,300	70,300	70,300	70,300
72,700	72,700	72,700	72,700
75,000	75,000	75,000	75,000
77,300	77,300	77,300	77,300
79,600	79,600	79,600	79,600
81,800	81,800	81,800	81,800
83,900	83,900	83,900	83,900
85,400	85,400	85,400	85,400
86,800	86,800	86,800	86,800
88,200	88,200	88,200	88,200

附則

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(勲賞等の期間を有する准陸尉等の退職年金等の受給資格に関する特例)

第二条 警察監獄職員(国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法(昭和三十三年法律第百二十九号)以下「施行法」という。)第二十一条第一項第四号の二に規定する警察監獄職員をいう。以下同じである。恩給更新組合員(同法第四十二条第一項に規定する恩給更新組合員をいう。)又は当該恩給更新組合員であつた者のうち、この法律の施行の際に「一等陸曹、一等海曹又は一等空曹以下の自衛官(以下「二等陸曹等」という。)として在職している者が、その者の意思によることなく引き続き准陸尉、准海尉若しくは准空尉である自衛官(以下「准陸尉等」という。)となり、当該准陸尉等として退職

した場合又は当該准陸尉等からその者の意思によることなく引き続き三等陸尉、三等海尉若しくは三等空尉以上の自衛官(以下「幹部自衛官」という。)となり、当該幹部自衛官として退職した場合(同法第四十四条第三項各号に掲げる法令の規定により退職年金を受ける権利を有することとなる場合を除く。)において、その者の昭和三十四年十月一日前の警察在職年(同法第二条第一項第十四号の二に規定する警察在職年をいう。以下同じ。)が八年以上である者にあつては、その者の准陸尉等(同項第三号に規定する准陸尉等をいう。以下同じ。)であつた期間が二年以上、その者の同日前の警察在職年が四年以上八年未満である者にあつては、その者の准陸尉等であつた期間が六年以上、その者の同日前の警察在職年が四年未満である者にあつては、その者の准陸尉等であつた期間が八年以上であり、かつ、衛

視等であつた期間の年数と准陸尉等であつた期間及び幹部自衛官であつた期間の年数とを合算した年数が十五年以上であるときは、その者に退職年金を支給し、通算退職年金、退職一時金又は廃疾一時金は、支給しない。この場合においては、当該退職年金は、同法第四十四条第一項の規定による退職年金とみなす。

2 施行法第四十五条から第四十八条の二までの規定は、前項の規定の適用を受ける者に係る退職年金その他の長期給付について準用する。この場合において、同法第四十五条第一項中「第二項」とあるのは「第二項若しくは防衛庁設置法等の一部を改正する法律(昭和四十五年法律第二号)以下「一部改正法」という。)附則第二条第一項」と、同法第四十五条の四及び第四十六条第一項中「第二項」とあるのは「第二項若しくは一部改正法附則第二条第一項」と、同法第四十五条の五及び第四十七条第一項中「又は第二項」とあるのは「若しくは第二項又は一部改正法附則第二条第一項」と読み替へるものとする。

第三条 警察監獄職員の期間を有する准陸尉等の退職年金等の額の保障

第三條 警察監獄職員として勤務した期間を有する者のうち、この法律の施行の際に「一等陸曹等」として在職している者が、その者の意思によることなく引き続き准陸尉等となり、当該准陸尉等として退職し、若しくは死亡した場合又は当該准陸尉等からその者の意思によることなく引き続き幹部自衛官となり、当該幹部自衛官として退職し、若しくは死亡した場合において、その者に係る施行法第四十一条から第四十三条まで(同法第四十一条第一項又は第四十二条第一項において準用する場合を含む。)の規定を適用して算定した額が、その者の准陸尉等及び幹部自衛官であつた間、一等陸曹等であつたものとみなして同法第四十五条から第四十五条の三まで(同法第四十八條の三において準用する場合を

含む。)の規定を適用して算定した額より少ないときは、その者の准陸尉等及び幹部自衛官であつた間、一等陸曹等であつたものとみなして、同法第八章第二節の規定を適用して算定した額とする。

(関係法律の一部改正)

第四条 国家公務員法(昭和二十二年法律第百二十号)の一部を次のように改正する。

第二条第三項第十六号中「中央調達不動産審議会、被害者給付金審査会及び地方調達不動産審議会」を「防衛施設中央審議会及び防衛施設地方審議会」に改める。

第五条 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法(昭和二十七年法律第百四十号)の一部を次のように改正する。

第十二条第二項中「中央調達不動産審議会」を「防衛施設中央審議会」に改める。

第六条 連合国占領軍等の行為等による被害者等に対する給付金の支給に関する法律(昭和三十三年法律第百二十五号)の一部を次のように改正する。

目次中「第四章 被害者給付金審査会(第十九条第二十一条)」を「第四章 削除」に改める。

第十七条中「被害者給付金審査会」を「防衛施設中央審議会」に改める。

第四章 削除

第十九条から第三十一条まで 削除

〔西村尚治君登壇、拍手〕

○西村尚治君 ただいま議題となりました法律案につきまして、内閣委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法の内容は、第一に、防衛庁設置法の一部を改正して、自衛官の定数を二十五万九千五百十八

人とすること、防衛施設庁の現行二つの審議会を統合して防衛施設中央審議会とすること、第二に、自衛隊法の一部を改正して、自衛官の階級として准尉制度を新設するとともに、予備自衛官の員数を三万六千三百人に増員すること、第三に、防衛庁職員給与法の一部を改正して、自衛官俸給表に准尉の俸給月額を定めること等であります。

委員会におきましては、現下内外の諸情勢にかんがみ、十分に審査を尽くす方針のもとに、内閣総理大臣をはじめ、防衛庁長官、外務大臣その他関係政府委員の出席を求めて熱心に質疑を行ないました。

質疑の内容は、国防の基本方針改定の有無、防衛力整備計画と国会との関係、第四次防衛力整備計画の策定方針等のほか、わが国の防衛に関する各般の問題にわたって論及されたのであります。その詳細は会議録に譲りたいと存じます。

質疑を終わって、討論に入りましたところ、日本社会党を代表して上田委員より反対、自由民主党を代表して八田委員より賛成、公明党を代表して峯山委員、民社党を代表して片山委員、日本共産党を代表して岩間委員より、それぞれ反対の旨の発言がありました。

次いで、採決の結果、本法案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。以上をもって御報告を終わります。(拍手)

○副議長(安井謙君) 本案に対し、討論の通告がございます。順次発言を許します。山崎昇君。

「山崎昇君登壇、拍手」

○山崎昇君 私は、日本社会党を代表して、ただいま議題となった防衛関係法案に対し反対の討論を行なうものであります。(拍手)

個人の名前を出して恐縮ですが、自民党の国防部長をしておられる源田参議院議員の定義によると、「脅威とは、意図と能力の二つがあつて初めて成立する」、「意図があつても能力がなければ、能力があつても意図がなければ脅威にならない」と。そして、極東における武力侵略について日本

が当面しているのは、アメリカ、ソ連、中国であるが、アメリカ、ソ連は能力があるが意図はない。中国は意図は別にして能力はないと述べられている。したがって、わが国の防衛は、仮想敵はないと政府は説明するし、現実的にも脅威がないとすれば、それに備えるという自衛隊の存在そのものが疑問となり、まして、それを増強することはナンセンスではないでしょうか。

しかし、いまは脅威がないが、いつ脅威が生ずるかわからないから、それに備える必要があるとも言ひ。かりにそのことを信ずるなら、アメリカを、ソ連を、中国を相手にして戦争をすることに、結果は戦わずして明らかである。かつての第二次世界大戦が実証しているところである。こんなばかんなことを考へているとは思いたくないし、あつてはならないと考へる。

政府はまた、朝鮮半島を見よ、台湾問題を見よ、そしてベトナムを見よ、現実に緊張状態があり、戦争があるではないかと。だが、冷静にこれらの問題を見ると、朝鮮問題といひ、台湾問題といひ、ベトナム問題といひ、これはそれぞれの国の内政問題であつて、他国が口出しをすべき問題ではない。アメリカが軍事力を背景に、民族自決の原則を踏みしり侵略しているところに緊急状態が解けないのであつて、即刻軍隊を撤兵し、その民族に問題解決をまかせるべきである。日本に対してこれらの国が侵略の意図があるわけなし、また能力があるわけでもない。これらの状態を口実に自衛隊の増強をはかることは、無意味以外の何ものでもないと考へる。

最近、政府は、どうもごまかそうと思つても、ありもしない脅威を国民に押しつけることは不可能になつたと見えて、急速に直接侵略の危険はほとんどないものと判断されるが間接侵略の危険性はあると、その戦略を変えつつあるように見受けられる。特に国内における学生運動等をてこにして治安訓練が急速に増大しつゝあるといわれる。間接侵略とは何か。その定義は旧安保条約第一条に

規定されているところであるが、現在のわが国において大規模な内乱がほんとうに起こると思つてゐるのだろうか。大規模な内乱は、武装した革命勢力が立ち上がった初めて起こるものである。レーニンは、「革命はどいつに起きるか。大衆が現在の生活方法でもうがまんができないと思ふだけでは革命は起こらない。統治者が統治能力を失つたとき初めて革命が起こる」と、そして革命は輸出できるものではないと述べているが、まさに真理である。わが国に武装した革命勢力が存在するのだろうか。それとも自民党政府は統治能力を失つたのだろうか。まぼろしの脅威におびえ、むしろまぼろしの脅威が存在するかのごとく見せかけ、軍備の増強に狂奔する姿こそまことにこつぱいであり、あわれでもある。その国の政治がしつかりしていればおそれる必要はない。これはその国の政治の問題である。再び源田さんのことを借りよう。「現にアメリカは世界で一番大規模な犯罪が多い。日本も高度成長で昭和元祿などというが、犯罪はかえつてふえてゐる。貧乏でもない。ひとしからざるものが一番いけない。アメリカなども億万長者がいるかと思ふと失業者がいる。こういう状態が一番いけない」と。また、スウェーデンの経済学者G・ミューダールは次のように述べている。「国際的な場面では、現在一つのドラマが上演されている。それはかつてマルクスが考へたものよりもはるかに大規模に、マルクスの大変動で終結できるように思われる。富める国と貧しい国との間にはおそれるべき所得格差が存在し、しかも貧困が大量の役を演じている。現に格差は拡大しつゝある。貧困は階級意識を持つちつある」と。また、「全世界の三分の一の人間が先進国に、三分の二が低開発国に住んでいる。だがこの三分の一の先進国が手にしている国民総生産は、全世界の八七・五％であり、残りの二・五％を三分の二の低開発国の人間が分け合つてゐるにすぎない。一人当たりになると、そのひ

としからざることを憂へてゐる。日本ではどうであらうか。その傾向はおおむねよくない。むしろ、格差は二〇対一と、金持ち階級と庶民との格差は生じてゐる。国民の生活の苦しさは年々ふえてゐる。こういう政治を改めることが一番大切であつて、軍事力で押えつけようと思ふことは全くナンセンスではないか。自衛隊を増強して幾ら治安訓練をしても何の意味もない。即刻やめるべきではないだろうか。

自衛隊は、そもそも誕生以来、憲法違反の存在であることは多くの学者の指摘するところである。その実証は枚挙にいとまがないほどである。最近、北海道の長沼裁判において、自衛隊の実態が国民の前に明らかにされるのをおそれ、裁判長の忌避などというこそくな手段をとつてゐるが、理解に苦しむところである。自衛隊が真に違憲でないと言ふなら、むしろ進んでその実態を明らかにするため堂々と裁判に臨むべきだと思ふ。ここにも自衛隊の存在そのものがすつきりしない一因があり、国民の納得しないところである。

今回提案された法案の内容を見ると、その中心は隊員の士気を高揚するために七百三十名の准尉制度を設けることであり、隊員の定員及び予備自衛官の定員をふやすことになつてゐる。しかし、こんなこそくな手段で隊員の士気が上がるものではない。自衛隊の存在そのものが疑われ、その目的がはつきりせず、指導者そのものが、軍隊と言つてみたり、技術者の集まりと言つてみたり、考へれば考へるほど論理的につじつまの合わない自衛隊が魅力に乏しいことはあまりにも明瞭である。退職したある自衛隊の幹部は、「誇りなき軍隊」と題して、「現代は汚職横溢の自民党の領袖を最高指揮官と仰がねばならぬ悲哀になつてゐる。しかも、いままでは顔はあつた名前も聞かれないことのない、悪い表現をすればどこのだれかわからぬ人に、長官となつたその日からその人の命令により命を授け出さねばならぬ運命を負わされるわけで、全くやり切れないの一語に尽きる。さら

昭和四十五年五月十三日 参議院會議録第十七号

防衛庁設置法等の一部を改正する法律案

に、憲法上の制約があつても、自衛隊をつくつた以上、もう少し士氣旺盛で清潔なものとすることが出来るはずである。それをばはんでいるのは、歴代政府の自衛隊を単に忠実な番犬にしようとする方針にはかならない。と嘆息している。経済成長のため若年労働力の不足にも原因あるとはいへ、自衛隊の充足率は年々低下し、診断書を偽造してまで隊員を募集せざるを得ない現状、さらに将来の幹部として養成される防衛大学校の生徒ですらその一割は卒業と同時に自衛隊を去つていく。それとあらはな関連もあつて、予備自衛官が年々増加されている。かつての軍隊の二大柱の一つである召集令状が存置されておき、さらに一つの構想として、自衛隊員の実質的な年齢の引き下げであり、旧軍隊の幼年学校が復活されようとしていく。きわめて危険な構想と言わねばなりません。政府は、自衛隊のかかる現状と将来にわたる問題等を見つめ、再検討すべき時期に来ているのではないだろうか。

マスコミ界の大御所と言われる大宅壮一氏は、その著書で、「自衛隊はアメリカの入れ歯である。そして、その入れ歯を本物の歯にしたいと努力しているのが現状である。しかし、入れ歯は入れ歯であつて、本物の歯とはならない」と。自主防衛論が盛んに政府によって唱えられているが、この大宅氏の批判をどう考えるのだろうか。入れ歯が増強することによって本物になるのだろうか、無意味なことはやめたほうがよいと考える。ナポレオンは、「戦争において士氣の状態は勝敗の四分の三を占めている。これに対する人力の割合は残りの四分の一を占めるにすぎない」と。モントゴメリー元帥は、「高い士氣は高価な真珠である。戦闘を見れば見るほど、戦いにおける大きな要素は士氣であることを一より確信せざるを得ない」と言っている。つけ焼きたての准尉制度、そしてその裏づけとなる待遇関係は曹時代と何の変化もないこのやり方で隊員の士氣が高揚すると本気で考えているのだろうか。私は、政府の場当たり的な

やり方にどうしても賛成することができない。中曾根長官は、最近の防衛問題は、軍事的なことと政治的なことが混在し、今後の問題としては、むしろ外交に重点を置いて考えるべきだとの意見を發表している。まさに平和を維持し、人類の幸福を確立するためには、話し合い、すなわち外交交渉が最重要でなければならぬ。そのためには日中問題、日ソ平和条約の問題等、懸案する外交問題の処理こそが一番重要であると思われる。

最近、アメリカをはじめとし、世界各国、特にアジア諸国から、日本の軍国主義復活について指摘され、日本の軍勢力を脅威であると感ぜさせていることは、まことに遺憾のきわみである。したがつて、佐藤総理も、「経済大国が軍事大国になつてはいけぬ。慎重に考えねばならぬ」と言わざるを得ない現状等を考えると、今回の法案にある自衛隊の増強にはどうしても賛成することはできない。

まだまだ述べたいことは多くあるが、時間の都合もあり、この程度にとどめるが、最後に佐藤総理に提言しておきたい。

それは、アメリカの大統領は世界で最大のポストである。そのポストを維持するものは軍勢力ではないといふことである。ケネディ大統領の不慮の死も、ジョンソン大統領の退陣も、そうしてニクソン大統領のみならず、次の選挙にあつては当選しないかもしれないと告白したのも、ベトナム戦争を拡大した結果である。世界最大の軍勢力をもつてしても他民族を支配することはできないし、国際正義を踏みにじることはできない。世界をとうとうと流れる反戦平和の戦いの前にやがて屈服せざるを得ないだろう。この歴史の流れを食いとめることはできないであらう。佐藤総理は、この世界の流れをよく見詰め、いまは理想的と考えられる社会党の非武装中立であつても、人類普遍の原理に基づいた不滅のものであることとし、びを高く掲げ、世界政治の中で名譽ある地位を確立

されることを強く提言するものである。総理がこの道を勇氣を持って進まれるとき、わが社会党は、国民とともに心からなる拍手を送ることを申し添えて、討論を終わります。(拍手)

○副議長(安井謙吉) 玉置猛夫君。

「玉置猛夫君登壇、拍手」

○玉置猛夫君 私は、自由民主党を代表して、ただいま議題となつております防衛庁設置法等の一部を改正する法律案に對しまして賛成の意を表明するものであります。

わが国は戦後二十五年間、自由で民主的な政治制度のもとにおいて、国民の英知と勤勉により、今日では自由世界第二位の国民総生産を誇る先進工業国となるに至りました。この繁栄をさらに続けていくためには、国の内外で平和な環境が維持されることがぜひとも必要であり、これこそわが国民すべての願ひであるとともに、政治の基本的目標も、平和な国際社会と日本の建設にあると思ふのであります。

今日の国際情勢は、米国の大統領特別補佐官キンシンジャー氏の言うごとく、軍事的には両極化、政治的には多極化の世界となつており、かつて、米ソの核均衡のもとで政治的にも世界が兩極化していった冷戦時代とは、国際情勢は大きく変化し、一応、平和共存の時代に移行しつつあるといふことができると思ふのであります。しかし、そのテンポはきわめてゆるやかであり、世界平和は大局的には東西両陣営の力の均衡によつて一応保たれていると見なければならず、この状態が近い将来において大きく変わる見通しは残念ながらないと言わざるを得ないのであります。

しかも、最近における世界の緊張は、中ソの国境紛争、朝鮮半島及び最近事態が緊迫を告げているインドシナ半島等、アジアに集中しているのがあり、わが国をめぐる国際情勢も予断を許さないきわめて微妙な状況にあるのであります。こうした国際情勢の中で、わが国の安全と平和を確保し

ていくことは非常に至難なことではありますが、これには何といつても強力な平和外交の推進がまず必要であることは言うまでもありません。しかしながら、外交的手段は、もともと長い期間の努力の積み重ねによつてその効果を發揮していくものでありますので、それだけに依存して現在の平和と安全を確保していくことは不可能であると思ふのであります。

わが国の周辺に、現実に日本を侵略する意図を有する国のあるなしは別として、巨大な軍勢力を持つ国が存在しているという事実は否定できず、現実の脅威とは、その能力と侵略の意図が結びついたときに発生することを、われわれは常に忘れてはならないのであります。そのため、平和外交の推進と同時に、わが国の防衛体制を平素より細心かつ慎重に整備し、不時の事態に常に備えておくことがきわめて重要なことと思ふのであります。自衛力を持つということは、個人の正当防衛権と同じく、独立国が持つ固有の自衛権を行使するためのものであります。国連憲章第五十一条でもこれを明確に承認しているとともに、わが国の憲法におきまして、自衛隊の存在及びその行使を肯定しているものではないのであります。

わが国の防衛力整備は、自衛隊発足以来、昭和三十三年の第一次防から第二次防を経て、現在、第三次防の四年目に入つていくわけであり、わが国は、これら防衛力整備計画は、いずれも通常兵器による局地戦以下の侵略に對し得る自衛力を整備するものであります。それ以上の核の脅威に對しては、日米安保体制をもつて補充し、憲法で認める自衛の範囲を出るものではないのであります。その点、最近、中共、北朝鮮等から言われるごとく軍国主義の復活などとは、全く無縁のものであります。今日、世界の趨勢は、わが国のとうとうとしているこの自主防衛と集団安全保障とを両立させているもので、この方式で国の安全保障をはかることが最も経済的であり、しかも、効率的な自衛力の整備ということで、すでに常識となつて

いるのであります。

ちなみに、この方式によらなかつた戦前平時の昭和五年ごろにおけるわが国の軍事費は、一般会計の平均で約三〇％を占め、国民生活を極度に圧迫していたことは諸君のよく御承知のところでありまゝです。これに對し、今日では、昭和四十五年度の例をとりますと、一般会計予算に占める防衛費の比率は、わずか七・五％にすぎず、各国との比較におきましても最も低い率を示し、現在、国民生活は安定し、世はまさに昭和元祿と言われているのであります。わが国の経済規模がこれまで伸張してきたのも、日米安保体制のもとに防衛費を最小限にとどめ得たことが、一つの大きな原因となつてゐることは、衆目の一致するところでありまして、何人も否定できない厳然たる事実であることを認識すべきであります。

わが国の国民総生産は、自由世界第二位になつたといへば、いまだ米国の六分の一にしかすぎません。加えて、国内的には、最近とみにその傾向を深めつつある都市化の進行に伴う住宅、交通、公害などの巨額の財政投資を必要とする緊急課題が山積しております。この現状におきましては、政府・自民党がとる自主防衛を第一義としながら、昭和四十五年以降も、安保体制を堅持していくという方針は、まことに妥当、適切なものであり、これこそ国家百年の安泰をはかる最善の策と信ずるのであります。

ただいま議題となつております法律案は、このような状態のもとで進められてゐる第三次防衛力整備計画に基づいて提出されたものであり、わが国防衛力の整備をはかるため、自衛官及び予備自衛官を増員し、准尉制度を新設すること、基地対策等を充実強化するため、防衛施設庁の審議会を統合、改組するものであります。

特に、今回新設される准尉制度については、現在の自衛隊の中核とも言える曹クラスの処遇の改善をはかるとともに、部隊運営の効率化に資するものであります。自衛隊の士気高揚という点か

らも、ぜひとも実現をはかるべき意義を有するものであります。

自衛隊は、国の防衛という重責をにない日夜訓練に励むとともに、災害派遣及び民生安定への協力のおきましても目ざましい活動を続け、国民一般の理解と信頼を得てゐることは、最近行なわれた総理府の自衛隊に関する世論調査によつても明らかであります。すなわち、調査対象者の六九％が自衛隊に好意的印象を持ち、七五％がその必要性を認めてゐるのであります。われわれは、自由で民主的な、そして経済的に豊かな生活を守るためにも、このように国民の大部分の合意を得てゐる自衛隊を育成すべきであり、本法律案を一日も早く成立せしめる必要があると思つております。

最後に、わが国の安全保障という問題は、自衛隊のみがその責を負ふべきものでなく、国民一人一人が、世界の現状に正しい認識を持つとともに、自分の国は自分で守るという自主防衛について国民的共感を高めることが必要なのであります。政府としても、このため今後さらにより一層の強力な施策を推進されることを強く要望して、私の賛成討論を終わります。(拍手)

○副議長(安井謙君) 中尾辰義君。

(中尾辰義君登壇、拍手)

(副議長退席、議長着席)

○中尾辰義君 私は公明党を代表しまして、防衛庁設置法等の一部を改正する法律案、いわゆる防衛三法について反対の意思を表明するものであります。

わが公明党は、かねてより日米安保体制の段階的解消を主張し、その実質的形骸化をはかるため、在日米軍基地の撤去を推進してきたのであります。すなわち昭和四十三年には、在日米軍基地百四十五カ所の総点検を実施し、米軍基地の撤去を要求する国民的合意を盛り上げ、その結果は、同年十二月二十三日、日米安保協議委員会でも五十

数カ所の整理、縮小計画として発表され、今日まで二十数カ所の返還の実現を見るに至つたのであります。しかしながら、いまだ主要な米軍基地は数多く残存しており、狭小な日本国土における米軍基地の存在がいかに大きな不利益をもたらしているかが、今回の基地再調査の結果によつても鮮明となつたのであります。現在まで返還された二十八カ所に及ぶ米軍の基地のうち、自衛隊に使用されてゐるものは名寄演習場ほか八カ所であり、面積の上から実に九五％以上が自衛隊に継続使用されてゐるという点であります。しかも、問題なのは、返還された基地が、正式に返還されてから半年も一年もそのままの状態に放置されてゐるという点であります。この点は、住民の福祉のために、すみやかに政府があと土地利用計画について地方自治体と協議し、積極的な推進をはかるべきであると思つております。

しこうして、自衛隊員及び予備自衛官の充足についてであります。陸上自衛隊は昨年六千名の大量定員増加が施行され、現在十七万九千名を数える状況であります。その充足率は四十四年十二月末、七・五％で、いまだ二万二千四百余名の欠員があり、実質的には二、三個師団分不足している現状であります。諸種の事情から七〇年代の欠員状況を考えると、その募集はさらに困難になることは火を見るよりも明らかであります。隊員募集については、特にいろいろの甘言を加えたり、万策を用いておられますが、これよりも、人間の尊厳の立場より隊員の最高の待遇改善こそ急務であり、医官の充足、訓練時の事故補償等の処遇の改善などこそ先決であると主張するものであります。

次に、防衛庁長官は、去る三月七日、衆議院の予算委員会におきまして、自衛隊員の完全充足は必ずしも必要ではない、少数精鋭主義で隊員の質の向上をはかることに重点を置く一方、予備自衛官の潜在力を強めることが必要であると、自衛隊の基本的な考えを述べておりながら、予備自衛官

三千三百名の増員の充足に躍起となつておりますが、この予備自衛官の増員を強行しようとすることは、陸上十八万体制を確保することとともに、危険な方向への布石となりかねないのであります。さらに、自主防衛及び米たるべき四次防衛に対する膨大な予算について考えてみますと、本年度の防衛関係予算は、自衛隊充足以来の大幅な伸びを示しており、その増加率は、核兵器を持つ米ソはもとより、ヨーロッパ各国の増加率をはるかに上回つてゐるのであります。また、四次防衛の経費は、国民総生産の〇・八から一・一％、すなわち五兆円から六兆円と推測され、本年度の防衛予算の拡大に合わせて国民生活を大きく圧迫するものであります。むしろ、七〇年代は、内政の充実、すなわち国民生活の向上と安定をはかる生活防衛こそ最優先にすべきであると思つております。

また、防衛庁長官は、第四次防衛においては、制海制空権の確保、戦闘機によるパトロール体制の確立、公海上における侵略排除のため対艦爆撃機、対潜水艦作戦用空母の必要性を述べられておりますが、これこそ明らかに自主防衛に名をかりた軍備拡張であり、中曾根長官の言う自主防衛五原則に反するものであり、断じて承認できないところであります。

本年度予算にも、わが国初の国産揚陸艦や対潜飛行艇等の経費も計上されてゐるのであります。が、長官が常に強調されるところの自主防衛の強化、四次防衛における空海力の強化はとも符合を合せており、今後一そう国産兵器武器の大量生産が行なわれることは必然であり、いわゆる産軍一体化問題は今後財界の強い要請となつて政府に迫るものと予想されるのであります。六兆円にのぼる第四次防衛計画とあわせて考えますと、政府の言ういわゆる自主防衛とは、わが国の自由な選択に基づくものでなく、安保体制下における米軍の極東戦略のもとに組まれた自衛力の増強のため、国民向け愛国心の高揚をはかるスローガンに

昭和四十五年五月十三日 参議院會議録第十七号 防衛庁設置法等の一部を改正する法律案

すぎないと思われるのであります。

しこうして、わが国の安全保障の基盤は、いたずらに防衛力を増強するのみでなく、国民生活の向上をはかり、政治、経済、社会的安定と発展をはかり、各国との等距離平和外交を推進してこそ、真の安全保障と言えるのであります。特に、わが国にとっては日米安保の段階的解消を推進し、日中関係の正常化をはかることこそ、わが国の防衛とともに、アジアの平和をはかる最も近い道であることを進言をいたしまして、私は本法案に反対するものであります。(拍手)

○議長(重宗雄三君) 片山武夫君。

〔片山武夫君登壇、拍手〕

○片山武夫君 私は、民社党を代表して、ただいま議題になりました防衛庁設置法等の一部を改正する法律案に反対の討論を行なうものであります。われわれがこの法案に対し反対する第一の理由は、わが国の防衛の根本的な考え方が非常にあいまいなまま、毎年毎年、自衛隊の定員増が繰り返えされているという点であります。政府は、この国会の勢頭における施政方針の演説の中において、これまでの安保体制をわが国防衛の基調とするとの方針を改め、わが国の防衛政策の根本は自主防衛政策であるとし、日米安全保障条約はその補完とすることを明らかにいたしました。しかしながら、その自主防衛政策、日米安全保障条約の位置づけはきわめて抽象的であり、具

体的内容は、いまだもって不明と言わなければなりません。すなわち、政府の言う自主防衛とは、アメリカの核抑止力、それ以外はすべてわが国の防衛体制を整えんとするという態度になるのかどうか、自主防衛の限界をどこに置くのか、あるいは日米安保体制についても、航空自衛隊とアメリカの第五空軍とはどのような任務分担になるのか、また、海上自衛隊と第七艦隊とは一体どのようににかみ合うのか等々、こういう点が全然明らかになっていないのであります。このように、自主防衛と言いつつ、あるいはまた安保体制と言いつつ、その根本がきわめてばく然としたままにされているのであります。しかも、このような実情の中で、毎年のように自衛隊の定員増がはかられ、防衛予算がますます増大しているのが現状であります。しかも、昨年の日米共同声明に基づいて安保条約の機能が強化、拡大されんとしているのであります。こうしたわが国防衛政策のあり方が、海外における対日警戒、対日不信の最大の原因になっていることはすでに周知のとおりであります。われわれは、海外におけるこうした風潮を是正するためにも、また、わが国の安全を全うするためにも、まず、政府が、わが国防衛に対する根本的な考え方を明らかにするのが先決の問題であると考えらるものであります。

反対の理由の第二は、わが国自衛隊のあり方についてであります。わが国の自衛隊は、その発足以来、旧軍時代の伝統を受け継いで、陸海空の、

いわば三軍の縦割り体制となっております。したがって、三自衛隊の横の連絡、効率的な配備は必ずしも十分ではありません。たとえば、同じ防空の任務についても、ホークは陸上自衛隊が管理し、ナイキは航空自衛隊が管理するというように、防衛任務別の体制ではなく、縦割りの体制となつていのが現状であります。これでは防衛力の効率化、総合化を達成することはできないのであります。わが国はいまだにこのような状況にあります。わが国は、しかし、外国——アメリカをはじめイギリス、カナダ等においては、すでにこうした縦割りの体制は再検討され、いわゆる任務別の部隊編成が行なわれておると聞いております。わが国としても、このような科学的、近代的な考え方を取り入れ、三自衛隊を再編成すべき時期に來てい

ると考えるわけでありすが、しかし、政府はいまだこうした前向きな検討を何ら行なっていないことが明らかにされました。われわれは、わが国の最小限度の備えとして、自衛隊の存在を是認するものではあります。しかしながら、いまだに旧軍時代以来の考え方をぬぐい切れず、しかも前述したような、あいまいな防衛政策の上に立つての自衛隊の定員増は、わが国の安全にとって決してプラスではないと確信するものであります。

以上述べた諸点について、今後、政府が真剣な検討を加えられんことを強く要望しながら、私の反対討論を終わりたいと存じます。(拍手)

○議長(重宗雄三君) 岩間正男君。

〔岩間正男君登壇、拍手〕

○岩間正男君 私は、日本共産党を代表して、防衛庁設置法等の一部を改正する法律案に反対するものであります。

中曽根防衛庁長官は、就任以来、いわゆる自主防衛なるものを持ち出し、あらゆる角度から目下そのPRにつとめています。しかし、結論からいって、アメリカの極東戦略に從属して、日米共同声明の路線を推進し、安保条約の自動延長をはかる限り、自主防衛はあり得ません。こうした中での自衛隊の強化拡充こそは、日本の帝国主義、軍国主義復活の路線と、アメリカの新たな戦略の一環であり、アメリカの核戦略を補完するための肩がわりでもあることは、あまりにも明らかであります。かつて、マクナマラ前アメリカ国防長官は、ABMの配備にあたっての記者会見で、「理解しなければならぬ重要なことは、わが戦略核戦力は米国の安全と同盟諸国の安全にとって死活的に重要かつ絶対的な役割りを果たしているかというに、それは本質的に限定された役割りということである、つまり、これらの戦略核戦力だけでは効果的に抑止できないような水準の侵略に対処できる相当数の通常兵力を維持しなければならぬ、したがって、米国とその同盟国にとって安全保障は全段階にまたがる抑止力を保存して、初めて生まれるものである」と述べ、同盟諸国の軍備増強を示唆しているものであります。これ

はまた、ニクソンのグアム・ドクトリンの趣意でもあり、また、これを受けて結ばれた日米共同声明の趣意でもあります。つまり、アメリカの極東戦略の構想は、日本の自衛隊を含むアジアの反共諸国軍を増強し、ベトナム、台湾、韓国等の前進基地に展開配置して、これを維持確保するとともに、その後方にアメリカの戦略報復部隊と機動力のある全般的部隊、すなわち戦術核装備を含む通常戦力を置いて、いざ鎌倉というときには、アメリカの核脅迫を強めながら、まずアジア連合軍を投入するといふものであります。こうした中での自衛隊の強化は、アメリカへの依存度を少なくするところにねらいがあるのではありません。その真のねらいは、アメリカの負担をできるだけ軽くし、日本がそれを肩がわりする方向でアメリカの核戦略の中での責任分担をできるだけ拡大しようにするところにあります。これがいわゆる自主防衛の本質であります。

次に、本法案の内容についてであります。本法案のおもな内容は、政府の海空戦力の強化の方針のもとに、艦船、航空機の就役と組織改編に伴ない、昨年に引き続いて自衛官の定数を、海上自衛隊において五百十人、航空自衛隊において四百七十四人を増員すること、海上自衛隊に新たに予備自衛官制度を設け、陸上及び海上自衛隊の予備自衛官を三千三百人増員すること、さらに、自衛隊の管理体制の強化を目ざして准尉制度の復活をはかることなどにあります。今回のこうした自衛

隊増強計画は、安保条約とそれとにおける日本の軍国主義、帝国主義復活を新たな段階に押し進めるものであります。日本共産党は、自主防衛の装いに隠れて打ち立てられようとしておるこのような対米従属化の軍事増強と軍国主義復活の危険な策動を、きびしく糾弾するとともに、安保条約廃棄、憲法の平和的、民主的条項の完全実施を強く要求するものであります。

以上の点を強調して私の反対討論を終わります。(拍手)

○議長(重宗雄三君) これにて討論の通告者の発言は全部終了いたしました。討論は終局したものと認めます。

これより採決をいたします。本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(重宗雄三君) 過半数と認めます。よつて、本案は可決せられました。(拍手)

○議長(重宗雄三君) 日程第十二より第二十六までの諸議及び本日、通信委員長外十委員長から報告書が提出されました滋賀県に県域ラジオ・テレビ放送局設置促進に関する請願外千四百八十三件の請願を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(重宗雄三君) 御異議ないと認めます。

〔日程第十二より第二十六までの諸議審査報告書は都合により追録に掲載〕

滋賀県に県域ラジオ・テレビ放送局設置促進に関する諸議

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

日本専売公社盛岡原料工場の早期完成等に関する諸議

納税貯蓄組合補助金の増額等に関する諸議

塩専売制度存続に関する諸議(百八十件)

看護婦等養成施設の学生等に対する所得税の軽減に関する諸議(二件)

国民金融公庫の行なう戦傷病者の傷病恩給等担保融資限度額引上げに関する諸議

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

諸物価等の値上げ抑制に関する諸議

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

宅地建物取引業法の抜本的改正に関する諸議(四十四件)

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

国鉄駅の無人化措置等に関する諸議
都内港湾河川のしゅんせつ促進に関する諸議

気象業務の整備拡充等に関する諸議(十五件)
千歳空港利用客の輸送体制整備に関する諸議(二件)

日本国有鉄道の経営合理化対策に関する諸議(二件)

北回り新幹線の建設促進に関する諸議(二件)
過疎地域におけるバス運行の確保等に関する諸議(二件)

東京外郭環状線等の鉄道調査線への昇格及び敷設予定線への編入に関する諸議(十六件)

総野線国鉄新線建設予定線編入に関する諸議
東北、北海道新幹線鉄道の最優先着工に関する諸議

中小企業等協同組合法の改正に関する諸議
霞ヶ浦総合開発に関する諸議

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

基本農政の確立に関する諸議

造林事業の拡大強化に関する諸議

米の作付制限並びに生産者米価引下げ問題に関する諸議
米、牛乳の消費拡大に関する諸議

漁港の整備促進に関する諸議

米の生産調整に関する諸議

国有林野事業に従事する作業員の白ろう病絶滅対策等に関する諸議

果実及びその加工品の輸入自由化阻止に関する諸議(二十二件)

昭和四十五年五月十三日 参議院會議録第十七号

日程第二二より第二六までの請願及び滋賀県に県域ラジオ・テレビ放送局設置促進に関する請願外千四百八十三件の請願 八六四

総合農政施策の早期確立に関する請願

米生産調整奨励補助金の三箇年継続交付に関する請願

米の生産調整の実施に伴う諸施策の推進に関する請願

総合農政の具体的施策の確立に関する請願
米の生産調整対策に関する請願(二件)

造林事業の推進に関する請願(二件)
基準糸価引上げ等に関する請願(二件)

多目的林道の改良舗装に関する請願(二件)
生花市場拡大のため中央卸売市場法の改正に関する請願(二件)

果実類等の輸入抑制に関する請願(二件)
〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

中国輸出品交易会への在日中国人の参加実現に関する請願(十五件)

名古屋矯正管区等六管区に交通事犯者集禁刑務所設置に関する請願

大分地方事務局四日市出張所の支局昇格実現に関する請願(三件)

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

山村へき地の医療対策に関する請願(三件)

国立療養所福岡東病院附属高等看護学院の増改築に関する請願

心臓病児者に対する医療対策等に関する請願(二十六件)

栄養士・管理栄養士の必置義務、業務独占及び

国家試験制度の確立に関する請願(十九件)
労働災害以外によるせき髄損傷障害者対策確立に関する請願(八件)

医師・看護婦の増員に関する請願(二件)
結核予防法・医療保険の抜本改悪反対等に関する請願(三件)

宮崎県祖母傾国定公園内大崩山一帯の原生林の自然保護に関する請願

フィリピン戦没者慰霊碑建立の早期実現に関する請願

未認可保育所に対する公費の助成等に関する請願(二件)

未組織山林労働者の待遇改善等に関する請願

優生保護法の改正に関する請願
精神者手帳交付に関する請願(二件)

療術の開業制度復活に関する請願(百四十一件)
山村へき地の医療保健対策強化に関する請願(二百三件)

保母の処遇改善に関する請願(二十七件)

原爆被害者援護に関する請願(五件)
原爆被害者援護法制定に関する請願(二件)

原爆被害者援護法の制定に関する請願
スモン対策に関する請願(二件)

社会福祉事業法等の改正に関する請願
特殊法人における賃金決定に関する請願(三十八件)

医療保険制度の改革に関する請願(十六件)

ネフローゼ患者保護に関する請願(五件)

職業訓練法施行規則に新たな職種の新定に関する請願

出産費の国庫負担に関する請願(二十九件)
原子爆弾被害者に対する援護審議会設置に関する請願

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

地方財政の確立に関する請願
都市交通事業経営の健全化方策の確立に関する請願

森林病虫害等防除事業に対する特別交付税の配分に関する請願

地方財源の確保に関する請願
地方税法中事業税率の軽減に関する請願(十二件)

地方公務員等共済組合法の改正に関する請願(九件)

地方公務員災害補償法の改正に関する請願(二十四件)

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

元満鉄職員であつた公務員等の恩給、共済年金通算等に関する請願(二十四件)

元満洲拓殖公社員であつた公務員等に対し恩給法等の特例制定に関する請願(十一件)

富山県福光町の寒冷級地引上げに関する請願
新潟県糸魚川市の寒冷級地引上げに関する請願

恩給・共済年金受給者の処遇改善に関する請願(二件)

寒冷地手当の改定に関する請願(二件)
消費者保護行政の確立に関する請願(十四件)
恩給・年金増額スライド制の早期実現に関する請願

新潟県の寒冷級地引上げ等に関する請願(三件)

山形市、天童市及び上山市の寒冷級地引上げに関する請願(二十九件)

新潟県長岡市の寒冷級地引上げに関する請願
新潟県水原町の寒冷級地引上げに関する請願

新潟県南蒲原郡下田村の寒冷級地引上げに関する請願
岐阜県の寒冷級地引上げ等に関する請願

栃木県日光市の寒冷級地引上げに関する請願
栃木県今市市の寒冷級地引上げに関する請願

栃木県鹿沼市の寒冷級地引上げに関する請願
滋賀県愛知川町の寒冷級地引上げに関する請願(二件)

滋賀県龍王町の寒冷級地引上げに関する請願(二件)
滋賀県伊香郡西浅井村の寒冷級地引上げに関する請願(二件)

滋賀県新旭町の寒冷級地引上げに関する請願
栃木県栗野町の寒冷級地引上げに関する請願

栃木県足尾町の寒冷級地引上げに関する請願
栃木県上都賀郡西方村の寒冷級地引上げに関する請願

る請願

兵庫縣朝来郡の寒冷級地引上げに関する請願

(八件)

兵庫縣村岡町及び美方町の寒冷級地引上げに関する請願(十件)

兵庫縣養父町の寒冷級地引上げに関する請願

(十三件)

兵庫縣多紀町の寒冷級地引上げに関する請願

兵庫縣城東町の寒冷級地引上げに関する請願

(三件)

兵庫縣浜坂町の寒冷級地引上げに関する請願

(四件)

兵庫縣波賀町の寒冷級地引上げに関する請願

(四件)

兵庫縣一宮町の寒冷級地引上げに関する請願

(六件)

兵庫縣千種町の寒冷級地引上げに関する請願

(七件)

兵庫縣山崎町の寒冷級地引上げに関する請願

(十件)

兵庫縣青垣町の寒冷級地引上げに関する請願

(八件)

兵庫縣安富町の寒冷級地引上げに関する請願

(五件)

兵庫縣日高町の寒冷級地引上げに関する請願

(三件)

兵庫縣豊岡市の寒冷級地引上げに関する請願

(九件)

栃木縣塩原町の寒冷級地引上げに関する請願

栃木縣塩谷町の寒冷級地引上げに関する請願

栃木縣藤原町の寒冷級地引上げに関する請願

栃木縣塩谷郡栗山村の寒冷級地引上げに関する請願

栃木縣那須郡湯津上村の寒冷級地引上げに関する請願

栃木縣那須郡の寒冷級地引上げに関する請願

栃木縣那須町の寒冷級地引上げに関する請願

栃木縣黒磯町の寒冷級地引上げに関する請願

栃木縣大田原市の寒冷級地引上げに関する請願

栃木縣西那須野町の寒冷級地引上げに関する請願

栃木縣黒羽町の寒冷級地引上げに関する請願

栃木縣大田原市の寒冷級地引上げに関する請願

兵庫縣温泉町の寒冷級地引上げに関する請願

兵庫縣西紀町の寒冷級地引上げに関する請願

兵庫縣丹南町の寒冷級地引上げに関する請願

兵庫縣山崎町の寒冷級地引上げに関する請願

兵庫縣神崎町の寒冷級地引上げに関する請願

兵庫縣大河内町の寒冷級地引上げに関する請願

兵庫縣香住町の寒冷級地引上げに関する請願

兵庫縣一宮町及び波賀町の寒冷級地引上げに関する請願

する請願

滋賀縣長浜市の寒冷級地引上げに関する請願

(四件)

滋賀縣湖北町の寒冷級地引上げに関する請願

(二件)

滋賀縣日野町の寒冷級地引上げに関する請願

滋賀縣高島郡朽木村の寒冷級地引上げに関する請願(二件)

滋賀縣信楽町の寒冷級地引上げに関する請願

滋賀縣彦根市の寒冷級地引上げに関する請願

滋賀縣栗原町の寒冷級地引上げに関する請願

滋賀縣栗原町の寒冷級地引上げに関する請願

滋賀縣栗原町の寒冷級地引上げに関する請願

滋賀縣栗原町の寒冷級地引上げに関する請願

滋賀縣栗原町の寒冷級地引上げに関する請願

滋賀縣栗原町の寒冷級地引上げに関する請願

滋賀縣栗原町の寒冷級地引上げに関する請願

滋賀縣栗原町の寒冷級地引上げに関する請願

滋賀縣栗原町の寒冷級地引上げに関する請願

滋賀縣栗原町の寒冷級地引上げに関する請願

滋賀縣栗原町の寒冷級地引上げに関する請願

滋賀縣栗原町の寒冷級地引上げに関する請願

滋賀縣栗原町の寒冷級地引上げに関する請願

滋賀縣栗原町の寒冷級地引上げに関する請願

滋賀縣栗原町の寒冷級地引上げに関する請願

滋賀縣栗原町の寒冷級地引上げに関する請願

滋賀縣栗原町の寒冷級地引上げに関する請願

滋賀縣栗原町の寒冷級地引上げに関する請願

滋賀縣栗原町の寒冷級地引上げに関する請願

滋賀縣石部町の寒冷級地引上げに関する請願

(二件)

滋賀縣伊香郡余呉村の寒冷級地引上げに関する請願

滋賀縣坂田郡伊吹村の寒冷級地引上げに関する請願

滋賀縣本之木町の寒冷級地引上げに関する請願

滋賀縣愛知郡愛東村の寒冷級地引上げに関する請願(四件)

滋賀縣米原町の寒冷級地引上げに関する請願

滋賀縣蒲生町の寒冷級地引上げに関する請願

滋賀縣甲西町の寒冷級地引上げに関する請願

滋賀縣能登川町の寒冷級地引上げに関する請願

滋賀縣マキノ町の寒冷級地引上げに関する請願

滋賀縣永源寺町の寒冷級地引上げに関する請願

滋賀縣多賀町の寒冷級地引上げに関する請願

滋賀縣東浅井郡びわ村の寒冷級地引上げに関する請願

滋賀縣前沢町の寒冷級地引上げに関する請願

滋賀縣住田町の寒冷級地引上げに関する請願

滋賀縣田老町の寒冷級地引上げに関する請願

滋賀縣下閉伊郡新里村の寒冷級地引上げに関する請願

滋賀縣下閉伊郡新里村の寒冷級地引上げに関する請願

滋賀縣下閉伊郡新里村の寒冷級地引上げに関する請願

滋賀縣下閉伊郡新里村の寒冷級地引上げに関する請願

滋賀縣下閉伊郡新里村の寒冷級地引上げに関する請願

滋賀縣下閉伊郡新里村の寒冷級地引上げに関する請願

滋賀縣下閉伊郡新里村の寒冷級地引上げに関する請願

滋賀縣下閉伊郡新里村の寒冷級地引上げに関する請願

滋賀縣下閉伊郡新里村の寒冷級地引上げに関する請願

滋賀縣下閉伊郡新里村の寒冷級地引上げに関する請願

滋賀縣下閉伊郡新里村の寒冷級地引上げに関する請願

計算書

議院運営委員会

- 一、議院及び国立国会図書館の運営に関する件

本日委員長から左の調査について継続調査の要求書が提出された。

内閣委員会

- 一、国家行政組織及び国家公務員制度等に関する調査

- 一、国の防衛に関する調査

地方行政委員会

- 一、地方行政の改革に関する調査

法務委員会

- 一、検察及び裁判の運営等に関する調査

外務委員会

- 一、国際情勢等に関する調査

大蔵委員会

- 一、租税及び金融等に関する調査

文教委員会

- 一、教育、文化及び学術に関する調査

社会労働委員会

- 一、社会保障制度等に関する調査

- 一、労働問題に関する調査

農林水産委員会

- 一、農林水産政策に関する調査

商工委員会

- 一、産業貿易及び経済計画等に関する調査

運輸委員会

- 一、運輸事情等に関する調査

通信委員会

- 一、郵政事業及び電気通信事業の運営並びに電波に関する調査

建設委員会

- 一、建設事業並びに建設諸計画に関する調査

予算委員会

- 一、予算の執行状況に関する調査

決算委員会

- 一、国家財政の経理及び国有財産の管理に関する調査

災害対策特別委員会

- 一、災害対策樹立に関する調査

公害対策特別委員会

- 一、公害対策樹立に関する調査

交通安全対策特別委員会

- 一、交通安全対策樹立に関する調査

物価等対策特別委員会

- 一、当面の物価等対策樹立に関する調査

公職選挙法改正に関する特別委員会

- 一、公職選挙法改正に関する調査

沖縄及び北方問題に関する特別委員会

- 一、沖縄及び北方問題に関しての対策樹立に関する調査

科学技術振興対策特別委員会

- 一、科学技術振興対策樹立に関する調査

○議長(重宗雄三君) この際、委員会の審査及び調査を閉会中も継続するの件についてお諮りいたします。

本件は、ただいま報告いたしました各委員長要求のとおり決することに御異議ございませんか。

〔異議なしと叫ぶ者あり〕

○議長(重宗雄三君) 御異議ないと認めます。よつて、本件は各委員長要求のとおり決しました。

○議長(重宗雄三君) 本国会の議事を終わるにあたり、一言ごあいさつを申し上げます。

今期国会も多くの重要案件について御熱心な審議が行なわれましたが、諸君の御協力により本院の使命を果たし、無事会期を終了し得ますことは御同慶の至りにたえません。

ここに、諸君の御労苦と御協力に対しまして、衷心より感謝の意を表します。

諸君におかれましては、今後とも御自愛の上、一そう御活躍あらんことを祈つてやみません。(拍手)

これにて散会いたします。

午後十一時三十三分散会

出席者は左のとおり。

議員

議長 重宗 雄三君
副議長 安井 謙君

原田 立君	峯山 昭範君
萩原幽香子君	山田 勇君
青島 幸男君	塩田 啓典君
藤原 房雄君	中沢伊登子君
山高しげり君	市川 房枝君
三木 忠雄君	内田 善利君
沢田 実君	瓜生 清君
高橋雄之助君	内藤啓三郎君
矢追 秀彦君	阿部 憲一君
中尾 辰義君	松下 正寿君
楠 正俊君	奥村 悦造君
上林繁次郎君	田代富士男君
黒柳 明君	宮崎 正義君
田淵 哲也君	片山 武夫君
後藤 義隆君	二宮 文造君
多田 省吾君	渋谷 邦彦君
山田 徹一君	向井 長年君
高山 恒雄君	梶原 茂嘉君
鈴木 一弘君	柏原 ヤス君
北條 浩君	白木義一郎君
小平 芳平君	中村 正雄君
小山邦太郎君	寺尾 豊君
植竹 春彦君	山崎 五郎君
山崎 竜男君	山本敬三郎君

若林 正武君	渡辺 一太郎君	初村 瀧一郎君	内田 芳郎君	重政 庸徳君	高橋 衛君	須藤 五郎君	渡辺 武君
矢野 登君	安田 隆明君	黒木 利克君	菅野 儀作君	迫水 久常君	藤田 正明君	野坂 参三君	春日 正一君
増田 盛君	長屋 茂君	土屋 義彦君	高田 浩運君	宮崎 正雄君	久次米健太郎君	河田 賢治君	岩間 正男君
永野 鎮雄君	中山 太郎君	玉置 猛夫君	大松 博文君	亀井 善彰君	上田 哲君	達田 龍彦君	前川 旦君
西村 尚治君	八田 一朗君	鈴木 省吾君	今 春曉君	和田 静夫君	松本 英一君	戸田 菊雄君	竹田 現昭君
平泉 渉君	柳田 桃太郎君	小林 国司君	園田 清充君	石原 慎太郎君	上田 稔君	山崎 昇君	村田 秀三君
山内 一郎君	佐藤 隆君	中津井 真君	林田 悠紀夫君	長田 裕二君	竹田 四郎君	川村 清一君	大橋 和孝君
岡本 悟君	高橋 文五郎君	鬼丸 勝之君	佐田 一郎君	杉原 一雄君	栗原 祐幸君	田中 寿美子君	沢田 政治君
岩動 道行君	河口 陽一君	大森 久司君	和田 鶴二君	熊谷 太三郎君	川上 為治君	松井 誠君	瀬谷 英行君
任田 新治君	田村 賢作君	中村 喜四郎君	沢田 一精君	温水 三郎君	小野 明君	吉田 忠三郎君	松本 賢一君
近藤 英一郎君	船田 謙君	二本 謙吾君	長谷川 仁君	森 勝治君	鈴木 力君	鶴園 哲夫君	野上 元君
大竹 平八郎君	大谷 藤之助君	源田 実君	鹿島 俊雄君	中村 波男君	山本 杉君	山本 伊三郎君	武内 五郎君
柴田 栄君	堀本 宜実君	丸茂 重貞君	木村 陸男君	谷口 慶吉君	米田 正文君	松永 忠二君	北村 暢君
津島 文治君	植木 光教君	青田 源太郎君	井川 伊平君	木島 義夫君	佐野 芳雄君	横川 正市君	矢山 有作君
鍋島 直紹君	青柳 秀夫君	金丸 富夫君	櫻井 志郎君	林 虎雄君	西村 関一君	中村 英男君	秋山 長造君
小枝 一雄君	山下 春江君	田中 茂穂君	江藤 智君	小林 武治君	塚田 十一郎君	久保 等君	岡 三郎君
前田 佳都男君	平島 敏夫君	剣木 亨弘君	白井 勇君	鈴木 強君	占部 秀男君	永岡 光治君	藤田 進君
森 八三一君	徳永 正利君	山本 利壽君	八木 一郎君	森 元治郎君	小柳 勇君	亀田 得治君	松澤 兼人君
木内 四郎君	西郷 吉之助君	田口 長治郎君	三木 與吉郎君	斎藤 昇君	増原 恵吉君	小林 武君	大矢 正君
新谷 寅三郎君	井野 碩哉君	平井 太郎君	石原 幹市郎君	赤間 文三君	廣瀬 久忠君	足鹿 覺君	成瀬 晴治君
河野 謙三君	上原 正吉君	吉武 恵市君	松平 勇雄君	近藤 信一君	加瀬 完君	田中 一君	藤原 道子君
古池 信三君	杉原 荒太君	那 祐一君	青木 一男君	森中 守義君	阿具根 登君	加藤 シツエ君	羽生 三七君

國務大臣

法務大臣	小林 武治君
外務大臣	愛知 揆一君
大藏大臣	福田 赳夫君
厚生大臣	内田 常雄君
農林大臣	倉石 忠雄君
通商産業大臣	宮澤 喜一君
運輸大臣	橋本登美三郎君
労働大臣	野原 正勝君
建設大臣	根本龍太郎君
自治大臣	秋田 大助君
國務大臣	荒木萬壽夫君
國務大臣	中曾根康弘君

昭和四十五年五月十三日 参議院會議録第十七号

八七〇

明治三十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

定価 一部 四十円
(配達料込)

発行所

東京都港区赤坂葵町二番地 郵便番号一〇七
大蔵省印刷局
電話 東京 五八二 四四二(外)